

平成29年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 3月7日(火) | |
| ○開 会 | 6 |
| ○開 議 | 6 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 6 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○町長挨拶 | 7 |
| ○議事日程の報告 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○町長の施政方針 | 9 |
| ○町政に対する一般質問 | 13 |
| 7番 関口雅敬君 | 13 |
| 4番 岩田務君 | 21 |
| 5番 村田徹也君 | 25 |
| 6番 野口健二君 | 36 |
| 2番 田村勉君 | 37 |
| 3番 野原隆男君 | 44 |
| 8番 大島瑠美子君 | 45 |
| 10番 染野光谷君 | 51 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 55 |
| ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決 | 55 |
| ・議案第1号 長瀬町教育振興基金条例 | |
| ○議案第2号の説明、質疑、討論、採決 | 58 |
| ・議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第3号の説明、質疑、討論、採決 | 60 |
| ・議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第4号の説明、質疑、討論、採決 | 62 |
| ・議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第5号の説明、質疑、討論、採決 | 64 |
| ・議案第5号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第6号の説明、質疑、討論、採決 | 66 |

| | |
|---|-----|
| ・議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第7号の説明、質疑、討論、採決 | 6 9 |
| ・議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第8号の説明、質疑、討論、採決 | 7 2 |
| ・議案第8号 長瀬町税条例等の一部を改正する条例 | |
| ○議案第9号の説明、質疑、討論、採決 | 7 4 |
| ・議案第9号 長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第10号の説明、質疑、討論、採決 | 7 8 |
| ・議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第11号の説明、質疑、討論、採決 | 7 9 |
| ・議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第12号の説明、質疑、討論、採決 | 8 1 |
| ・議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 | |
| ○会議時間の延長 | 8 2 |
| ○議案第13号の説明 | 8 3 |
| ・議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算(第4号) | |
| ○延会について | 8 6 |
| ○次会日程の報告 | 8 7 |
| ○延 会 | 8 7 |



3月8日(水)

| | |
|---------------------------------------|-------|
| ○開 議 | 9 1 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 9 1 |
| ○議事日程の報告 | 9 1 |
| ○議案第13号の質疑、討論、採決 | 9 1 |
| ・議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算(第4号) | |
| ○議案第14号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 2 |
| ・議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | |
| ○議案第15号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 4 |
| ・議案第15号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第16号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 6 |
| ・議案第16号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第17号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 7 |
| ・議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計予算 | |
| ○会議時間の延長 | 1 5 8 |

| | |
|----------------|-----|
| ○延会について | 161 |
| ○次会日程の報告 | 161 |
| ○延 会 | 161 |



3月9日(木)

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ○開 議 | 165 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 165 |
| ○議事日程の報告 | 165 |
| ○議案第18号の説明、質疑、討論、採決 | 165 |
| ・議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算 | |
| ○議案第19号の説明、質疑、討論、採決 | 169 |
| ・議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計予算 | |
| ○議案第20号の説明、質疑、討論、採決 | 172 |
| ・議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| ○議案第21号の説明、質疑、討論、採決 | 173 |
| ・議案第21号 第5次長瀬町総合振興計画(案)について | |
| ○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 179 |
| ・発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則 | |
| ○総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件 | 180 |
| ○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 | 181 |
| ○閉会について | 181 |
| ○町長挨拶 | 182 |
| ○閉 会 | 183 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第13号

平成29年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月2日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成29年3月7日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 | |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | |

不応招議員（なし）

平成29年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成29年3月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 7番 関 口 雅 敬 君
 - 4番 岩 田 務 君
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 6番 野 口 健 二 君
 - 2番 田 村 勉 君
 - 3番 野 原 隆 男 君
 - 8番 大 島 瑠美子 君
 - 10番 染 野 光 谷 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
 - 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第13号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 | |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 | |
| 教育長 | 野 | 口 | | | 清 | 君 | 会計 管理 者 | 若 | 林 | 実 | 君 | |
| 総務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 | | 企画 財政 課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 税務課長 | 田 | 寫 | 俊 | 浩 | 君 | | 町民課長 | 若 | 林 | | 智 | 君 |
| 健康福祉 課長 | 福 | 田 | 光 | 宏 | 君 | | 産業 観光 課長 | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |
| 建設課長 | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 | | 教育次長 | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|--|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | | 書記 | 青 | 木 | 正 | 剛 |
|------|---|---|---|---|--|----|---|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（新井利朗君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年11月から平成29年1月に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月11日に小鹿野町「赤谷温泉・小鹿荘」で「鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

12月19日に横瀬町役場で「第31回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

12月22日に横瀬町役場で「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席いたしました。

1月7日に秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長野口健二君、秩父広域市町村圏組合議会議員大島瑠美子君、岩田務君ともども出席いたしました。

1月11日に埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月12日に寄居町役場で「埼玉県町村議会議長会役員会・町村議会議長視察研修会」が開催され、出席いたしました。

1月19日に浦和ロイヤルパインズホテルで「市町村トップセミナー」が開催され、出席いたしました。

また、同日、秩父神社参集殿で「J Aちちぶ新年祝賀会」が開催され、副議長野口健二君が出席いたしました。

1月27日に「秩父地域議長会正副議長・事務局長研修会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席し、造幣局さいたま支局、豊島区役所を視察いたしました。

2月10日に埼玉県県民健康センターで「町村長・町村議会正副議長合同研修会」が開催され、出席いたしました。

2月28日に埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会平成28年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

暖かい日があったかと思えば肌寒い日が続くなど、まさに三寒四温の繰り返しではございますが、草木も芽吹き始め、日増しに春らしくなっているきょうこのごろでございます。

冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園や梅園につきましても、ことしは寒さの影響もあり、開花はおくれましたが、大勢の観光客やハイカーの方々を訪れ、ロウバイの花や香りを楽しんでいただくことができました。

また、2月6日より防災行政無線を活用し、児童の声による「見守り放送」を実施したところ、早速に玄関先等で下校時の見守りをしてくださっている方がいらっしゃるとのことでございます。地域の皆様のご協力を大変心強く感じるとともに、この場をおかりいたしまして御礼申し上げたいと思います。

さて、国の平成29年度予算案は2月27日の衆議院本会議で賛成多数で可決、参議院に送付され、憲法の衆議院優越規定により、参議院の議決がなくても今年度内の3月28日には自然成立することとなっております。

予算案の内容を見ますと、一億総活躍社会の実現による成長と分配の好循環の強化、経済再生に直結する取り組み、働き方改革の推進に重点が置かれたものとなっております、社会保障費の見直しなどの財政健全化も図るものとなっております。

こうした国等の動向も注視しながら、私は、住民に一番身近に接する町の代表として、住民の皆様のご理解をいただけるよう、簡素な行政運営を進める中にも、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを進めるべく、日々努力しているところでございます。

なお、町政の基本方針等は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関係について申し上げます。超小型モビリティ（通称モビトロ）の実証実験期間が終了し、レンタカー事業として正式に運用が始まることとなり、2月28日に宝登山神社にて出発式が開催されました。交通拠点から離れた観光スポットへの2次交通として利用が期待されております。

また、3月5日に秩父路に春の訪れを告げるお祭りとして恒例になりました「長瀬火祭り」が、宝登山山麓で盛大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。毎年恒例の成人式を1月8日、有隣倶楽部で行い、新たに79名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様にはご出席いただき、ともに新成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて21議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分ご審議いただき、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日は、よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 関 口 雅 敬 君

8番 大 島 瑠美子 君

10番 染 野 光 谷 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9日までの3日間に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（新井利朗君） 日程第3、町長の施政方針。

町長施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成29年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、平成29年度の予算の編成方針と町政運営に関する基本的な考え方、主要施策の概要などをまとめました施政方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は、一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」と指摘されています。

当町に目を向けますと、平成27年度決算において、経常収支比率及び将来負担比率については、前年度より比率が低下しておりますが、実質公債費比率等を含めた財政指標は、県内市町村や類似団体と比較して低位であり、今後も非常に厳しい財政状況が予想されます。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度以降減収となっており、現下の経済情勢では大幅な回復を見込むことは難しい状況であると考えております。

さらに、一般財源として活用できる財政調整基金は、繰越金の一部を積み立てているとはいえ、町税収入や地方交付税、臨時財政対策債の決定状況によっては、相当額の取り崩しを行う必要があり、残高も減少していく見込みとなっており、安定した財政運営には不安を抱かざるを得ない状況にあります。

歳出については、高齢化の進展による扶助費などの社会保障制度に関する費用や老朽化した施設の維持管理費、町債の償還などの経常的経費が増加していることに加え、少子化対策、定住対策、災害への備えや安全で安心のまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など取り組むべき課題は山積しており、施策の展開については、本議会で提案しております「長瀬町第5次総合振興計画（案）」の基本構想及び昨年度策定いたしました「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、施策を効率的かつ継続的に実施していく必要があると考えております。

さらに、秩父広域市町村圏組合の消防指令装置や消防車両の更新、水道広域化等の費用負担の増にも対応していく必要があります。

このような厳しい財政状況が見込まれる中、現状のままこうした事業に取り組んでいくことは極めて困難であり、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを強く進めるとともに、町税収納率の向上など財源確保を進める必要があります。

それでは、平成29年度の当初予算編成に当たり定めました予算編成方針の概要及び施政方針について述べさせていただきます。

まず、前提としましたのは、「長瀬町第5次総合振興計画（案）」基本構想に掲げられた施策の大綱、誰もがいつまでも安心して暮らし続けられるまち、活力を生み出すまち、安心して快適に生活できるまち、一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち、町民と行政との協働によってつくるまちの5つの視点を踏まえ、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に資源を集中して、まちづくりを推進することです。

特に、「子育て支援」、「定住・移住」関連施策については、重点事業として推進いたします。

次に、「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられました基本方針、地域における安定した雇用を創出する、地域への新しい人の流れを創出する、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するの4つの事項に基づき、まちづくりを推進することです。

また、多様化する町民ニーズへの対応、町民の視点に立ったより質の高いサービスを提供するため、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、職員のさらなる知恵と工夫による取り組みにより、町民満足度の向上を図り、町民の参画と協働によるまちづくりの展開を図るとともに、相互に関連し合う事業間の調整を行い、新たな手法の積極的な導入やコスト削減など、将来の財政負担の軽減を図る効率的・効果的な事業運営に努めるよう求めました。

また、限られた人員や予算等の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、事務事業の効率化を行う一方、「意識改革」と「創意工夫」を図り、現在の財政状況を少しでも改善するよう、職員一人ひとりが身近なところからさまざまな取り組みを心がけ、経費削減に努めるよう求めました。

さらに、従来の計上方法に捉われずに全ての事業の見直しを行い、新しい観点で判断するとともに、新規・既存事業にかかわらず、積極的な財源確保に努め、国・県支出金や地方債、その他特定財源の活用を図るよう求めるとともに、維持管理コストなどの後年度負担に十分配慮するよう求めました。

歳入については、町税を初め保育料、給食費等について徴収率のさらなる向上に向け取り組みを強化するとともに、歳出については優先順位の選択を行い、必要な財源は極力既定経費との振りかえや節減、合理化により捻出するよう努め、後年度における財政負担及びこれらに対する財政措置についても十分検討した上で要求するよう求めました。

このような方針に従い予算編成を行いました結果、平成29年度の当初予算案の規模は、一般会計32億910万9,000円、対前年度比1.3%の増、国民健康保険特別会計10億9,184万3,000円、対前年度比6.2%の増、介護保険特別会計7億4,387万円、対前年度比0.2%の減、後期高齢者医療特別会計9,241万2,000円、対前年度比3.0%の減となりまして、一般会計と特別会計を合わせ51億3,723万4,000円、対前年度比2.0%の増となりました。

続きまして、平成29年度予算案に計上した事業のうち、特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明いたします。

初めに、子育て支援について、秩父鉄道を利用する高校生の通学費の一部補助及び放課後児童クラブ事業の第3子以降無料化を新たに実施するとともに、引き続きこども医療費の助成、子育て支援金や入学祝い金の交付、学校給食費の一部公費負担など、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、新たに民間認定こども園に対し施設型給付を行い、子供の健全育成を図ってまいります。

次に、定住促進対策について、コミュニティバスに関する需要調査等を実施するとともに、移住定住促

進に向けたPR事業や町内に新たに住宅を取得する若者夫婦世帯等に対する補助金の交付を引き続き実施いたします。

次に、子供からお年寄りまでが利用でき、あわせて災害時の一時避難場所としての長瀬地区公園の整備を引き続き実施いたします。

次に、町道幹線1号線、通称「南桜通り」の改良など町道の整備を引き続き進め、適正かつ安全な道路管理を図ってまいります。

ただいまご説明いたしました事業のほか、平成29年度もさまざまな事業を予定しております。「長瀬町第5次総合振興計画（案）」基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って、施策の概要についてご説明いたします。

初めに、『誰もがいつまでも暮らし続けられるまち』について、子育て支援については、子育て支援金等の支給や家庭訪問、臨床心理士による相談事業、放課後児童クラブ事業などを進めていくほか、民間保育所への委託及び児童手当支給を引き続き進めてまいります。

高齢者福祉については、住みなれた地域で継続して暮らせるよう介護予防事業や地域包括ケアの充実等に努めるほか、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の更新を進めてまいります。

障がい者福祉については、障害者自立支援給付費事業を初め、障がい者支援サービスの充実に努めるほか、障がい者福祉計画の更新を進めてまいります。

こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の医療扶助についても、引き続き進めてまいります。

健康づくりでは、肝炎ウイルス検査や各種がん検診を実施し早期発見、早期治療の機会を提供するとともに、健康維持や生活習慣病の予防を推進し、引き続き町民の健康増進を図るほか、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者を対象とする人間ドック助成を引き続き実施いたします。

予防接種事業では、各種予防接種を実施し、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。

さらに、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持向上を図ってまいります。

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険については、医療給付費等の増加など制度の運営は厳しい状況にありますが、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めるとともに、国や県に対して制度の見直しや充実の要望を行ってまいります。

次に、『活力を生み出すまち』について、観光客のニーズの多様化などに対応するため、観光案内を初めとした効果的なプロモーションを行うほか、花いっぱい推進事業、桜や観光施設の維持管理等を行い、さらなる観光地としての魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。

農業の振興については、生産者団体及び観光農業の施設整備並びに農作物の種苗費等に対して補助金を交付するほか、井戸農村公園の再整備や矢那瀬地区拠点整備などを進めてまいります。

林業の振興については、林道の維持管理を行うほか、林地台帳を整備し円滑な森林管理に取り組んでまいります。

商工業については、中小企業者が経営に必要な資金を借り入れた場合の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工会への補助を引き続き行ってまいります。

次に、『安心して快適に生活できるまち』について、消防・防災については、消防団資機材の充実を図るなど、消防団の円滑な運営や消防施設、防災行政無線の維持管理を図るなど、災害に備えた事業もこれまでと同様に取り組んでまいります。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理を図るとともに、交通安全啓発などの実施により意識の高揚を図るほか、交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置、道路照明灯のLED化など交通安全施設の整備を図ってまいります。

町道の整備では、南桜通りを含めた町道5路線の改良事業を初め、舗装修繕などの維持管理を進めてまいります。また、道路施設点検を実施するほか、道路施設長寿命化事業として橋梁長寿命化修繕計画の策定を実施いたします。水害などの被害から守るため、河川改修を引き続き行ってまいります。

町営住宅については、施設の維持管理を行うほか、塚越団地の外壁等の改修を引き続き実施いたします。

環境衛生の推進については、上水道、下水道、し尿処理、市町村整備型浄化槽、ごみ処理及び火葬場の経費を負担いたします。

また、温暖化対策事業として、住宅の太陽光発電システム設置に引き続き助成してまいります。

次に、『一人ひとりが生きがいをもって活躍できるまち』について、学校用コンピュータの整備を初め、学校施設・設備の充実や外国人講師による語学指導、特別支援教育学校支援員の配置など、引き続き小中学校の教育環境の充実に向けた取り組みを図るほか、矢那瀬地区の児童安全対策についても引き続き実施いたします。

また、保護者の経済的負担の軽減を目的とした小中学校入学祝い金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与等を引き続き実施するほか、児童・生徒の学力向上を図るため、実用英語技能検定受検料の助成を実施いたします。

生涯学習の推進と生涯スポーツの振興については、中央公民館や総合グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

文化財保護については、国指定重要文化財である旧新井家住宅の改修を引き続き実施いたします。

学校給食については、安全安心な給食を提供できるよう衛生管理を図るなど、施設の維持管理を行うほか、引き続き給食費の一部を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

最後に、『町民と行政との協働によってつくるまち』について、広報については、「広報ながとろ」やホームページの内容の充実に努めてまいります。

情報化の推進については、庁内情報システムの運営管理を行うとともに、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

町民の行政参画については、町への提案やパブリックコメントについて、引き続き実施してまいります。

広域行政については、圏域の広域的な行政課題に引き続き取り組んでいくほか、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めてまいります。

地域活動の推進については、コミュニティ活動の支援、集会所の整備等を行ってまいります。

行財政運営については、総合振興計画等の各種計画に基づく簡素で合理的な行政運営を図るほか、厳しい財政状況が見込まれることから、町税の適正な賦課徴収等を推進するほか、経常経費の削減など財政の健全化を引き続き進めてまいります。

また、ふるさと納税寄附金の収入確保を図り、返礼品による地域産業の活性化を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上、平成29年度当初予算編成に当たりましての予算編成方針の大要及び施政方針を述べさせていただきます。

きました。本町の行財政運営につきましては、今後も厳しい状況が予想されます。今後、国や県の政策判断や経済情勢の変化に影響を受け、当町を取り巻く情勢にも変化が生じる状況もあろうかと存じます。

このような行財政を取り巻く厳しい状況を、私を初め職員一人ひとりが十分認識した上で、一丸となって事業を進めることが重要だと考えております。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、平成29年度に臨む予算編成方針の大要及び施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、町道整備に伴う工事優先順位について、建設課長にお伺ひいたします。

町道の整備を進める上で、区長などの要望、緊急度、用地などにより優先順位があるということは承知しています。12月定例会では、「これらを考慮して予算要求をする」と建設課長から答弁をいただきました。そこで、平成29年度当初予算要求時の整備予定路線の優先順位を伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

当初予算要求時の優先順位についてのご質問ですが、12月定例会の一般質問でもお答えいたしました、継続事業を優先に予算要求を行い、政策的判断、地元からの陳情、要望等、緊急度、危険度、地権者の同意が得られるかなどを考慮し、予算要求を行いました。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁は前回も同じような答弁で終わって、また初めから同じような答弁、具体的に建設課長、要望書がかなり出されていると思うのです。私、全部見たわけではないからわかりませんが、町民からここは直してほしい、あるいはもう以前から区長さんに要望を出してもらえばという話も聞いているので、私が口出さなくても各地域の区長が要望を出して、ここは何とかしてほしいという要望書を受け付けたその具体的な順位を、29年度、継続的な事業といっても、どこかそういう要望の生活道路や側溝だとか、そういうものを直している場所があるのだったら継続的にそこをやる、路線を発表して優先順位というものを町民は知りたがっているのです。いつうちのほうへ回ってくるのだろうか。

きょうも傍聴の中にも区長がいるかもしれませんが、自分が出した要望はどの位置にあるか多分知りたいと思うのです。そういうことで、29年度予算、これから皆さんがしっかりと審議して通過させていくのだらうと思いますけれども、生活道路や、そういう生活面でどこを手をつけていくのか、ちょっとお

知らせください。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

順位ということですが、先ほどもお答えいたしました、継続路線を優先し、新規路線等については政策的判断、地元からの陳情、要望等、緊急度等、また地権者の同意が得られるなどを考慮し進めてまいりたいと思っております。順位について、優先というか、済みません、継続事業というのは前年度から続いてやっている路線でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ここに9人議員が並んでいて、今の課長の答弁で、私はちょっと納得、理解ができなかった。ほかの人が、そういうことでできているのだろうと思います。私にはちょっと理解ができないので、継続的にやる、新規の事業はないとかという話でいけば、具体的にどの路線という言葉が出てきてほしいなという希望的な意味でこの質問をさせてもらいました。これをまた時間使って、ここでやっても多分同じ返事が来るのだったら時間の無駄遣いです。この予算審議でまたしっかり私はやりたいと思いません。

そこで、2番目に移ります。長瀬駅前踏切先の丁字路部分の安全対策の検討結果について、建設課長にお伺いをいたします。長瀬駅前踏切の丁字路部分は道路と踏切が近く危険が指摘されているところで、このため町道認定がされ、道路改良事業が進められています。安全対策については、以前の一般質問において、「引き続いて警察、公安委員会と協議をしていきたい」と答弁していただいています。大分時間も経過しましたので、協議された経過や結果について伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

平成28年度に実施いたしました埼玉県公安委員会と協議中で、再度検討するよう指摘された箇所の修正、変更等を行い、引き続き協議中でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、今の答えは多分、多分ではなく、前の私の一般質問で同じ答弁をされているのです。その後、協議をしてあの踏切、誰が考えても今のままではもう本当に安全対策できていないし、道路の管理責任が問われると思いますよ。課長あたりは、あそこの踏切の先の丁字路部分、見に行くのは平日、役場がやっているときに見に行くのでしょうか。余り人が多く、ぞろぞろいるときだったらまだしも。

私が散歩で見ていると、かなり危ない。ああ、危ない、危ないととめてあげるような状況の場面にぶつかって、これ、警察も何もまだ協議している。あんなの簡単ではないですか、踏切で一旦停止して、ではバスが先で、向こう、上長瀬方面から来るやつが優先に今なっているのだけれども、踏切は一旦停止することはないのだから、上長瀬南桜通りからの路線を一旦停止なんて、これ普通誰が考えても、あそこを承認してあげないと、観光客の人は車で長瀬駅の踏切を渡って桜通りのほうへ来る車が見受けられ、一般の人も町民の人もしょうという方はあります。

あの踏切は非常に危険だから、まだ協議しています、まだ協議しています、それでいいのだったら、もうこれ以上聞いたって同じだから、課長以下さっきも町長の施政方針で安心安全なとあって、いろんなと

ころで出てきて、今もまだ協議中なのだったら、引き続きまたしっかり警察に協議してください。今度私もちょっと秩父警察へでも行って、交通安全の勉強をしてきますよ。課長も引き続き町民や観光客のために、道路の管理責任が問われないように、しっかり安全対策をやってください。では、これはもう聞いても同じだから、次に行きたいと思います。

3番目、雇用促進住宅跡地の事業説明会の実施と計画変更後の検討結果について、企画財政課長に伺います。雇用促進住宅跡地の利用については、計画や予算が議決されましたが、その後、議会に相談もなく事業計画が見直され、現在どのような検討をされているのでしょうか。事業計画策定の段階から、町民の意見を取りまとめた経緯もあり、町民に対しての説明会等を開催することが大事だと思いますが、その考えがあるか伺います。

また、計画変更後の具体的な事業内容について伺います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

雇用促進住宅跡地の利用につきましては、現在更地の状態であり、以前の議会でも答弁をさせていただいておりますが、宅地分譲を取りやめ、アンケート結果や多くの方からのご要望により検討しました結果、子育て支援の充実を図るための施設として計画をすることになりました。事業を実施するに当たり、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、仮称ではございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬として、子育て世代を中心に多くの世代の方が利用できる施設として計画をさせていただいております。また、住民への説明会の開催の考えでございますが、住民の代表であります議会でも説明をさせていただいております。また、町の政策として計画をしているものでございますので、特に説明会等の開催は考えておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 全く答弁が、本当に不誠実な答弁にしか私は受け取れない。しっかり真剣に考えてやっているのに、今の答弁で議員がみんな納得いったのだったら、私はこれ不思議だなと思うのです。雇用促進事業については、変更、変更、変更でちっとも計画どおりに進んでこない。しかも、議会の議決を経た後に、我々に何の説明もなく計画が変更され、これおかしいから私は、この雇用促進住宅跡地利用は審議会までつくって計画を練って、審議会で答申をしっかりと出して、町民の代表の皆さんが、しっかりいろんなスペシャリストが集まって、審議会でこれいいだろうということで出したものを議会で議決したら、今度はそれを計画を変更、誰にも説明しないで計画を変更して、今後議会が代表者だから議会で言うから、ほかの人には説明会等を考えていない。議会の議決を見直してしまってるから、私は町民代表の皆さんにもう一度集まってもらって、計画変更の経緯をしっかりと説明責任があるのではないかとこの質問をしました。

この雇用促進住宅跡地利用についても、先日全員協議会が開かれたときに私しっかり聞こうと思ったら、前向きに考えているということで発言ができなかったのも、ここでしっかり聞きたいと思えますよ。雇用促進住宅は、買うときには建物を利用するということで、我々は議会で賛成をしていったのだと思うのです。その後、今度は住宅をつくりたいから取り壊し、いろんな町民の方が何であれ、ああにいろいろ変わっていくのだろうということで、私のところへもかなり問い合わせが来ます。雇用促進住宅は、私の記憶でいけば、厚生労働省が耐震のしてある建物だと私は理解しています。それを取り壊すことになった、買ってから。その取り壊すのに、議会で説明がありましたよ、鉄筋棒が細くなってしまったから、劣化してい

るから取り壊すのだと。

一つ企画財政課長に伺いますけれども、まずこの計画変更、ここだけ教えてください。この雇用促進住宅をコンクリートの中にある鉄筋棒が細くなって劣化しているというのを見つけたのは誰ですか。これはしっかり教えてください。私、そこは不思議なのです。厚生労働省がしっかり耐震改修もして売り払ったときに、その後鉄筋棒がさびているから壊すという状況になった。誰がコンクリートに穴をあけて鉄筋棒を見たのだらうなというのが、ずっと私は不思議でならないのです。誰か故意的にコンクリートを欠いてその鉄筋棒を見て、ああ細くなってら、やっぱり壊さなくてはというようになったのかなという、ちょっと不思議なので、そこをしっかりと教えてくださいね。

それから、雇用促進住宅を今課長が言うように、議会が住民代表であるというのであれば、なぜ議会で議決したものを勝手に計画を変更して、全員協議会で町長が私に言った言葉を覚えているのは、「女性議会でもこの意見があった。役場の若い職員からの提案があったから、それを取り上げた」という話だったけれども、間違いはないですか。

ちょっと何点かあったのだけれども、町民代表である審議会のメンバーをもう一度集めて説明責任を果たす必要があると思うので、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思うのですが、まず中性化についての判断ですが、どこがしたかということでございますが、これは平成16年に機構側が専門業者に委託をしまして検査をした結果でございます。専門の業者による結果でございます。そのときの数値により説明をさせていただいております。

また、次に委員会で計画をしたのだから、変更する場合も委員会に諮るべきではないかということでございますが、この魅力あるまちづくり総合整備計画の検討委員会につきましては、計画策定になる基本的な方針を検討する委員会で、その方針が出た段階で解散となっておりますので、また再度同じメンバーを集めるということは、もう解散になっておりますので、説明はしていないということでございます。これは、策定段階でも各委員には説明をしております、この委員会については方針が出た段階で解散となりますということで説明はさせていただいておりますので、この委員会については今現在存在はしていない団体でございますので、説明会はしておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと言うのがあきれて言葉が出てこなくなってしまったのだけれども、審議会のメンバーを集めて審議会の答申をまとめたときに、これでまとまったから、では解散しますよ。その後、変わったのだったら、ではその審議会の人に説明を、解散してしまってどこにいるかわからないのだったら、町民全体にいろいろ各地域に説明会やったほうがいいのではないですか。町民の皆さんは、そういう町民の中から選ばれた人が審議会に入って答申をまとめて、あれは跡地利用を決めていったのだから、それを出されたから私たちは議会で認めていった。それをひっくり返してしまったら、もう解散してしまってるから、もう必要はないような言い方だと、今後町民の皆さんから信頼がどんどん、どんどんこれではされなくなりますよ。小手先だけのことでぺらぺらやって、終わった後に変わるのだったら。これ町民の皆さんから、本当に信頼を置いて税金をしっかりと使ってくれという、崩れてきますよ。

そこで、もう一度そういう公園をつくるときでも何でも、計画があったって後からだって、アンケート

を配ったり何だりしてやっているんだから、私はこの審議会のメンバーを集めてしっかり説明責任を果たす必要があるから、もう一度しっかり考え直して説明をしたほうがいいと、質問をします、それ。

それからもう一つ。平成16年に、ある機構から欠陥があったということで壊した。何でもっと早くそれ出なかったのですか。だんだん、だんだんそういう答弁をされると、平成16年といたらもう買う前ですよ。そういうのが出ていて建物を使わなかったら10年ですか、使えという条件がついて手を挙げたのだから、その約束どおりそれやっていくのが当たり前ではないですか。後から、平成16年にこの書類が見つかったから、こういうふうにする。厚生労働省にそれ苦情、課長は言ったのでしょうか。では、その2点をお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

委員会について説明する責任があるのではないかとということでございますが、先ほども申しましたとおり、委員会につきましては解散をしておりますので、特に説明会等の予定はしておりません。

それと、平成16年のこの結果についてということでございますが、平成25年に町が契約するときには、この数字については出ておりました。ただし、契約にもありますように、10年間は機構側としても耐震をやっておりますので、保証はしますと。ですから、10年間については、公用で使ってくださいということが契約書にはうたわれております。

ただ、10年以降については、機構側についても保証はないということですので、そこで中性化の数字を見ましたところ、かなり大きな中性化になっておりますので、これは10年間もたせることもなかなか難しいのではないかと。また、そこで大規模な改造をしても、また経費ばかりがかかって利用効果が余りないのではないかとということで判断をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もう回数は終わっているのだよね。

○議長（新井利朗君） はい。

○7番（関口雅敬君） では、回数は終わっていますので、後から質問をする方が、しっかりそれを取り上げてやってみてください。

では、4つ目の質問に移りたいと思います。井戸の甌穴の周辺整備について、産業観光課長に伺います。井戸の甌穴は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定地域内にあり、ジオパークの推進や観光客の誘客を図る資源として、町全体が観光地を目指す我が町にとって重要な拠点の一つと考えます。そこで、観光客が安心して訪れられるよう甌穴の周辺の進入路や見学路などの整備する考えがあるか伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員の井戸の甌穴の周辺整備についてのご質問にお答えいたします。

地質学発祥の地と称される長瀬は、自然が生み出した観光資源が多くあり、観光客の中には井戸の甌穴を目的として来訪される方もおります。しかしながら、甌穴へのアクセスが悪いため近隣住民に道を聞くなど、観光客にとって困惑するケースもございます。また、現状はキャンプ場の入り口からアクセスする必要があり、観光客とキャンプ場でトラブルになるケースもございます。当町が、町内全域を広域観光を掲げる中で、観光スポットが数多くあることは望ましいことです。このことから、井戸地区の甌穴も含め

観光客の誘引効果が高いスポットについては、周辺地権者の同意や諸条件を検討し、整備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 大変前向きな、すばらしい、私はこういう答弁が来るとは思っていなかったので、原稿を、ちょっとノー原稿でやらなくてはなので。

今課長が言うように、この甌穴は本当に数多く観光、ジオパークを見る方が来ます。以前町長は、あのジオパークを宣伝しないでほしい、親鼻橋の上から見てくれという答弁がありましたが、私もその後、埼玉県立博物館に学芸員で私の知り合い、友達がいまして、その人と話をしたときに、あの甌穴と親鼻橋にあるものは全然違うものだ。例えば動物園に行って、タヌキが見たいのだけれども、タヌキは見ないでキツネを見て帰ってくれって言っているのと同じだよという指導をされました。似たようなものだけれども、全然違うのだよと。関口は、あそこはしっかり質問をしたのだから、しっかりそれは最後までやれよという話も、応援までいただきました。

学芸員からすれば、あの甌穴はすばらしい、本当にジオのものだという思いを持っているということです。そこで、先日地元県会議員が県議会で県に一般質問をしました。私、見に行かないけれども、後に新聞報道でどうい質問をしたか、どう答えたかを記事で読みました。地元県会議員はゴールド観光プランですか、埼玉の。川越に来て秩父で1泊して、2日目に長瀨でライン下りに乗って帰るのが、これがゴールドプランだそうです。このプランにジオを取り入れたそういうPRをしたほうがいいのではないかと、もう地元の県議、一生懸命ですよ。今の観光課長の答弁で、私は簡単なのだと思うのです。あの甌穴のところ、あの井戸の共有で持っている土地なので、その共有で持っている人たちは、関連するところだけ町が買ってしまえばいいではないと言っているぐらい、地主はそうに言っていますよ。それから、あそこに法善寺の持ち分もあるそうです。法善寺もその甌穴に行けるように、やるのだったら理解するという話は私も聞いています。

観光課長は、先ほど言った交渉はどのぐらいしているのか。聞けという話があったので、交渉は何回ぐらいしてますか、その土地について。あそこに町道があると、私は井戸に引っ越してきた人間だから、みんながよくあそこを通学路で通ったのだとか何とかという話を聞くけれども、実際どうなのかわからないのです。だから、しっかり町道の部分を管理していれば、甌穴には簡単に行けるので、幾らでもなるのではないですか。課長、さっきのいい考えで答弁していただいたので、甌穴は本当に大事な一つなのです。あそこに蓬萊島整備して、あんなに近くに甌穴があるのにそこへ行けないのでは、ちょっともったいないから、観光立町にするという意味で、いま一度お答えをしっかりとお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

甌穴に進入する地権者との交渉を何回ぐらい行ったのかということのご質問でございますけれども、甌穴に至るまでの、直接町道から入れないような形になっておりますので、そちらの地権者との交渉ですけれども、その地権者との交渉につきましては具体的には一度も行っておりません。

ただ、現在のところ、甌穴までのアクセスが、キャンプ場の用地を河原から通行することが一番わかりやすいため、キャンプ場利用者と混同してしまい、トラブル等が発生していた状況でございます。町では、キャンプ場と何度か話し合いを行い、甌穴見学者を通行してよいという回答もいただいておりますが、

先ほども申しあげましたように、キャンプ場利用者が甌穴見学者か見分けがつかないため、声かけを行えば、声をかけただけで気分を害する方もいらっしゃると思います。この点が一番のネックとなっております。今回キャンプ場を通らず、隣接地権者の同意が、協力が得られるのであれば、交渉を行って整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、井戸地区の重鎮の方からもこの話はしていただいています。しっかり頑張れという言葉までいただいて、あそこの共有地で持っている土地、甌穴があんなにもめているのはおかしいと言っていますから、地権者等は簡単な交渉はできると思います。ただ、地権者が同意をしても、キャンプ場との契約が何年という、そういうのがあるかもしれませんので、しっかりと交渉をして、地元県議が埼玉県議会の質問をするとすると、応援でこっちからもぞろぞろ行くのでしょうか。しっかり地域の皆さんがその県議の質問を聞いて、ああ我が長瀬町のPRを埼玉県でしてくれるように質問をしてくれているのを見て、いる方はかなりいると思います。だから、きょうぜひこれ約束してくださいね。交渉になるべく早く行って、早く甌穴をジオの、長瀬のナンバーワンの見てもらう箇所と拠点にするようにしてください。すると、これから観光になって、3万人ふやす、4万人ふえる、5万人ふえる、そういう箇所になりますから、ぜひジオのためにも甌穴周辺整備を買うように努力してください。いかがですか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

議員の言われますように、先ほどお答えいたしましたように、地権者とは早急に交渉を行いまして、協力が得られ、新たな進入路等の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ぜひ課長、頑張ってください。甌穴がしっかり見られるようになると、長瀬は本当にこれから観光客は2万人、3万人はふえてきますから、お願いいたします。

では、5番目の質問に入らせていただきます。ユニバーサルツーリズムについて産業観光課長にお伺いをいたします。観光庁では、誰もが気兼ねなく参加できる旅行、ユニバーサルツーリズムの普及促進を目指し、幾つかの事業を展開しています。聞くところによると、長瀬町が、このユニバーサルツーリズムの推進に向けたモデル事業の実施地域に採択されたとのこと。そこで、ユニバーサルツーリズムのモデル事業ではどんな事業をするのか、事業の概要や具体的な内容について伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員のユニバーサルツーリズムについてのご質問にお答えいたします。

今回採択されたユニバーサルツーリズムの促進に向けたモデル事業、これは長瀬町観光協会が観光庁に応募して採択された事業になります。事業概要といたしましては、高齢や障害などの有無にかかわらず誰もが楽しめるように、旅行をする上での何らかの障害がある人たちを想定し、地域が一体となって旅行をしやすい環境を整備するものでございます。現時点では、ユニバーサルツーリズムを促進する上で必要不可欠な関係者を対象とした勉強会を実施済みです。また、あわせて町内の観光施設及び観光スポットを点検し、どのような問題があるか調査を実施しております。

今後は、調査結果をもとに、バリアフリーマップを作成する予定であると聞いております。当課といたしましても観光協会と連携を図り、長瀬町がより魅力的な観光地となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今このユニバーサルツーリズム事業、勉強会を立ち上げて、観光協会がやり始めているところを、観光課もそれに一緒に、もうちょっと強い観光課が入ってくるのかと思ったら、今の話だと観光協会が随分主導的にやって、観光課は本当に後からついていくような答弁に私は聞こえたのです。これ、予算がいっぱいかかるから、観光協会が一般社団法人だからいっぱいもうけて、そういう事業に使っていかせるために、観光課は一步後ろへ引いてるのかなという考えを持ちました、今。

障害者がこの長瀬町に来て、もっとやさしい観光地にしたほうがいいのではないかとというのは、今ここにいる議員の中でも、何人か一般質問で取り上げていたということを私記憶しています。私自身も、以前に障害者の人のためにという質問をした覚えがあります。だから、それから比べるともう随分遅いのだなとは思っています。具体的にすぐ事業はしないかもしれないけれども、課長、この間この事業の勉強会ありましたよね。そのときにどんな内容が出てきたのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

先日勉強会という形で研修会が行われました。JTBの方を講師に招いて、長瀬町における宿泊施設等のバリアフリー対応の情報という形で、現在飲食店等の皆様方を対象に集まっておきまして、車椅子で来られている方等の、実際に観光施設へ立ち上がった場合、また飲食店に立ち上がった場合、どのような障害、車椅子の方が不都合があるかというような形の勉強会を行わせていただいて、飲食店等の皆様方が具体的にこういうところを改善したらいいのではないかとというような形の勉強会をさせていただいております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、この事業は観光に来た障害者の方が、観光を目的に来た場所に、例えば岩畳、ああ、こういう風景かというのを実感する。あるいは神社に行って、ああ、神社のこの空気が、どうもああいい空気だな、そういうのを感じ取る事業を観光協会が手を挙げて、率先してそういうのをやっていくのかなと思ってました。今の答弁でいくと、バリアフリー化にするために、まさか補助金狙いでこういうのをやっているように私はとってしまったのです。意地が悪いかもしれませんが。観光協会の研修会でまず最初に、例えば私のうろ覚えだと、5番議員が直近で岩畳における道路を車椅子でおりられるのかというのが一番、私の記憶だと直近での質問だったと思うのです。

そういうのをやるためにこの研修会を開いてやったのかと思ったら、飲食店に入るのに、障害者の人がバリアフリーで入って食べていけるように、宿泊がバリアフリーでできるようになって、それを一般社団法人の観光協会がまずそこから考えるのは、ボタンのかけ違いもいいところ。この長瀬町に来る障害者の観光というのは、私が調べたのは、観光地に来てその空気に触れる。この景色がこうだということを感じるためにやる事業だと。それ、今の課長の研修会の内容を聞いてみたら、宿泊所をバリアフリーにするとか、飲食店に障害者が入れるようになって、こんなのはもう普通、ごく一般家庭ではもう、年寄りになればバリアフリー化する。私も先日、階段からダイビングしてみたのだけれども、そうならないように手すりをつけ

る。こんなのは当たり前なのだと思うのですよ、課長。

もう私、これで最後の、まだ時間は十分余っているのだけれども、手短かに質問をさせてもらいましたけれども、この事業、まず考える、観光協会が考えていく順序が違うと思うのですけれども、もっと指導をしっかりとやって、観光地長瀬にふさわしい日本一の観光協会にしようと思ったのだから、そういう指導をしてください。最後に、決意表明を聞いて終わりたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

私の説明不足だったかもしれませんが、観光施設というのは岩畳などの自然の施設なども施設ということで含まれております。観光施設や宿泊施設等のバリアフリーということになります。車椅子利用者を前提として、段差や幅、入浴施設やトイレの状況を確認するというので、調査対象は宿泊施設、観光施設、公共交通機関、観光トイレなどになっております。

また、この事業につきましては応募要件がございまして、町が主体でない理由につきましては、本事業の趣旨に合致した取り組みが可能な組織ということで、団体ということでNPOや企業等であること、地方公共団体の応募は不可ということになっておりまして、観光協会単独で応募をしたものでございます。この計画が、観光協会のほうでまとまりまして、ハード事業等で町のほうで実施するようなことが必要になってまいりましたときは、観光協会と連携しながら、また整備のほうも進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。ふるさと納税について町長に伺います。

今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で、幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかという問題提起から、平成20年度にふるさと納税という寄附金制度が始まりました。ここ数年では、全国各自治体でさまざまな返礼品を用意し、ポータルサイトを活用し、多くの寄附金を募っており、長瀬町でも平成28年11月よりインターネットで簡単に申し込みができる楽天ふるさと納税を始めました。そこで3点伺います。

1、当町では、平成27年度決算のふるさと長瀬応援寄附金は88万円で37名からでしたが、平成28年度の

寄附金と申し込み件数の見込みについて。

2、平成27年度分で寄附金控除された人数と金額について。

3、現在の返礼品掲載件数についてお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、3点のご質問でございますが、まず1点目、平成28年度の寄附金額と申し込み件数の見込みでございますが、本年1月末現在での寄附金額は1,185万5,000円、寄附件数は282件の実績でございます。3月までの見込みでございますが、寄附金額64万5,000円を見込み、総額1,250万円に、寄附件数につきましては300件を見込んでおります。

2点目、平成27年度中に長瀬町にお住まいの方がほかの市区町村にふるさと納税をした件数及び金額でございますが、33名、243万7,500円でございます。

3点目、現在の返礼品掲載件数についてでございますが、2月末現在、町で認定している事業所は16件、返礼品は46点でございます。現在ふるさと納税サイトに掲載されています返礼品は39点となっております。認定時期により、まだサイトに掲載されていないものもございますが、現在順次掲載していくこととなります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま町長より答弁をいただきました。ふるさと納税については、私からも議会で話したことがありましたが、やはりポータルサイトの活用や返礼品の拡充による効果は大きいものだと改めて感じました。

しかしながら、寄附金控除額が243万円程度ということでございましたので、27年度までの3年間のふるさと応援寄附金額の平均は58万円でございます。これを差し引きしますと、かなり今まではマイナスになっていたようで、これは会社でいえば収支で赤字だった状況です。やっと今回からプラスになり始めたものと思いますので、これからも商工業者や観光業者などに協力を依頼して、返礼品をさらに充実させ、寄附金額をアップさせていかなければならないと思います。

ふるさと納税の意味の中には、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことで、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながりますとあります。これは、すなわち自治体の努力次第で、直接には寄附金という収入が増加すること。さらに、長瀬町の存在意義、どういった町なのかを改めて考えるきっかけになるということです。また、名産品等の返礼品を通して、町を全国に知っていただくことや、返礼品が増加することでは、増税や雇用の創出にもつながっていきます。

最近では、返礼品も多種多様で、遊漁船の貸切権30万円、マグロ1本とホテル宿泊券で100万円、手掘りの仏像、カブトムシ、オホーツクの流氷などもあり、アイデア次第でさまざまな商品を生み出すことも可能です。また、静岡県焼津市、藤枝市、宮崎県の都農町、北海道の上士幌町などの人気のあるふるさと納税の自治体を見てみますと、やはり努力しているというのがよくわかります。フェイスブックやツイッターなど、SNSで新規お礼品情報やふるさと納税関連のニュースを発信していたり、よくCMでも目にするさとふるを初め、ヤフーふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなび、JTBが運営するふるぽ、当町も利用している楽天ふるさと納税等にも重複して登録しているようです。

再質問ですが、当町としても現状に満足せず、さらにさまざまな場面で目につくようになれば、寄附金額も少なからずふえると思いますが、SNSを活用して情報発信することや、ほかのサイトにも登録することなどは考えておりませんか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

SNSやほかのサイトにもというお話をいただきました。まだ楽天のほうが始まったばかりでございまして、軌道に乗り始めたという状況でございまして。そのような中で、今後そのようなことも可能になってくるのではないかと考えておりますが、現在のところでは楽天のみということで進めさせていただきたいと考えております。

返礼品につきまして、所沢市あたりでは取りやめるといようなお話も伺っておりますけれども、長瀬町の場合には、商工会ですとか観光協会と協力しながら、町うちにあるもの、ある商品、これを利用していただいておりますので、ますますこれからそういったところで返礼品につきましても数がふえてくるものと期待をしておるところでございまして。

以上です。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今は楽天でいきたいということでございますけれども、このふるさと納税もいつまで続くことになるのかもちょっと予測もつかないところだと思いますので、できるだけ早目にいろいろなことを検討していただきたいと思っております。

そういった中で、最近では千葉県の大多喜町や勝浦市などで商品券などの換金性が高く、ふるさと納税の趣旨に合わない商品を終了する自治体が出たり、先ほどもお話しました所沢市では、住民がほかの自治体に納税して、その控除額と差し引きすると赤字になっていたことから返礼品を終了し、終わりなき競争からおり、今後は所沢の自然や文化、事業を応援したいという思いに期待をしたいと表明したようです。ふるさと納税をやめる自治体は初めてのことですが、やはり長瀬町も結果として、今までは寄附金控除額のほうが上回っていたわけで、それは長瀬町に納まるはずの税収がマイナスになっていたということがあります。今回からプラスになる予測だとしても、今後さらに競争が激しくなれば、それ以上の努力をしていかなければ、またマイナスになってしまいますので、ぜひさらなる戦略を実行していただきたいと思っております。

先月、青森市の新市長の公約に共感し、新市政に賛同ということで個人から5億円の寄附があったというニュースがありました。これはかなりまれなことであると思っておりますが、総務省のホームページ、ピックアップふるさと納税を見ますと、ふるさと納税を活用した事業についてレポートされております。一例ですが、香川県高松市では、ふるさと納税を活用した事業について、学校校舎改築事業や高齢者の居場所づくり事業、城跡を生かした観光事業など、用途を明確にしております。そういった自治体のプロジェクトに対して寄附を募るのをガバメントクラウドファンディングというようで、原発事故後、福島県広野町で唯一診療を続けた高野病院を守るためにも、この方法を活用したようです。

長瀬町でも5つの事業について推進など、充実など、観光地づくりなど等々、細かく事業を説明しているようには見えますが、この寄附金でこの町が何をやりたいのかが全く伝わってまいりません。もちろん寄附金の使い道が決まっていなから曖昧な事業内容になっているのだと思いますが、そもそも寄附というのは金銭や財産を無償で提供することですが、道端で知らない方が何のためにだか、使うのだからよくわ

からない寄附金集めをしていた場合に皆さんは募金するでしょうか。多分ほとんどの方が素通りだと思えます。これが、大震災の義援金や世界の恵まれない子への寄附金、幼児の高額な手術費用の募金などであれば、かなりの寄附金を募ることができると思います。それは、募金をするに当たって共感したり、少しでも協力できればという思いや感情が生まれるからではないでしょうか。もちろん返礼品の充実による寄附金のふやし方も一つの手法ではありますが、これだけでは特産品の多いところや人気の特産品がある町には到底かないません。また、この方法ですと返礼品に対する気持ちが先で、どの事業に使ってほしいという意見を求めても、それほど深く考えずに決めてしまっているような気もしますが、いかがでしょうか。

例えば長瀬町は皆様に観光に来ていただいたときに快適に過ごせるようにトイレや休憩施設の整備事業に利用しますや、過疎化や少子化が先進の町として、子育てしやすいまちづくりのために子育て支援センターを建設します。また、町の魅力をふやすために図書館を建設しますなどのように、明確に事業を提示したほうが賛同をしていただける方はふえるのではないのでしょうか。

最後の質問になりますが、今お話ししたように町の取り組みや方針、目標を明確に示すことでふるさと納税の趣旨に賛同し、寄附をしていただくという返礼品目的だけではない、今までと、今までの層とは異なった方にもPRできる方法も取り入れるのはいかがでしょうか。

また、それに伴い平成28年度より始まった企業版ふるさと納税については、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対して、志ある企業が応援する寄附ということであり、昨年11月に2回目の対象事業が決定したようです。こちらについては、企業がこれまでの2倍の寄附控除を受けられるということで、軽減効果があり、個人に比べ1件当たりの寄附金額も高いことが予測され、より多くの寄附金を募ることが期待されますが、当町では取り組んでいく予定はないのか伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ただいま青森市の個人から5億円とか、高松市のガバメントクラウドファンディングとか、そのようなお話をいただきました。町といたしましても、全くそのとおりだという思いの中で、ただいま進めているわけでございまして、27年度までは一般財源として翌々年ですか、入れておりましたけれども、28年度からは基金として積み立て、ふるさと納税でこういうものができましたというような形あるものとして残させていただきたいということで、今話を進めているところでございます。また、先ほど1,185万5,000円の話させていただきましたが、この中には300万円寄附をしていただいた方もございます。返礼品は要りませんということでいただいております。また、3月の広報にも出させていただいておりますけれども、350万寄附をいただいたというような、そのようなご寄附もいただいております。やはり形あるものに残させていただくというのが一番の趣旨かと思っておりますので、そのような方向で進まさせていただきますと思っております。

それからまた、企業版ふるさと納税につきましてでございますが、企業版ふるさと納税制度は、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に税額控除の措置があるもので、自治体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画し、企業に相談をし、寄附の確約ができました段階で国に対し地域再生計画を提出し、国の事業認定が受けられた場合に企業版ふるさと納税が実施できるということになっております。企業としても、例えば1,000万円通常の寄附をした場合、控除額は3割の300万円の控除でございますが、企業版ふるさと納税ということになりますと6割の600万円の控除が受けられ、企業としてもメリットがあるわけでございます。町としても、ある程度大きな計画ができた段階で企業版ふる

さと納税の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 地方創生予算について町長にお伺いします。

町では、昨年度まち・ひと・しごと創生加速化交付金を通常事業分、小さな拠点づくりとして400万円の交付を受けたと思います。この事業は1年経過をしようとしていますので、進捗状況を伺います。

また、政府は本年度以降も地方創生を進めるための予算を継続しており、まちづくり推進への効果が期待されております。そこで、本年度地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金の交付獲得に向けいかなる申請を行い、どのような交付決定がされたのでしょうか。

また、その事業実施によるまちづくり波及効果を伺いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、小さな拠点づくりの進捗状況でございますが、平成28年7月1日に矢那瀬地区拠点づくり構想策定業務を、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所と委託契約を締結し、小さな拠点づくりの構想策定を実施しております。構想策定に必要となる地元住民の意識調査、意見の収集のためのアンケート調査とワークショップを実施いたしました。アンケート調査、ワークショップにつきましては、矢那瀬地区の住民を対象として、地区住民が主体となって意見を出し合い、矢那瀬地区で抱えている課題の洗い出しや拠点に必要な機能、運営への参加方法などの検討を行いました。現在意見等を取りまとめた構想を、委託先である株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所で作成しているところであり、この構想をもとに拠点づくりに適した場所の絞り込み、用地測量と必要な拠点の整備方針や運営方法を計画していく予定でございます。

次に、地方創生関連の交付金申請、決定、波及効果につきましてのご質問でございますが、平成28年度につきましては、地方創生推進交付金につきましては申請しておりません。前年度の加速化交付金で小さな拠点整備事業の繰り越し分を本年度実施しているものでございます。地方創生推進交付金は、ソフト事業が中心となっております。なかなかソフト事業に重点を置いた計画は難しく、ハードが入るものにつきましては審査も厳しく、加速化交付金のように採択されない場合が多く、なかなか新規事業として提案できない状況でございます。そのようなことから、加速化交付金で不採択になった事業を縮小し、本年度は埼玉県ふるさと創造資金2分の1の事業を活用し、移住定住事業の事業を実施しております。補助の内容は違いますが、地方創生事業として実施しております。

また、地方創生拠点整備交付金につきましては、国の補正予算で子育て世代を中心とし、どの世代でも利用できる施設としまして、仮称ではございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬の申請を行い、事業採択され、町への交付金の上限の交付決定を受けたところでございます。この後の補正予算に計上させていただいております。国の補正予算事業ですので、平成29年度に繰り越しをし、事業を実施してまいります。事業の波及効果でございますが、事業を複数年で予定しておりますので、すぐに結果が出るものではないと

考えております。また、移住定住事業につきましても、継続して続けていくことにより成果が出るものと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問ということですが、まず昨年度の加速化交付金400万円なのですが、矢那瀬の拠点づくりを目的にしたものだというふうなことです。これ政府のほうで何か4点示しているのです。特に、多分この中では集落生活圏の維持、地域収入の確保等、またはコミュニティビジネスの実施とか、そんなふうな項目があるので、そのどれかと思うのですが、当初この拠点整備について、矢那瀬の活性化委員会に尋ねているので、その活性化委員会の答申を待つとか、そのようなお話だったわけなのですが、実質的にこの活性化委員会というのが、先ほどワークショップであるとか、アンケート調査を検討ということになっているのか、そこのところの活性化委員会の活動といいますか、がわからないので、そこのところを再質問でお伺いしたいと思います。

なお、ジャパンインターナショナル総合研究所というところにもう委託をしたというふうなことなのですが、実際委託をするのに、こういうふうなことをやるのでという委託をしたのか、そうではなくて、要望とかアンケート結果だけを振って、どこに何をしたらいいのでしょうかというふうな振り方をしているのか。多分来年度予算にもちょっと出てたので、その場所とか、そんなふうなものはある程度確定しているのではないかなと思うのですが、そこのところを再度聞きたいと思います。

なお、本年度の地方創生についてですか、県のほうからのふるさと何とかというの、これ結局地方創生の中の予算です。3回目に2月3日に確定されたという事業だと思うのです。これは、特に多世代が集えるような施設というふうなことだと思うのですけれども、これ今町長も言われましたが、内閣府が定める地域再生基本方針に基づき地域再生計画を提出、本町ではしてあるのでしょうか。これ、認定は受けていないのかどうか。まず、これ古い資料なのですが、2008年時点で1,076件の認定がなされたわけなのです。もう一回言います。2008年です。ということは、今は2017年、約9年間たってますので、これ相当額ふえているのではないかなと思うのですけれども、ちょっと私の調べた限りでは、現在のほうがわからなかったもので、もしこれ認定を受けていなかったのなら、何で受けていないのかなということ、この2点ですか、大きく質問したいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

活性化委員会のお話でございますけれども、以前から活性化委員会のお話が出ていたと思います。そのような中で、以前は全く予算がついておりませんでした。昨年400万の予算がついたわけございまして、その予算がついた時点で活動をしっかりと始めたということでございます。そのような中で何回もワークショップをしたり、話し合いをしたりしております。細かいお話につきましては、内容につきましても課長のほうから答弁をさせていただきます。

それからまた、2008年に認定が始まったという地方創生のお話でございますけれども、こちらにつきましても課長のほうから細かいお答えはさせていただきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

矢那瀬活性化委員会というのが地元で以前から作成されておまして、この拠点づくり構想を策定する

に当たりまして、活性化委員会と町のほうで協力をし合いながら検討を行っております。ジャパン総研のほうの構想を、構想策定業務ということで、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所のほうに委託しております。この構想策定に当たりまして、アンケート調査、これは町のほうで実施いたしました。町のほうで実施したもので、構想策定業務のほうの中の費用として充てております。

それから、ワークショップにつきましては、この活性化委員会を中心に、今後の地域住民が主体となって意見を出し合いまして、矢那瀬で抱えている課題の洗い出しや拠点となる機能の検討を行っております。

それと、場所につきましては、候補地ということでワークショップのほうでいろいろ検討を行い、2カ所ほどに絞り込まれてはおりますけれども、まだ地権者との交渉を特段行ってはございませんので、現在のところは未定となっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、地方創生拠点整備交付金の関係につきまして回答させていただきます。

まず、再生整備計画は提出したのかということでございますが、1月に提出しております、認定を受けております。流れとしましては、提出をした後、認定があつて予算内示、それから2月になりまして交付決定が来ております。認定されないと交付決定になりませんので、交付決定されたということは認定されているということになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、矢那瀬の小さな拠点というふうな事業が、今このように進んでいるというのは私の頭の中にわかったのですが、ではどんなふうなということはちょっと今の段階ではつかめないということで、まず矢那瀬地区は多分今現在116世帯、約300人が居住されています。その高齢化率とか、高齢者世帯とか、単身世帯等についてのデータは町としてお持ちなのかどうか。細かい点は、持っていれば持つだけで結構です。現状把握としてそういうものを持っているのかどうか。

それから、小さな拠点として整備するという事は、これ何をというのとはよくわからないのだけれども、どうもこれからハード面で何かつくっていくのだと。待てよ、では例えば公民館ではない、地区の公会堂みたいな感じで、そこに人が集まるとか、そういうものなのか。それだけだと、それでは活性化にはつながらないのではないかな。当然そうだと思うのです。だから、矢那瀬地区が、場所が広いにわたっては住居が点在しているというふうなところが、ほかの地区とちょっと違うかなというふうな気がするのですが、そこでこれから若い人たちが入ってくるとか、若い人たちが出ていかないようにとか、そのような計画があるのかどうかと、そういう期待される効果というのですか、それについて伺いたいと思います。

あとは、地方創生のほうの本年度のまた補正予算が出るというふうなことでありますが、これ多世代ふれ愛ベース事業だと思ふのです。多世代ということなのですが、これまず樋口地区に、名前がちょっと出てこない。ひのくち館があります。あれを拡大したようなものなのかな、ちょっとそんな感じがするのですが、ひのくち館があると。それで、今度はここに来年度以降ですか、つくっていくと。そして、今度は長瀬にも公園ができると、そういうところも当然高齢者の体力強化云々というふうな計画もあるようですが、そういうふうなものが点在といいますが、ではひのくち館はどんなふうな意味合いを持ってくるのだろうと。学童保育の拠点になるのかなと、ちょっとそんな感じがして、あっちにもこっちにも、そうでは

なくて、各地域にそういうのをこれからつくっていくのだというふうな感じているのか、そこはちょっとわかりません。

さらに、先へ進むのですが、本年度の交付金については10分の5の多分事業ではないのかなと思います。この間の説明だと10分の総額が7.5になるというふうなお話なのですが、国のほうでは特に臨時財政対策債なんかについては、もう28年度で終わりなのです。平成28年度で終わりなのです。課長が首かしげていますが、25、26、27、28で終わりなのです。ところが、これ平成3年ごろから始まったので、どんどん、どんどん更新されているのです。だから、また3年延ばしますよって、そうでしょう。だから、一応はこれが要するに政府のほうも、実際問題として今現在1,100兆円ぐらいですか、という借金があるわけです。交付税に関しては50兆円の借金を背負っているわけです。国の予算の半分は、要するに国債発行とかいうことで借金をしているわけです。だから、国のほうも交付金の5年度に算入、繰り入れしますよと言っているのだけれども、この制度は一応制度上は28年度で終わりというふうなことが出ているのですが、当然来年度以降もそれがまた3年とかいうことに、私が調べた範囲です。そのところが大丈夫なんかどうかと。5年度国から入ってくるから大丈夫なのですよというものが調べてあるのかどうか、そこについて課長でも結構です。この2点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

樋口のひのくち館、そしてまた長瀬地区にございますいきいき館、今回ふれ愛ベース長瀬ということで事業を進めさせていただく予定でおりますけれども、各地区にそのようなものを設置して、なるべく地区の方たちが行きやすいような拠点ということで考えております。ですので、今回設置予定のふれ愛ベース長瀬につきましては、本野上地区です。あちらの方たちが一番の核になると思いますけれども、容積も大きいですから、町全体の人たちが使っていただける施設になるのではないかと考えております。

細かい内容につきましては、福祉課長のほうから説明をさせていただきます。

それから、もう一つありましたよね。

〔「矢那瀬地区の高齢化とか」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 矢那瀬地区ですね。矢那瀬地区につきましては、データは出ております。そしてまた、期待される効果でございますけれども、そのようなものをこれから整備するということになりました。ただいま空き家が大分あるわけでございますけれども、先月その空き家をお求めになった方もいらっしゃいます。これからそのようなものも活用させていただきながら、空き家対策にも力を入れさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、事業を担当いたします健康福祉課より今回の補助事業で建設予定の建物についてご説明を申し上げます。

この地方創生拠点整備交付金を受けて、次代を担う子供たちを育む環境と、生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点、仮称多世代ふれ愛ベース長瀬を建築するものでございます。施設の整備に当たっては、子育て世代や移住してきた方の情報交換の場、アクティブシニアが子育て支援プログラムの企画や実施による新たな出会いの場、また健康増進事業やサロン事業を行う場として活用することを想定しております。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君に申し上げます。ただいま発言中ですので、私語は慎んでください。

○8番（大島瑠美子君） はい、わかりました。気をつけます。どうも済みません。

○健康福祉課長（福田光宏君） 建物の必要性の根拠としましては、長瀬町人口ビジョン、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針の3の2において、妊娠、出産、子育てに関する支援に、複合的子育て支援拠点の整備が明記されていることや、女性議会で要望が出されたり、総合戦略のアンケートにもご意見があることが挙げられます。

建築物は、木造平屋建てとしまして、建築面積は約424平米として、以下の事業について実施予定であります。1番、子育て交流広場として親子サロン、気軽に遊びを通じて子供や親同士が交流できる場や、シニア世代による子育ての相談の実施の場や、子供ルーム、乳児向けの遊び場やベビーサロン、マタニティサロンの実施の展開、そして子育て関連情報発信並びに子育てや発育などの相談スペースの確保を考えております。2番、シニア交流広場として、世代間交流事業やサロン事業及びボランティアの育成の推進を考えております。

建物の設計施工につきましては、補助事業の実施期間が短いことや、建築に関する専門職が不在のため、専門家より提案を公募し、提案された内容で町の方針に最も適した設計者を選ぶプロポーザル方式にて実施する予定であります。そのため設計者選定後に契約を締結して、具体的な設計業務を行うこととなりますので、现阶段での建築物の詳しい内容は未定でございます。

今後のスケジュールにつきましては……

〔「今後はいいです。済みません、時間がなくなっちゃうので、申しわけありません」と言う人あり〕

○健康福祉課長（福田光宏君） 以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番議員、発言を求めますか。

○5番（村田徹也君） 先ほどの回答がないので。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

ワークショップで検討された内容につきましては、今後の設置施設等を考慮しまして、交流施設や参加しやすいイベント等が行える地域交流スペース、それから防災拠点としての防災施設、それからコンビニやスーパー、あとマルシェなどの食料、日用品の販売施設、それから観光案内所や北村西望のモニュメント、それからからくり時計など観光スペース、それから農産物の直売所や農産物の加工販売施設、農業の産業化スペースというような形の施設ができればいいというようなことで、地元からの要望はまとまっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の臨時財政対策債について、今後も大丈夫かということでございますが、国で定めています地方財政計画というのがございます。その中に、財源不足の補填という項目がありまして、平成29年度から平成31年度の間において、国と地方の折半ルールを適用することとということになっておりまして、臨時財政対策債の発行ということが記載されておりますので、少な

くとも平成31年度まではこの計画に載っておりますので、その間は大丈夫だということになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの企財課長の答弁につきましては、私まだこれ閣議決定されたとか、予算通ったとか、そこまでいってるのかどうか分からないのですが、申しわけないのですけれども、2001年創設された、当初は3カ年の臨時措置として導入されましたが、現在に至るまで延長され、当面は2016年度までとされていますというふうなことなのですが、それがもう公表されたわけですね、閣議決定等されて、予算が通ったということですね。と認識します。

では、大変丁寧に答弁いただいたので、30分もかかりましたので、次に進ませていただきます。文化施設の整備計画について、これも町長にお伺いします。長瀬町では、公民館、図書館、文化会館等の文化施設を他町と比べると、その脆弱さは否めないような気がします。その町に住む住民は、自分たちの居住する地域の文化に誇りを持って生活しています。文化程度は物質的な面だけではかることはできませんが、当面の文化施設の脆弱さは、住みやすい、住んでみたいという観点でマイナスになっているのではないのでしょうか。そこで、今後の文化拠点の整備計画はできているのか、そのための財政措置は講じられているのかお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

文化拠点の整備計画、それに伴う財政措置についてのご質問でございますが、総合戦略のアンケート結果でも、図書館を含めた文化施設等の建設を望む声がございました。現在長瀬町公共施設等総合管理計画を策定中で、まだ最終的なものではございませんが、その中に中央公民館、保健センターは設置後一度も大規模改修を行っていないため、早急な改修が必要との途中経過を聞いております。大規模な改修工事になりますと、多額の費用が必要となることが予想されます。

このようなことから、国でもこの公共施設等総合管理計画の策定を条件に、公共施設等適正管理推進事業債の措置を行い、適正管理を進める方針が出ております。公民館や保健センター等の施設を改修し、使用し続けるか、また新たに図書館等を含めた複合施設を建設するか、現在検討を始めたところでございます。来年度早々には、現在策定しております公共施設等総合管理計画により、整備計画を検討するためのプロジェクトチームを役場内に設置する予定で進めております。この公共施設等適正管理推進事業債は、平成33年度までとなっておりますので、新たに建設するとなった場合の財政措置については、今ご説明いたしました適正管理推進事業債の活用と、本年度設置いたしました公共施設整備基金の活用を考えております。

長瀬町は、文化施設の整備が不十分であることは十分承知しておりますので、どのような計画になるのか未定ではございますが、今後の維持管理等の経費も検討し、計画が実現できますよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） なかなか町の財政も大変だと思います。いろいろ公園をつくったり、矢那瀬に拠点整備をすると、これも先ほどの話を伺うと、今後大分予算がかかってくるのではないかなと。なおかつ、中央公民館、保健センター等の改修、または新たな建設というふうなこともやらなければならない。特に

現町政ということではなくて、立派なこの役場庁舎はありますが、そういう文化的なものについておろそかに、おろそかにしてきたというのですか、は歴代の町政で、ある意味負の遺産と言えるのではないかなと。それを何とかしなければいけないと。当然ランニングコストはかかってくるわけです。

先ほどの公共施設管理云々というのについては、これこのまま業者見積もりとかするわけですか、保健センターを例えば改修するのにどのくらいかかるとか、中央公民館改修するのにどのくらいかかるとか、さもなくば新たにそういうものを建設した場合にどのくらいかかるとか、そういうものを含めての計画ということですね。これ平成33年までというふうなお話なのですが、文化施設の拠点ですか、例えばこれもありますよね、過疎地域自立促進特別措置法というのがあります。これ以前言ったこともあるのですが、この中に過疎地域自立活性化推進事業に申請して特別交付金を受けた場合には、70%の普通交付金を基準財政需要額に算入されるというふうなこともあるわけです。

今、日本の市町村で、市で791、町で744、村が183、計1,741の自治体があるわけですが、この中でこの過疎地域自立促進特別措置法に申請している、面積でいきますと、市町村です、57.3%、その中に住んでいる人たちが8.8%で、指定されている市町村数が797で45.8%、これもっとふえているかもしれません。長瀬町の財政状況を見ると、この過疎地域自立促進特別措置法に示された申請をしてあってもいいのではないかなと。そうすれば、場合によってですけども、地域文化振興を図るための施設建設のためという12条に出ているのです。この特別措置法の中で、後で見ていただければわかると思うのですが、第12条というところで、もう一回言います。地域文化振興を図るための施設建設のための地方債の70%は云々ということが書いてあるわけです。こういう方法もあるわけです。急にこう言っても、当然町としてもそういうのは調べたりということはされていると思うのですが、いずれにしても文化施設が非常に脆弱でといいますか、今の現状では他の秩父管内の地域と比べてみて、文化会館等が整備されていないというふうな現状もありますので、そのところをもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま過疎地域自立促進特別措置法のお話をいただきました。これですと有利なというお話でございますけれども、町のほうでもこの点につきましてはしっかり勉強させていただく中で、こちらではなく、公共施設等適正管理推進事業債というのがございます。こちらを活用したらどうかというお話もいただいているところでございまして、細かい……。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうですね、過疎地ではないからね。細かい内容につきましては、課長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは2点ばかりあったかと思えます。まず、計画をする場合、金額等が出ているのかということでございますが、まだどういうものをするかということも決まっていますので、金額は出ませんが、今計画を進めております公共施設等の総合管理計画の中には、国の算定基準がございまして、例えば中央公民館であれば、面積に25万円を掛けたものが大規模改造の費用になります。保健センター等の保健施設につきましては、面積に20万円を掛けたものが大規模改造の経費となっております。それでいきますと、公民館については、大規模改造する場合は5億ちょっと、それと保健センターについては1億7,000万円程度の費用がかかりますという国の平均的な基礎になります。これが建てかえに

なりますと、公民館が8億5,000万、保健センターが3億というようなことで、保健センターと公民館を建てかえると11億以上の経費がかかるという試算は出ております。

それと、あと2点目の過疎地域事業のものですが、長瀬町は過疎の指定がされておられませんので、この事業については一切申請ができない状況となっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 過疎地域に関しては、ちょっと非常に難しい規制があるようなのですが、指定されていないのではなくて、私は申請していないのではないかなと思ったのです。というのは、いろいろあるので、ちょっと読んでみます。ごく一部ですが、昭和35年から平成7年までの35年間の人口減少率、人口減少率が30%以上A、B、人口減少率が25%以上で平成7年の高齢化率が24%以上。C、人口減少率が25%以上で平成7年の若年者比率が15%以下、これのどこかに該当すればというような項目があります。これは後で調べていただければわかると思うのですが、また昭和60年から平成22年までの25年間の人口減少率云々というのが人口減少率19%以下とか、当時にさかのぼって人口等を調べなければわからないので、何とも言えないのですが、私がこれを読んだだけだと、該当するのかなと。また、あとは財政要件として3カ年平均が財政力指数が0.49以下とか、こういう項目があります。これだと当てはまっています。ということで、もしもこういうことで797の市町村がこういうところに申請しているのであれば、こういう有利なところはやっていくという方向は必要なのではないかなと思いますので、私の言ったことが間違いかもしれませんが、もし適用になるのなら、そういう方向もあるのではないかとということで、指定されていないのではなくて、指定申請していないのかどうか、これ大分違うと思うのです。責めてるとか、そういう問題ではありませんが。

では、もう少し文化についてなのですけども、そもそも文化ということで考えるといろいろあると思うのです。文化がどうなのだということは、こんなところで論じることではないと思いますが、物質的なもの、精神的なもの、制度的なもの、この3つを含めて、ある程度文化と考えているのではないかなと。文化と言った場合に、文化の発表ができるホールがあれば文化だということでは当然ないわけです。そんなふうなものを従属させていくということで、これは今の現状では、ちなみに1月にありました郷土ふるさとのかるた大会でもエアコンが作動しなかったと。あのエアコンが作動しなかったについては、毎年28万円ぐらいで整備点検費をとっているのです。予算で28年度もその整備をしたわけなのです。ただ、こういう現状なのだから、急を要するような状況になっているのではないのかというふうなことで思いますので、再度先ほどの過疎地域の件、申請してあるのか、申請したことがないのか、該当、本当にもうしたのだけれども、該当しないのか、認定されないのかと、もしわかればそのところをお願いします。

なお、これは施設とは多少離れますけれども、例えばスポーツイベント等で秩父管内では、きのうも皆野町で新たに、もう3回目ぐらいですか、美の山マラソンなんて始めました。小鹿野でも横瀬でも秩父でもそんなふうなのをやっていると。長瀬はそういう、これはスポーツを文化という、見る面もあります。こういう行事についても長瀬だけないと。東秩父もあります。そういうとちょっと、だからさっき文化は何かってちょっと言ったのですが、そういう点でも少し文化ということについて、町でもスポットを当てていただきたいなというふうなことで発言しました。答えられる範囲でお願いします。課長でも結構です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、過疎地の申請でございますが、ちょっと私どもも調べてはみま

すけれども、あくまでも国のほうの指定ですので、町で出すものかどうか、そういう調査も1回も来ていませんし、どういうふうなことかちょっとわからないので、またちょっと調べてはみたいと思います。もし申請、先ほど村田議員が言いましたように、そういう条件が当てはまって申請になるのであれば、また申請でもしていきたいというふうに考えておりますが、まだちょっと内容はわかりませんので、調べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

スポーツは文化というお話でございますけれども、私も当然スポーツは文化だと思っております。その中で、今現在進めております塚越グラウンドでございますが、3年間かかるわけでございますけれども、あちらのグラウンドでも整備が終われば、また違った内容のそうしたスポーツ大会あたりはできるのではないかなと今、期待をしているところでございます。

それから、ちょっと小さな話にもなりますけれども、今現在使われておりません郷土資料館のところでございます旧観光協会の施設でございますが、29年度からあちらを町民ギャラリーとして気軽に町民に使っていただくというような計画も現在立てているところでございますので、少しずつではございますが、文化の向上につきましても進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 観光行政について町長にお伺いします。

町では、町全体の観光地化をうたっていますが、観光資源の洗い出し等が迅速かつ正確に行われていないのか、観光ビジョンが確立されていないのではないのでしょうか。そこで、観光産業をどのように地域経済の起爆剤とするのか、その波及効果の戦略について伺います。

また、現在の観光は、ストーリー性を持たせなければ発展性がないと言われております。観光立町を掲げる当町では、オリジナルストーリーを持たせることについて、観光協会とどのように連携して進めていくのでしょうか。

さらに、観光振興を安定的に成長させるためのビジョンは何なのかお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の観光行政についてのご質問にお答えをさせていただきます。

当町の観光行政は、町の総合振興計画及び観光魅力アップ計画、またまち・ひと・しごと創生総合戦略にも観光資源の魅力向上などが示されておりますので、これらに基づき推進されております。これらの中で、交流人口の増加や滞在時間の延長が課題となっております。これは、定住人口の減少による年間消費額の減少を交流人口の増加と滞在時間の延長による経済効果で補填するといった考えによるものです。その点を踏まえ、国の実施する統計調査に基づく観光関連の経済効果を考えますと、当町における観光関連産業は既に基幹産業と言えるレベルと考えております。

また、観光業の波及効果は非常に大きく、例えば土産店において観光客が飲食等をすれば、その仕入れ先にも効果が及びます。このようなことから、より交流人口を増加させ、滞在時間の引き延ばしを図れるようなものづくりと連携し、今まで行われてこなかった分析調査の実施により、効果的な観光行政を推進してまいり所存でございます。

また、それにあわせて観光協会とも引き続き連携をしております。基本的には観光協会がソフト事業、町がハード事業といった形で役割分担をしておりますが、両者においても得意分野、不得意分野がございます。こうした両者の特性を生かしながら、連携を密にして協働することで、効率的かつ効果的な観光振興が図られると考えております。

また、当町の観光の歴史は長いことから、今までの歴史をストーリーとして捉えることができます。しかしながら、観光という言葉が地域の光を見るために訪ねていく行動から表現されるように、光イコール宝としての長瀬らしさを魅力として発信し、提供していくことが重要と考えます。長瀬らしさとは、都心から近く、すばらしい自然に恵まれた風光明媚なところだと考えております。とはいっても、風光明媚だけでは観光客は呼べない時代になっているということは私も十分に感じております。議員おっしゃるとおり、ストーリー性を持った観光事業への観点から、新たに始まったモビトロ君は大変よいのではないかと思います。けさもモビトロ君に関しましては、埼玉新聞のさきたま抄に出ておりましたけれども、大変効果が期待されるということが書いてございました。私もそう思っております。モビトロ君に乗って福田柳儀斎の碑のある多宝寺、また仲山城主の物語のある小坂地区、そして数々の石碑群のある矢那瀬地区へ、北村西望の住んでおりましたお家に行ってみるのもよいと思います。そしてまた、こちらに戻ってまいり途中でございますけれども、岩田の岩田牧、これなかなか焦点が当てられませんが、関東地域では岩田牧は昔大変な牧場であったというお話も伺っております。そのようなことで、岩田牧にいにしへの光景に思いをはせるというのもよろしいのではないかなと思っております。

そしてまた、先ほど甌穴の話も出てまいりました。甌穴もこれから考えていかなければならない場所でございます。そして、甌穴からまた蓬莱島の自然に浸っていただき長瀬にお戻りいただき、そのようなコースもこれからは考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この長瀬にしかない魅力を発信し、来訪客にご満足していただける内容を提供し続けることが安定的な成長につながると思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 余り時間がないので、町の基本計画で地域資源を最大限に活用し、観光基盤の整備、新たな観光資源を開発し、町の魅力向上及び交流人口の増加を図ると、まさに町長が今言われたことではないのかなと思いますけれども、では観光による活性化と言った場合に、よく交流人口は出てきます。私もその後いろいろ調べてみたのですが、要するに観光で潤うとか、活性化と、何を基準にするかという点で、まず観光客数、これは入り込み観光客数と該当するだろうと。それから、観光消費額単価、それに町内調達率、この3つをもって基本データとするというようなことがうたわれています。これについて、多分まだそこまで踏み込んでいないと思いますが、観光客数、観光消費額単価、町内調達率等について、これから調査してやっていかないと、長い観光はないのではないかなと思いますので、その点を1点。

それから、ストーリーについてですが、経済産業省で今何か横文字があるので、飛ばして日本語で言います。観光産業による地域おこしを展開する際、地域ごとの特性を生かし差別化を図るものとして、観光ストーリーを行うべきとされています。観光ストーリー、いろんなところでもう始めています。経済産業省では、ストーリー作成支援公募を行っているというふうなこともあります。経済産業省でストーリー作成支援公募を行っていますので、ぜひ応募してくださいというのがあります。

では、ストーリーをつくったからどうなのかというふうなことなのですが、例えば長瀬町を考えた場合

に、これは私が独断で、例えばまず起承転結で起として岩畳、秩父古生層の岩畳を見ると、また承として化石等、恐竜の化石等もあります。そんなふうなものもあると。今度は転結、転のところですか。日本武尊の宝登山神社があって、神話があるとか、その他結として、食べ物、氷があるとか、繭玉があるとか、郷土芸能があるとか、そんなふうなものを体験、これがというふうな要するにストーリー、どういうストーリーにするかということは、これは私なりに考えただけですけども、ぜひそういうものが経済産業省では必要ですよと言っています。こんなふうなことをやっていくということがあるかどうか。

さらに、細かい点なのですけども、町の総合戦略に出ている岩畳へのプロジェクトマップを実行と。宝の町プロモーション事業の進展について、この2点どうなっているのかについて、これは課長でないとわからないかな、お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど私のほうから細かくご説明をさせていただきました。ストーリー作成支援を経済産業省で公募しているというお話でございますけれども、長瀬町といたしましては、現在そのためのものづくり大学と協定を結んだわけございまして、そのような中でいろいろ調査をしていただき、またストーリーにつきましては、これだけの町でございますので、過去にもいろいろな書物が出ております。そのような中で、なかなか町民に知っていただけないというような部分がございます。これからは町民にもしっかり知っていただいて、町民が観光客にこれはどこにあるのだと聞かれましたときに、すぐ答えられるような方向に持っていかなければならないと私は思っております。

また、観光というのは、やはり見る、食べる、遊ぶということでございますので、そちらにつきましても今現在食べ物につきましても、先ほどもお話がございました。氷屋さんにつきましてもしかり、お豆腐屋さんにつきましてもしかりで、相当なお客さんがお越しいただいているわけございまして、このようなレストランですとか、そのようなものがこれからますますいろいろと出店していただけたらありがたいと思っております。また、遊びにつきましても、これから秩父鉄道さんも、いろいろ遊びにつきましても考えておるようございまして、見るというところに焦点を当てますと、今長瀬に酒蔵をというようなお話も進んでおります。このようなものが全て出てまいりましたときに、また長瀬の観光は変わってくるのではないかと考えております。

それから、岩畳のプロジェクトマップでございますが、これにつきましては私からは観光協会に石壁をプロジェクトマップで照明当てたらどうというようなお話はしておりますけれども、きちんとした計画はまだ立っておりません。口頭でそんな話はしておりますけれども、これからだと思いません。

それから、宝と宝を結ぶというお話でございますが、こちらにつきましても、やはりそのようなものを字で皆さんにお示しいたしますと、それに乗ってきていただく方たちもいらっしゃいまして、現にある会社から春に長瀬に、蓬萊島までハイキングをしたいのだけれども、野上でおりて多宝寺に寄りたい。宝ということで多宝寺に寄りたいというお話もいただいております。わずかずつではございますが、そのようなことで、やはり宝と宝を結ぶというようなことを町で発信しているのを見ていただいているのだなという思いがしておりますので、そのようなことでこれからは少しずつ、少しずつではございますが、進んでいくものと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 重要なところ、観光客数と観光消費単価、それから町内調達率について、このようなのを調査していくのかどうかというご回答がなかったので、これは課でも構いませんが、お願いしたいと思います。

あと一点、ちょっといろいろ、例えばプロジェクションマッピングだとか、宝のプロモーションとか、今度は酒蔵といい、とても広範囲というか、少しばらばらになり過ぎているのではないかなと思いますので、特に1点だけ、町の観光行政は、ソフト面は観光協会、ハード面は町でという先ほどのご答弁だったと思うのですが、私はこれ違うのではないかなと。やはりソフト面についてというか、芯を町で示すと、それでソフト面、要するにハード面については観光協会ですらそれほどお金がありませんので、それできないということだと思うのですが、やはり観光協会にソフト面を任せるとするか、それにしてもその筋はやはり町としてもう少ししっかり立てるとするのが本来ではないかなと思いますので、その2点、先ほどのことと含めてお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。先ほどの中に私としては含まれておったと思ったのですが、ものづくり大学でそうした入り込み客数ですとか、単価ですとか、そういうものものづくり大学のほうで学生さんがこれから調べていただいているという、ただいま進行形でございます。ものづくり大学の生徒さんが入ってきて、そのようなこととしていただいております。

それから、ハード面とソフト面のお話がありました。基本的にはそういったことで分けておりますけれども、やはりできるものとできないものがあるわけございまして、基本的にはそういうことになってはおりますが、町としても連携をしながら観光振興を進めさせていただいているというのがただいまの状況でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。長瀨駅無人化解消について町長にお伺いいたします。

長瀨町内に4カ所の駅のうち、以前から樋口、野上、上長瀨の3駅では夜間の無人化が進められてきましたが、昨年12月1日から長瀨駅も午後7時以降、無人となりました。民間企業が人件費の削減を考えるのは当然ですが、長瀨駅は当町の観光の中心であり、夜間でも多くの乗客が利用している駅です。特に

乗客の利便性や犯罪防止の観点から、せめて長瀬駅では無人の時間帯をなくす必要があると考えます。

そこで、観光立町を掲げる長瀬町として、秩父鉄道に対し駅の無人化解消の要望をしていただきたいと思います。と思いますが、その考えがあるかお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、昨年12月より長瀬駅が夜間無人となりました。町としましては、企業が決めたことですので、だめだとは言えませんが、議員のおっしゃるとおり利便性や防犯上の観点からも駅員の方がいたほうがよいということは承知をしております。秩父鉄道としましては、異常気象等により列車運行に支障が予想される場合や船玉まつり、秩父夜祭等で多くの乗降客が予想される場合などは、駅員の配置は行いますとのことでございます。

町といたしましても、秩父鉄道からのお知らせの通知で知ったものでございますので、観光の拠点でもありますので、できる限り以前のように有人化してもらえよう、事あるごとに要望してまいりたいと考えております。なお、書面の要望はこれからと思っておりますけれども、おととい火祭りで社長にお会いいたしましたので、直接社長のほうにお願いをいたしました。後日また書面を持ってまいりまして話はさせていただきますけれども、社長もこのままでよいとは思っていない。ただ、人件費の削減ではなくて、夜間に働いていただける方がいない、これが今回の無人化の一番の原因だというお話を伺っております。今後夜間に勤めていただける方が見つければ、また有人化ということも考えているのですよという話はいただいております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、そんなふうな前向きな姿勢でお願いしたいと思います。私も6月に秩父鉄道の本社へ行きますので、社長様からこの間行き会ったときに、野口さん、一番先に何か言ってもらいたいという話がありましたので、その話をぜひしたいと思っておりますので、また早目にできますようお願い、町からもしてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 質問をいたします。国民健康保険制度の変更に伴う町の対応についてということですが、町長にお伺いします。

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が町から県に移管するに当たって、町として現在どのような準備が求められているのか。また、保険税の引き上げなどの懸念はないのか。もし引き上げが求められた場合の町の対応策などについてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の国民健康保険制度の変更に伴う町の対応についてのご質問にお答えいたします。

その前に田村議員におかれましては、国保運営審議委員としてご尽力をいただきますこと、厚く御礼を

申し上げます。

まず初めに、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が町から県に移管するに当たって、町として現在どのような準備が求められているのかについてご説明をいたします。平成30年度からの国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険の運営における中心的な役割を担うこととなりました。また、町はこれまでどおり被保険者の実情を把握した上で、きめ細かな事業を行ってまいります。

制度改革の施行に向け、平成29年度に求められている準備の1つ目として、現在使用している国保システムの改修です。改修内容といたしましては、国が開発する国保情報集約システムとの情報連携及び制度改革改正のために必要な改修となっております。

2つ目として、平成30年度の国民健康保険税の算定方式及び税額の決定となります。決定に当たっては、県が保険給付費等の必要な費用の見込額を算定して、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、町に通知されます。町では、納付金を納めるために必要な費用を国民健康保険税として被保険者から徴収することになるため、県が示す標準保険税率等を参考に算定方式等を決定することになります。今年度県が行った試算によると、県内全ての市町村で1人当たりの平均保険税額が上昇する可能性があるとのこと。このため県では激変緩和措置も含め検討し、今後も試算を重ねて精度を高めた標準保険税率を示すこととしております。

次に、保険税の引き上げなどの懸念はないのかのご質問についてですが、国民健康保険税につきましては県が市町村ごとの標準保険税率を示し、町が最終的にそれを参考にして条例で決定する仕組みとなっておりますことから、県から標準保険税率が示され次第、急激な上昇抑制対策も含め慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今回の町長の答弁を伺いますと、県が示された税率などについて、それを町として慎重に検討して決定をするというふうなお答えだったと思うのですが、今までの多くの自治体がそうですけれども、保険の中にこれだけでは足りないということで法定外繰り入れなどを入れていますけれども、これは今までどおりに入れるお考えがあるのか。それでもって被保険者の保険料を上げないようにするようになるのか、この辺のところの基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、今の状況ですと県内どこも少し国保税が上がるようなお話でございますけれども、県のほうでもそちらにつきまして今度緩和策を考えていくというお話でございます。それからまた、町のほうといたしましても、そのようなことでこれから検討させていただき、なるべく保険税が上がらないような方策を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 既に埼玉県ではシミュレーションを出しているわけですよね。既に長瀬では、現状いわゆる応益で算出した場合と応能で算出した場合と、それから全国の平均を県で出したのと、3つの試算でもって保険料の値上がりの率を示しているわけですよね。応益ですと現状から見て長瀬町は132%、

1.3倍以上上がると、それから応能で見ると124.65%。このままこれを実施すれば、もうかなりの負担になるということが目に見えているわけです。

しかし、国のほうでも、こういう都道府県に移行するに当たって、地方6団体の長の皆さんの意見も聞いて、急激に上がらないようなための施策をとっているわけです。そういう意味で言えば、もともとは国がこの社会保険といいますか、国保のお金をずっと1984年から削ってきているというのが大きな背景にあるわけです。そういう意味で、非常に自治体が苦勞しているわけですがけれども、やはり国保税というのは、いろんなほかのいわゆる保険がありますけれども、高齢者やあるいは無職の人、それから中小商工業者など生活に非常に大変な人の最後のネットワークなわけです。これはやっぱり先ほど町長が言いましたけれども、私も町長に推薦されて審議委員になって、こういう国民健康保険必携というのをもらったのですが、これもちょっと読ましてもらったのですけれども、考え方の基本に何があるかということ、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これは憲法25条です。それに基づいて第2項で、国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、これにのっとって国民健康保険制度があるわけです。

それから、単にいわゆるほかの一般会計と違って特別会計を持っているのだけれども、やっぱり根底にはそういう社会的弱者というか、そういう方を救うための最後のネットワークなのだということをぜひ一つ念頭に置かれて、今まで自治体ごとにはいわゆる繰り入れ額が異なっていますが、少なくとも今まで法定外繰り入れした額自身はキープして、そして激変緩和措置などの措置も利用してもらって、最大限国保税の値上げについては抑えるというふうな立場でもって進めていただきたいと思うのですけれども、再度その辺のところについてのお考えをお聞かせください。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のお話、しっかりと受けとめさせていただきたいと思います。県といたしましても、急激に上げるのではなくて、6年間しっかりかけてというようなお話も出ているようでございます。それからまた水道代もそうですけれども、いずれは県下統一ということになるのだと思いますけれども、各町、町で今は違うわけでございます、そのような中でこれから各町で余り急激に上がらないような方策をどこの町でもとっていくと思います。長瀬町でもそのようなことで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今ちょっと質問したところで、答えていただけないところがあったかなと思うのですけれども、今まで法定外繰り入れした額を、それを維持してやっていくのか、それともそれさえも法定外繰り入れだからやめてしまうとか、もっとプラスするとかということにしてしまうのか、ここのところ非常に大事な点だと思うので、ぜひその辺のところについて明確にお答えいただければと思うのですけれども。

○議長（新井利朗君） 質問制限を超えていますので、先ほどの回答漏れというところまでいかないと思うのですね、さっき。4回目になっていますので、次の質問に移ってください。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 回答がなかったということで失礼いたしました。

そのような努力はさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、政省令等の改正によって明らかになるわけでございますので、国保の保険者として改正の動向を注視しながら適切に対応してま

いりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番目の質問に移ります。雇用促進住宅跡地の利用についての問題ですけれども、当初分譲住宅地と一部公園という事業の予算化が議会で承認された経過がありますが、それが実施されていません。それ自体問題ですけれども、地域住民から町民が憩える公園にという希望もあり、町にも要望書や署名を届けました。このことなどから、雇用促進住宅跡地は町民の声を尊重して全体を公園にする考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

関口議員の質問でも企財課長から答弁をさせていただきましたが、国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用し、子育て世代を中心にいろいろな世代の方が利用できる施設として、（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬を設置する方向で進めております。公園につきましては、計画どおり地区公園として同一敷地内に設置する計画を進めているところでございます。敷地全体を公園にという要望もございましたが、町民が憩える公園といたしましては、ある程度大きな公園は長瀬地区に建設中でございます。また、蓬莱島公園も広い敷地の公園でございますので、町民の憩える公園としても十分な環境だと考えております。本野上地区公園につきましては、先ほど申しましたが、敷地内の一部に設置する計画でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 最初私のほうで質問したときに、分譲の問題がありまして、それが変更になったということなのですけれども、地域住民の公園にという問題もありますけれども、それがちょっと前よりも大きくなったという点では一歩前進かなと思うのですけれども、問題はこの全体の流れをちょっと振り返ってみると、平成25年3月に独立法人のあれから町に所有権が移転したわけですが、25年、10年間は建物として使うと、そしてそれ以外の目的外の使用にする場合には違約金も払うという附帯事項がついていたというか、一つ質問は、それ以外に何か附帯事項というか、そういうのがあったのかどうなのかというのが一つです。

それから、その過程の中で平成25年6月、3カ月たって検討委員会を立ち上げると。そして、20日の日に現地視察に行き、8月29日、10月11日と4回検討委員会を開いて、その建物、いわゆる建物として補修するとお金がかかるからというふうなことが結論となって分譲となったわけです。その年の、つまり平成26年の9月ごろには担当課に聞いたならば、もう分譲するというふうな答えもあったのです。それがずっとそのままの状態になって、去年は手つかずのままです。ことしの2月24日に全員協議会で町から変更されたと、こういう経過をたどっているわけです。

そういう経過を見ますと、全員協議会の中で町長は、私の考えは甘かったと、つまり上長瀬地域ですか、分譲地があったとか、あるいは貸し家もあるという点で考えると、少しあそこに分譲地はというふうな考えでもって反省もしているということなのですけれども、その上長瀬の分譲地があったとわかったのはいつなのか。

あるいは今までの議会の答弁で言うと、町長はこの貸し家などでは、たしかこれは町長の答弁の中であっただけけれども、町長が話したことでなくて、検討委員会が何かの会議の中身だと思っただけけれども、貸し家などでは一旦住んでも、またすぐ出してしまうと、分譲がいいというふうな話があったというわけな

のです。だから、上長瀬の分譲地ができて、そのところがなくなっただけというのか、それはそれなりに理屈が通っているのだけれども、貸し家については前との関係では分譲のほうがないわけですが、出ていってしまう可能性もあるからということが、それは理由にならないと思うのですけれども、その辺のところと、なぜ要するに議会の中でも決めて、決まったことが上長瀬の分譲地があるということだけでもって変わってしまったのか、この辺のところは町民から見てもよくわからないと思うのです。だから、今一つは先ほど言ったように、附帯事項がそのほかにあったのかどうかという問題と、分譲地計画を変更したこの最大の理由、この2つをお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

私が町長に就任いたしましたのは、25年の7月でございます。その前にあちらの建物を買ったわけでございますけれども、引き継ぎをしたときのお話ですと、違約金を払えばほかに展開してもよいというようなお話で私は承っております。附帯決議はなかったというお話で私はいただいております。あちらを買いましたときに、私も議員であったわけですが、よく7番議員に言われますが、私としてはよい買い物をしたという、そのときにも発言をさせていただいております。また、田村議員が議員になる前のお話ですけれども、全員協議会で若者定住でいきたいので分譲させていただきたいという説明があったわけでございます。また、平成27年9月議会においても、野口健二議員の質問にも若者定住促進として宅地分譲を予定している区画が決まった段階で販売を開始したいと回答しております。

平成28年春からの分譲をこちらとしては考えておりました。ところが、その12月議会後すぐに町内在住の地権者が広大な土地を手放したとの情報が入りました。買った不動産業者さんが、その後早急に整地し売り出したわけでございます。これは民業圧迫にもなるなという私としては判断もいたしました。違約金を払う前でございますので、これは様子を見たほうがよいかなということで、私は中止ということで課長にお話をさせていただきました。課長のほうからよく、私たちは事務屋だからという話が出てまいりますけれども、その判断、決断をしたのは私ということでございます。

その後、総合戦略アンケート結果や女性議会でも12月のときに出ておりましたし、また職員で構成されました未来づくりプロジェクトチームからも、雨の日に子供を遊ばせる施設がない、ぜひ欲しいという要望をいただいております。やはりこれは子育て支援に力を入れたほうがよいなという思いから、そちらのほうにかじを切り直したわけでございます。民間による分譲は、現在も進められております。多分田村議員もご存じではないかと思っておりますけれども、上長瀬の国道を挟んだ上の部分、下の部分、相当な広大な面積でございます。既に町にも若者定住補助金申請も何件か出てきております。一部の議員から、若者定住ということで説明をしておきながら子育て支援に方向を変えたのは、議会軽視だというおしかりを今日までいただいております。しかし、やはり計画は現況に応じて変化をさせなければならないという必要性も生じてくるわけでございます。

今日まで議会に対しての説明がなかったと言われれば、返す言葉もございません。しかしながら、きちんとした予算づけができていないのに、この方向で行きたいから協力してほしいと議員さんに説明をしても、これはまさに絵に描いた餅だよと言われかねません。そのような中で今回、しっかりとした予算づけができましたので、先日の全員協議会で事業実施計画を説明させていただきました。子育て支援を主軸に据えて、町民誰もが憩える施設を整備したいと考えております。ぜひご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長の答弁を聞いて、なるほどなというところもあるのですけれども、とにかく流れを見てみると、最初は建物を活用するというのもって決めて、それで今度は検討委員会でもって、そうではなくて分譲にしようというふうに決めて、それもまたちょっと状況が変化してから、確かにそういうことありますから、また変化と。二転三転しているわけです。やはりその中には、決断するときにはやはり議会の議決を得ているという重さ、これに対する二元代表制の中での行政の側の反省というか、これは必要なのではないかと思うのです、厳しく。

同時に、わずか平成25年から今までの間に二転三転しているということからすれば、今町長が提案しているいわゆる子育てのためのというの、聞くところによると4分の3ぐらい国から補助が出るとかということなのだけれども、どうも唐突にそっちのほうに目が行ってしまって、ああ、これでやれば3分の2だか4分の3は出るわということでもって飛びついたというような感じに受け取れてしまうのです。したがって、私はもうちょっと、あのまま今のまま置いておいても別にお金がかからないわけです。もうちょっと町民の皆さんの意見を、アンケートもそうだし、いろんなあれを聞いて時間をかけて、それで町民の皆様も、そうだ、それがいいと、これは最大公約ですよ、全部が100%なければだめとかではなくて、もうちょっと聞いて、将来の長瀬にとって、ここ一応一等地だって町長も言っていましたよね。そういう意味で使えるように、時間をかけて、町民の声をもっともっと吸収して、もう少し練ったらどうかという、そういう考えはないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

もう少し皆さん、町民の意見を聞いて、じっくりと考えたほうがよいのではないかということだと思います。けさほども施政方針の中で述べさせていただきました。町で財源が潤沢であれば、いつその事業を進めてもよろしいと思います、町のほうで単独事業のできるのであれば。しかしながら、とても長瀬町の財政では不可能でございます。そういった中で今回有利な補助金が出るということで、特に地方創生ということで、本来ですと地方創生の補助金もソフト面が非常に多くて、なかなか使い勝手が悪いという状況の中で、今回はハード面に使ってよいという補助金でございます。今までで初めてではないかなと思っております。急にお金ありきで決めたのではないかというお話でございますけれども、そうではなくて何とか子供をふやしたいという思いの中で温めてまいったものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） もうこれは質問終わりですか。

○議長（新井利朗君） 3番に進んでください。

○2番（田村 勉君） 3番ですけれども、これは建設課長ですか、現在町道にかかる橋梁などの点検が進められていますけれども、補修、修理などの優先順位を決定する基準あるいは指針、この中身をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、田村議員の質問にお答えいたします。

道路法の改正により、橋長2メートル以上の道路橋を5年に1回定期点検が義務づけられましたため、国土交通省で定めました道路橋梁定期点検要領により町で管理する道路橋、106橋の点検を3カ年に分けて実施し、平成29年度で完了する予定です。この定期点検結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、

橋梁の長寿命化を図り、今後の維持管理を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今流れはわかりましたが、ここで私が質問している中心的な問題は、緊急度という場合に、何をもって緊急度とするのか、その辺のところの検討はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、国土交通省で定めました道路橋、定期点検要領によりますと、区分4段階に分かれております。この4段階の中で、まず1、健全、これは構造物の機能に支障が生じていない状態のもの。区分2、予防保全段階、構造物の機能に支障が生じてはいないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。3で、早期措置段階、構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。第4段階、緊急措置段階、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。この4段階に分かれておりますので、これに沿って点検等実施しております。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今4つの基準が出されましたけれども、橋梁だけではなくて、橋梁を含む町道に対するやはり地域住民の皆さんからの要望みたいなものが私のところにも寄せられているわけです。そういう点で関口議員も質問しましたけれども、優先順位です。これをやっぱり予算もあるわけですから、そのことも考えながら、今年度はこことこことこういうふうにするよというようなことを町民の皆さんに明らかにする。そうすると、私のところへ相談してきた人も含めて、うちのところは、ではこの辺の何年ぐらい待てばできるのだとかいうことがわかるわけです。これは非常に大事なことだと思うのですよ。そういう点で、いわゆる建設課のほうで、もしかしたら町長の側の決断が必要なこともあるかもしれませんけれども、いずれのところも私のところへ来ている相談は、高齢者が言うのです。高齢者が言っている未舗装であったり、坂があったり、それでそのまま放置しておくとか高齢者が転んでけがをすとか、雪でもって道路がなくなってしまうとか、どんどん、どんどん大変になってくる状況なのです。したがって、なるべく早く工程表といいますか、これを一定程度明らかにする。ところが、決めてもいろんな財政問題あるし、いろんな状況があって、ずれることもありますけれども、大まかなところを町民の皆さんに明らかにするというのをできないかどうか、この辺のところをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員の再々質問にお答えいたします。

道路改良工事についての順位という話でしたが、先ほどもお答えいたしました、道路の区長等の要望、緊急度とか政策的判断、地元等からの要望、緊急度等地権者等の同意が得られる、そういったことを考慮しながら決めていくということで、お答えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（田村 勉君） 町長のほうから答弁もらえないでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員から私に対するご回答という話でございます。私もただいま建設課長が

申されたとおりでございます、そういった中で進めさせていただきたいと思っております。
以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番。それでは質問させていただきます。長瀬町地域防災計画に示されている避難所及び避難場所の安全確保について、町長さんにお伺いいたします。

長瀬町地震・土砂防災ハザードマップでは、町の土砂災害警戒等の位置が示されているとともに避難所、役場、防災関係機関、医療関係機関、災害時に避難に支援を必要とする方々の施設が記載されているものです。避難所及び避難場所として33施設が記載されています。このうち辻区公会堂、矢那瀬農業集落センター、岩田上割地区コミュニティ集会所、美しい村づくり井戸農村センター、風布地区コミュニティセンターは、ハザードマップで示された急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内、また隣接した場所に建設されています。避難所及び避難場所は、大切な町民の生命を守るためにも安心・安全が確保されることが重要と考えますが、このような現状では大規模な地震や土砂災害が発生した場合に避難する場所として適地か不安です。そこで、今後解消に向けてどのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野原議員のご質問にお答えさせていただきます。

長瀬町地域防災計画に示されている避難所及び避難場所の安全確保についてのご質問だと思います。災害には地震、土砂災害、台風、火災、水害、雪害等さまざまなものがあります。あらゆる災害に適地というのは、大変難しい面があります。神戸大震災、東日本大震災、アメリカ東海岸を襲ったハリケーン・サンディで、強固な防災施設などが次々と機能を失い、新たな施策に加えられたのがタイムラインでございます。タイムラインを踏まえた臨機応変な対応が必要でございます。これはいつ、どこで、誰が、何をするのかをタイムラインで整理する必要があります。

また、災害に強い支え合いのまちづくりへの取り組みが必要で、防災に関する地域の活動を充実させ、日ごろから隣同士の顔が見える関係を築いていくためには、平常時からの備えや各防災組織の活動を活性化させていくことが重要になります。町民自主防災組織、防災関係機関がそれぞれやるべきことを考えるのではなく、できることを相互に考え、実践していくことが必要と考えます。こうした連携を図ることで地域の力を引き出す災害に強いまちづくりが必要と考えております。町といたしましては、平成28年3月、地域防災計画の見直しを行いました。今後は地域防災計画により進めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま大澤町長さんより、避難所及び避難場所に対する行政としての考え方について詳細な説明をいただきました。今後の対応等聞いて安心しましたが、あえて再質問させていただきますが、気象庁から秩父地方等大雨特別警戒警報等が発生される場合、集中豪雨等により急な沢の土石流等が発生する確率が上昇することが懸念されます。避難所及び避難場所として適地とは考えられません。ぜ

ひ急傾斜地の崩壊、地域の土石流発生地域とあわせて考えていただいて、今後の対応等につきましてはスピード感を持って対応を希望いたします。

ハザードマップでは、地すべり危険箇所が調査中となっておりますが、調査中の進捗状況も教えていただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再質問、野原議員からのご希望は長瀬町町民全体のご希望とお伺いいたしました。これから災害に備えた整備をしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

そのほかのことにしましては、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 野原議員の再質問にお答えします。

一応総務課のほうで、地域指定については一緒に行って地図のほうに入れていただけなのですが、私が一応出席したときに、そのときの地図の場所と大きさと今ちょっと違ってきますので、当然進んでそういう計画をしているのだと思います。想定としまして私は、防災計画にのっとりまして進めてまいりたいと思っております。

ただ、土砂災害と一度私も質問しましたが、前の議会でも答弁したこともありますが、実際400ミリから450ミリということになりますので、実際土砂災害地域も確かに危ないですが、川や周辺、荒川自体もダムが4ダムありますから、当然大変危険な地域となります。そのために町長のお答えでもしたように、なかなか難しい適地だと、それは最後人で、特に長瀬町のような少ない人口や助ける人が、今のところいくと、若い人が町の職員だとかいると思いますが、大変少ない現状では、助けられる人から助ける人をいかにふやしていくとかか重大だと思っています。質問の趣旨とはちょっと違ってありますが、現在のところお答えできるのはそのぐらいです。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） まず最初に、有害鳥獣対策について産業観光課長に伺います。

イノシシ、ハクビシンなどの有害鳥獣による農業被害が毎年多く発生していますが、本年度の被害件数と被害額はどのくらいだったのでしょうか。

対策の一つとして防護柵がありますが、費用がかかり過ぎるという話を聞くことがあります。そこで、有害鳥獣対策関連の助成事業については既に実施されていると思いますが、補助率を増加させるなどの考えがあるか伺います。

また、有害鳥獣駆除に従事される方の高齢化や免許取得が厳しいなどの理由により、猟友会会員が減少していると言われ、このままでは有害鳥獣駆除に支障が生じてくることを懸念しています。そこで、会員増加の対策を講じる必要があると思いますが、具体的な予定や計画について伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、大島議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。
被害件数は、行政区から捕獲要望書等の提出が、本年度は2月末までに19件ございました。被害額については、数字の出ている平成27年度でおおむね被害面積が3ヘクタール、被害額は約500万円でございます。

防護柵等の助成事業につきましては、平成24年度までは2分の1補助率を適用しておりましたが、平成25年度から3分の2の補助率で5万円を上限に支給しております。

○8番（大島瑠美子君） 5万円。

○産業観光課長（横山和弘君） 5万円です。長瀨町の補助率は、郡内でも現在高水準にあり、補助率の見直しについては、近隣市町村の状況を見ながら、必要があれば補助率等の見直しを行ってまいります。

また、会員の増加対策につきましては、現在33名で有害鳥獣捕獲業務に従事者として携わっていただいております。5年ほど前は24名でしたが、その後の長瀨狩猟クラブ員等の努力もありまして、増加しております。しかし、平日に出動できる人員は限られており、町からの緊急要請に対応することが難しくなっていること及び高齢化も進んでいることも事実ですので、会員増加の手段を講じる必要があると思います。このため免許取得者支援と会員増加を図るため、町として免許取得に要する費用はほぼ全額を補助しており、郡内では最高水準の補助率を誇っております。この補助金を活用して狩猟免許を取得し、長瀨狩猟クラブで活動を始めた方も既にいらっしゃいます。また、秩父地域鳥獣害対策協議会でも狩猟免許取得の啓発をするため、平成29年度に狩猟免許取得の啓発パンフレットを製作し、免許取得者の増進を図る予定でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よかったなと思います。最高水準の町でというと、いつでも施設だとか何かが少ないと言うのですけれども、こういうソフト面では随分お金出しているということで、いいと思います。

それで、イノシシを1匹しとめると、幾ら補助金ではないけれども、お金がもらえるのでしょうか。ハクビシンは幾らもらえてと、その処置の仕方は猟友会だとかなんとかに、それは焼いて食べてくれとかなんとかというので処理してしまっているのでしょうか。それとも違うところの広域のほうで焼いてくれと持っていつているのでしょうか、それがわかったら教えてほしいなと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

捕獲したイノシシやハクビシン等の動物の種類によって金額が変わるということではございませんで、クラブのほうに年間の委託料という形で委託金を支払っております。それと実際に従事していた方々の報酬という形での手当の支給となっておりますので、捕獲した種類ごとの単価が変わっているというわけではございません。

それと、処分の関係でございますけれども、今までは例えばイノシシを捕獲した場合には、山のほうに現場処理で穴を掘って処分等もしておりましたけれども、広域の斎場ができましたので、例えば町なかとか道路脇で山にわざわざ埋めるということが処分が厳しいような場合は、広域のほうに持って行って焼却処分ということとなっております。今年度から。失礼しました、正式には来年度からで、今現在は試験的にやっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今広域の議員を私大島やっているのですけれども、長瀬なんかではそんなにイノシシだとかなんとかという頭数はなくて、広域のほうでも、まあいいかなとも思うのですけれども、イノシシだとか鹿だとかというのはすごく多くて、広域の新しい新設の焼き場ができたわけなのですけれども、どうもそれをするのだとすごく大変過ぎるのでということもあるのです。長瀬ぐらいの分だったら、広域でもちゃんと処分してくれると思うのですけれども、違う町村はもっともっといっぱい出てくるということで、今どうしようかなということも考えている状況です。

それでこの間、長瀬にはそんなにイノシシなんか出やしないよというのはとんでもないことで、この間も名前を申し上げますけれども、小坂の澤野さんのところで2月の中旬にジャガイモ植えました。次の日にきれいに全部イノシシ君が食べてくれたということで、ああということで、だから今皆さんにはまだまだいっぱい山のほうへ食べものが出てくるまでは、ジャガイモ植えないほうがいいよということになって言っているのですけれども、補助金が5万円だとか防護柵が5万円なんていうのは、本当のことと言ってすごくちやちな金額ですので、もし出てきたら、もう農業する方が少なくなったのだから、大盤振る舞いで出してやったらどうかなと思って、それは町長お聞きします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

現在町のほうで行っている防護柵等の補助率の基準なのですけれども、埼玉県農業技術研究センターが開発しましたアライグマやハクビシンの中型獣とそれとイノシシに効果のあるネット、通電線を組み合わせて低コストで防護柵、これは「楽落くん」というのですけれども、それを基準にして算出しております。その防護柵が100メートル当たり約5万5,000円で設置できますので、1反程度の畑であれば約7万7,000円で設置できます。このうち補助金が3分の2補助しておりますので、自己負担額となると約2万6,000円で設置できるようになっておりますので、この補助金を対応して実施していただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2番に進みます。町内小中学校のインフルエンザの状況について、教育次長に伺います。

昨年末からことしにかけインフルエンザの猛威は衰えることなく私たちの生活を脅かしています。インフルエンザの蔓延を防ぐため、小中学校では学級閉鎖の措置をとったと思いますが、今年度は何クラスが学級閉鎖になったのか伺います。

また、手洗いやうがいなどで防ぎ切ることは難しいと思いますが、消毒液の購入やマスクの無償配布などを行い、インフルエンザの広がりを抑える対策が必要だと思います。そこで、学校等では具体的にどのような取り組みが実施されたのか伺います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、インフルエンザの現状でございますが、本年度はきのうの3月6日現在までインフルエンザによる欠席者数は61人で、その内訳は小学生34人、中学生27人でございます。学級閉鎖を実施した学級数は2学級で、その内訳は第二小学校3年生1学級、中学校1年生1学級でございます。なお、2学級とも1月

24、25の2日間の学級閉鎖でした。ちなみに、27年度はインフルエンザによる欠席者数は55人で、その内訳は小学生42人、中学生13人でした。学級閉鎖を実施した学級はありませんでした。

次に、予防対策についてであります。各学校においては、毎年流行期前に保護者へインフルエンザの予防についての通知を配布し、家庭での予防啓発を周知しています。また、児童生徒については、基本的な生活習慣の中で石けんによる手洗い、うがいの強化、せきエチケットでマスクの使用の指導や水分補給のための水筒の持参、また休み時間ごとにおける教室の換気と加湿器の利用や霧吹きによりカーテンに水を吹きつけるなど、適度な湿度の確保に努めております。さらに、毎朝担任による健康観察を特に念入りに行いまして、症状のある児童生徒に対しては早目の受診を勧めるなど、早期対応に努めております。今後とも学校において家庭と連携を図り、予防対策を徹底し、あわせてインフルエンザの発生状況時に関する情報を関係機関と共有し、感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の話聞きまして、万全を期しているということよくわかりました。そしてまた、インフルエンザの猛威を振っているというけれども、長瀬町では管理がいいことと、それから空気がいいことと、学校の施設が充実している、先生の指導がいい、保護者がいいということで、余り広がりがないということはずごく喜ばしいことで、本当におめでとうございまして、余りいいかと思っております。ですけれども、油断をするとまた春先に猛威を振るうおそれもありますので、より一層の努力をお願いして、2番目の質問を終わりにいたします。

次に、町長に質問します。観光振興と新規観光スポットについてです。町長は、町全体を観光地化するという視点で、井戸地内に蓬萊島公園の整備が進められたということは承知していますが、現時点では本野上、野上下郷、矢那瀬、岩田地区については具体的な計画が示されていません。観光客の広がりを図るためには、この4地域内に新たな観光スポットを拠点に整備することが重要と考えますが、具体的な計画や事業の取り組み状況について伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の観光振興と新規観光スポットについてのご質問にお答えをいたします。

観光振興に当たっては、観光客を町内全域で回遊させることが望ましいため、町内の各地域に観光スポットや拠点を整備していくことが理想であると考えます。しかしながら、新たな拠点を整備するには莫大な費用がかかるため、既存の観光スポットの魅力を発信していくことも喫緊の課題と捉えております。

先ほど村田議員のご質問の中でも答弁をさせていただきましたが、当然新たな観光スポットの発掘は必要と思っております。本野上地区では多宝寺の福田柳儀斎、そしてその孫、敬子さんについて。野上下郷では仲山城や石碑群、矢那瀬地区では北村西望、そして岩田にあったという岩田牧の話。これらを再発掘することは、町全体を観光地化できると今現在検討を進めているところでございます。今後こういった場所を情報発信をする中で見えてくる課題もあろうかと思っておりますので、その点を見極めながら町内全域の観光スポットや拠点の整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 答弁いただきました。ですけれども、今聞いた答弁だと、何だかお墓だとか石碑だとかいうのを言われているのですけれども、こちらにはこちらにも言った、本野上、野上下郷、矢那瀬、

岩田なんていうのは花がないのですよ。花ということは咲いてこそ花ではなくて、そっちの花ではなくて場所に、お墓だよ、それから違う、そこにある、誰々さんの柳儀斉何とかだよ、何とかだよというのだと、観光客というのやはり花があるところにみんな行くということなのだそうですから、そのところでよく考えて、そこに見てもらうためには、今度はだからそのところ、いきなり花、七草寺とか春の七草ではなくて、違う花をここに少し値段がかかってもいいから植えておいて、これから3年後、5年後に花が咲くではなくて、でかい木を、100万円ぐらいの木を持ってきて植えてしまって、そのところそれありますよというようなことをやれば、短期間でスポットができるかと思うので、それはそういう案はどうか町長に伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

大島議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。しかしながら、先ほど私のほうから回答いたしました場所につきましては、非常に歴史的にもストーリー性のあるものでございますので、こちらの整備も進めさせていただきたいと思っております。それから、また小坂地区には、もう植えて数年たつと思えますけれども、石戸蒲ザクラというのが植えてあると思えます。それらも珍しい品種でございまして、そろそろ皆さんに見ていただけるような状況になってくるのではないかと考えられますので、そちらのほうもいずれは観光地として整備できればと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、新規観光スポットについては、そんなには期待しないでというようなことで私は受けとめておきます。

次には、4のほうに行きます。観光と税収の向上について、町長にまた伺います。長い年月、観光客の増加と税収確保のため、多額の予算と労力を費やしてきました。今日があるのはその努力と何にも増して東京都内から2時間という距離とテレビなどの報道の力が合わさり、入り込み観光客の増加という花が開いたことは喜ばしいことです。長瀬地区では、観光客やハイカーで大にぎわいでも、商店街の皆さん、町全体の雰囲気はいまいちです。宝登山、ライン下り、そば、氷などの目玉商品はありますが、やや小さくインパクトがありません。町全体の景気がよくなり、元気で過ごすことができ、税収が確保できるような施策について伺います。何にも増して税収確保を一番に私は望みます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の観光と税収の向上についてのご質問にお答えをいたします。

観光入り込み客の増加につきましては、大島議員のおっしゃるように多額の費用と労力、そしてメディアの力が大きいものであったと捉えております。当町の観光資源として、集客力の高いものは岩畳、宝登山神社、舟下りです。このうち岩畳や舟下りを目的とする観光客のほとんどが通行する商店街は、ハイシーズンには大変なにぎわいを見せております。各商店でどれほどの経済効果があるか確認するすべはございませんが、観光入り込み客数及び経済統計から相当の効果があるものと推測されます。

そして、観光客数が最も少ない冬期においては、ロウバイを目的として登山客が増加します。この登山客を商店街に誘引できれば、さらなる経済効果も期待できますが、そもそもの来訪目的が異なります。こうした背景から、商店街通りで冬期に店をあける事業所は少数です。一方で、グルメやレジャーなどのそばやかき氷、この2つのグルメに共通して言えることは、来訪者の期待を裏切らないクオリティを維持

して提供し、続けていることです。このようなことから、観光資源は瞬間的に人気が出るものではありませんので、観光スポットや特産品の開発と同時に、魅力を発信していくことが観光客の増加につながり、その結果として経済効果が生まれ、税収向上につながるものと考えております。

また、現在長瀬町で酒蔵をやりたいという話もいただいております。これが実現いたしますと、長瀬観光も違ってくるのではないかと考えております。また、私も機会あるごとに観光業者さんに、たくさんもうけて、たくさん税金を払ってくださいとお願いをしております。いずれはその効果もあらわれてくるのではないかと期待をしているところでございます。観光業界が元気であるよう、大島議員からもぜひ叱咤激励をいただけたら幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今答弁いただきました。すごくいいことで、町長1月の新年会のときに、酒蔵ができるよという話を伺いました。酒蔵は、本当に酒蔵ができるのか、それとも酒の販売店ができるのか、そこはまだ定かではございませんけれども、これからに期待したいと思います。

そして税収なのですけれども、今だんだん、だんだん商店の売上げが伸びてよくなりますよということとは、ずっと前から聞いておりますけれども、なかなか税収に反映されていないことが多いのです。それで税収に反映されないということは、交付税はまだまだ多くもらわなくてはということもあります。そうですので、要するに会社だったらとくに潰れていると思います。会社というのは、純益が出なければというのですけれども、余り純益もずっと30年も40年もお金を使って、うちの町からの補助金とかいろいろな施設つくったり、お金をつぎ込んで、このぐらいの税収かい、差し引きするとこのぐらいの税収かかって言うので、税務課長のこれは守秘義務だから言えませんということでお聞きしませんけれども、なるべくここに今度の平成29年度の予算概要のときも、産業観光課はだあつとこのところに長瀬、長瀬、長瀬というのがいっぱい出てきて、えい、またこんなにうんとかい、うんとかいというような感じがするのですけれども、何しろ税収確保できるような対策、施策にそろそろチェンジして変えていったらいかがなものかなと思いますので、そんなような高校入試で言えば傾向と対策ですけれども、観光地につきましても、これから見込みとか何かというのが、ことしよりも来年の申告額がどのぐらいになるかというのが想像ができれば、町長に言ってほしいと思います。難しいことですよね、はい。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

どのぐらい税収が上がってくるかというその金額は私にははかり知れません。しかしながら、先ほど酒蔵のお話をさせていただきましたが、こちらでお酒も製造販売をしながら観光酒蔵ということで観光客を相手にというお話も伺っております。土地をこれから借りるか、買うかということになるわけでございますけれども、どちらにいたしましてもそちらのほうの税収はまた上がってくるものと期待をいたしております。土地を貸すか、買うか、売られた方、貸した方のほうにも税金はかかってまいりますし、またその業者さんのほうにも税金がかかっていくわけですから、どのぐらいになるかわかりませんが、長瀬町にとりましては朗報だと思っております。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） もういいです、はい。

○議長（新井利朗君） 次に、10番、染野光谷君の質問を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 岩田区中郷地区の道路改良について。

岩田区中郷地区の町道6号線及び町道14号線については、道幅も狭く、車の通行に支障を来しております。住民の生活に影響が出ているということで、昨年一般質問をさせていただいた経緯があります。時間も大分経過しているので、その後の進捗状況について伺います。

また、近くには操業していない工場もあり、人けがないことなどから防犯上好ましくない状況です。そこで、県道樋口停車場線との丁字路部分からこの周辺を含めた面的な道路整備が有用と考えていますが、その考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 染野議員の質問にお答えいたします。

以前の議会で答弁いたしました。この路線は平成11年度に農道整備事業として路線測量、道路設計を行い、地元説明会の開催をいたしました。地権者の協力が得られず事業を中止した路線となります。町長の答弁で、計画を立てたものが頓挫してしまった箇所の復活は非常に難しく、また各行政区からの要望も数多くありますが、検討させていただきたいと答えております。限られた予算の中で実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、この周辺を一体的な整備の考えはあるかとのことですが、現在整備計画等はございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） わかりました。私がこの間、何とか地主さんでもあるし、一回計画も進んである程度はつくろうというのに、地主の方がうるさい方がいます。私もわかります。それで伺いましたら、何とかもう一度もし結構だというのなら、俺のそこへ来るかなんていうようなことを考えたらしいのですよ。それでも私が行った、そのうちへ。そしたら、中郷のこの道路だけはお願いして何とか、救急車も入らないような状態です、どちらからでも。だから、そういう道路だから何とか、確かに公共事業というやつは、一回餅をついてだめになってしまったよ、こうだよなんていうのは、次やる気がしないと聞いているのですよ。県でもそう。だから町でもそういうことも確かだと思います。

それでまた、銭がない町なのだから、何とかうまい補助金を見つけてもらって、何とか、岩田の誰が通ってもそうですよ。いつも思う、あんな道路は日本にもないぐらいな、あそこの狭いこと悪くて、今幾らかコンクリぶっ壊したからいいけれども、ぜひともまた初めの要望してある岩田区から要望書が出ているというそれも、その問題もあるから、その要望書のような計画でもう一度研究してみてもらいたいと思うのですよ。

ぜひとも、私もそんなに長くは議員はできないと思います。80まではできないと思うのだね。だから、この岩田の道路だけは、町長は3期やったのですよ。前の大澤町長さん、大澤町長さんのときに、前の大澤町長さんです、そのとき解決するのと思ったのです、あの道路だけは。それを何とか前の町長さんとも懇意な方だから、うるさい方、地主の方は、わかっています。ぜひともこの道路だけは何とか計画立てて、もう要望書も出ていると思うのだから、ぜひとも道路と、あと一緒にまた工場です。それで工場の跡地のそこへこの間伺ったのです。そしたら確かにすごいや。それで、確かにその息子さんがいた。作詞家

しているらしいや、その方は。野村という方だけれども。それでその工場跡地はもとの住まいだから、今はお父さん、お母さんいないのですよ。それでそこの行って、ちょうどせがれさんがいて何った。そしたら、やはりああいうところには誰もいないなと思うと、やはり泥棒というのがいるのです。泥棒というのだから、いろいろ金目のものを持ちにきて行ってしまうなんて言っているのですよ。だから、そんなこともあるし、道路とまたその出る、入る。

先ほど申しただけけれども、それを何とか、これで質問聞いているだけではなく、実際やってもらいたいよ、誰も一般質問というのは、悪口言うためにやっているのではないのだから、わかってもらいたい、こういうことをしてもらいたいというので言っているのだから。執行部の方も一生懸命研究して、なるだけ応えるようにしてもらいたいなんて思っているのですよ。

どうですか、副町長にちょっと伺いますが。

○議長（新井利朗君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、染野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

基本的には建設課長がお答えしたとおりでございますが、一度失敗したところというのは、最初に賛成した人が今度は、あの人が反対すると反対と、そういうような事情がありまして、やるのはやぶさかではないのですけれども、地域の状況等とよく勘案しないと、簡単にできますだとか検討させていただくのですけれども、できますというような言葉は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、今回建設課長が大分前へ出て、道路改良の話いろいろしているところでございますが、限られた予算の中で実施しておりますので、緊急性等々考慮しながらやらさせていただきますというお答えを建設課長がしていますけれども、そのようにさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） これに書いてなかったけれども、副町長、申しわけございませんでした。

次に移ります。また同じく、2番目、岩田なのですが、岩田地区の農村地域工業導入地域の活用について。岩田地区に農村地域工業導入地域がありますが、これは昭和49年度、農村地域工業導入実施計画が策定され、その後企業の操業に伴い残地面積が少なく、地元就業の場を確保するなどの理由から計画が見直され、計画地域が北側に拡張され、現在この計画は未利用の状況になっています。定住を促進する意味からも企業誘致を図り、就業の場を確保することが必要と考えています。そこで、計画地域の活用について具体的な計画があるか伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、染野議員の岩田地区内の農村地域工業等導入地域の活用についてのご質問にお答えいたします。

この地域は、県道長瀬玉淀自然公園線に面し、国道140号にも近接しており、近年の圏央道や寄居皆野バイパスなどの整備など、秩父地域を取り巻く交通網が充実してきていることに伴い、交通の便がよく、工業等の立地、用地の確保等の点から見て、工場適地としての条件を整えております。また、指定を受けている土地に企業参入がありますと、譲渡した所得者や企業に譲渡税や取得税の控除という優遇制度もございます。ここ数年で立地に向けた問い合わせや現地調査を行った企業は数社ございましたが、立地には至っておりません。このような状況をいただくことがございますので、素早く対応できるよう所有者の協力を得ながら今後も岩田地区内の農村地域工業等導入地域への企業誘致に取り組んでまいりたいと思いま

す。

以上です。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） この岩田にはイスエードさん、東洋パーツさん、あと南州工業さんですか、あとはイワサキか、あいているところだよ。それは確かにわかります。ちょうど南課長か、南さんがなっているとき、私もちょっとそこのところへ、ちょっととぼっ口に畑があったのだよ。何とかというラーメン屋の跡みたいな、それで私もその土地にちょっと幾らかいろいろ関係していたもので、こうだって、絶対にだめだというところを、何でかんであそこへは工業導入地域なのだから、そういう店もとぼっ口にできてはだめだよということ言われたのだけれども、導入地域としてあそこ埋め立ていたしました。前の大澤町長のときだ、忙しくやった。

それで東洋パーツが広げたいという考えがあったのでしょうか、説明もらいましたけれども。それでちょうど忙しく何ら2,000万ぐらいかけたか、あの排水路は。それでちょっと狭くだめになって、それで残念ながら東洋パーツさんは向こうへ行ってしまったと、そこでそこあいてしまったと、確かにあいてしまったのです。それで、一応その後すぐプレハブなんか建ててしまったけれども、前の町長さんがやって、もう少し、もうちょい今ああになってしまっているのだから、ちょっと残念だなと思います。誰が見ても、地主の方も、また先ほど申しました中郷地域の方も絡んで、あの近くの方も見て、何とかならないかいというようなこともちよつと言われたのです。

それで、せっかくあそこへ田んぼの後、今国会でも問題になっている池のあたり何か幼稚園ができてなんてというようなもので、田んぼの跡だからそれほど深くはない。それで、ある程度高圧線もあるけれども、はっきり言って小さな何か工場ができて、地主の方もどうなっているのだから、余り細かいどういふものとの雑種地になったのだが、こうなっているというのも、あれだけの金をかけて何もしないというのも、何か余り大きな工場でなくてもいいのではないですか。結局指定に決めた地域なのだから、場所なのだから。だから、ぜひとも無駄ではなく、何かその後に工場持ってきて、仕事をする場をつくってもらえばいいなんて。地主の方も恐らく今どういふふうになっているのだから、そのことをちょっと伺いたいなんて思っているのですよ。よろしく。

副町長さんでも。済みません。うるさかったんだから、あそこのところは。

○議長（新井利朗君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

工業導入地域においては製造業しか入れないのです。なので、どういふ企業でも入れるという地域ではありませんので、その辺はお含みおきいただきたいと思います。

現在も、町長のところにあそこを何とかならないかというようなお話が来ているのは来ています。ただ、これからそれがうまくいくかどうかというのはまだわかりませんので、企業名等々についてはここで話をするわけにはいかないのですけれども、ぜひあそこに入りたいというような企業が来ていることは事実ですので、もうしばらくお時間をいただいて、地権者の方にも、知り合いの方ですけれども、そのときにはぜひ協力してくれというお話はさせていただきましたので、もうしばらく時間をいただいて、工業導入地域をそのまま残すか指定解除するかというようなことも含めて、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） そういう話が来ているならば、ある程度優遇というのですか、待遇よくして、そんなに大きな工場でなくてもいいですよ。両方東洋パーツさん、イスエードさん、あのでかい工場より負けないような工場つくるのはまた大変だから。だから、何人か、二、三十人でも来られるような、何か考えてそのままでやっぱりちょっと。何かうまく考えてやってくださいよ。終わりです、これは。

○議長（新井利朗君） 3番に行ってください。

○10番（染野光谷君） 3番、行政運営全般について。

町民の町民による町民のための政治を掲げ、町長就任から4年たとうとしています。この4年間で、観光地として長瀬町や少子高齢化が加速するこの町の状況を考え、地域振興策や行財政サービスの向上に努めてこられたと思います。そこで、町長として就任から現在までの総括と今後の展望についてを町長に伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の町長就任から現在までの総括と今後の展望についてのご質問にお答えをいたします。

私は4年前に女性ならではのきめ細やかな視点を生かし、この町に生まれてよかった、この町に住んでよかったと思えるまちづくりを推進するため、町民とともに安心して暮らせるまちづくりを大きな目標として町長選に立候補し、おかげさまで町民の皆様から選んでいただくことができました。

また、その中で7つのお約束をさせていただきましたので、一つ一つ総括をさせていただきます。

まず、1つ目のお約束である顔の見える町政ですが、4項目中3項目について取り組んでおります。

2つ目の町民との協働によるまちづくりですが、8項目中7項目について取り組んでおります。

3つ目の子育て支援につきましても、7項目中全ての項目に取り組んでおります。

4つ目の高齢者福祉の充実につきましても、5項目中全ての項目に取り組んでおります。

5つ目の観光立町への取り組みにつきましても、6項目中全ての項目に取り組んでおります。

6つ目の学校教育の充実につきましても、4項目中全ての項目に取り組んでおります。

7つ目の定住促進につきましても、4項目中全ての項目に取り組んでおります。

一部未実施のものや取り組み始めたものもございしますが、おおむねお約束をしたことにつきましては実施することができたと思っております。

そのような中で、平成26年度から進めてまいりました社会資本整備事業も、蓬莱島整備は完了いたしました。長瀬公園、南桜通り整備につきましても、現在進行形でございます。また、塚越グラウンドにつきましても、国で整備を進めていただいておりますが、平成30年になりませんと完了いたしません。そしてまた、町全体を観光で潤える町にしたいという思いの中で始まった矢那瀬地区小さな拠点づくり整備事業も進めていきたいと考えております。

7月に私の任期が満了となるわけですが、幸い健康面での不安もございません。こういったことを勘案いたしまして、引き続き町政運営をさせていただきたいと考えております。長瀬町に住んでよかった、ずっと住み続けたいと思っていただけるまちづくりに、全身全霊を打ち込んでまいり覚悟を持って今日まで町政にかかわらせていただいた私の集大成となるよう、精いっぱい頑張る所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 国道140号整備、公園、いろいろ旧雇用促進住宅跡地利用、そういういろいろのこともまだ残っている。また長瀬観光立町、責任を持ってしっかりやってもらいたいという気持ちは私もあります。

余分なことを言うわけではございません。今の町長は、俺が議員になって4人目か、5人目だ。一応長くはお世話になっております。どの町長にもかわいがられました。意外とかわいがられたのです。でも、今の町長は議員のときは余りかわいがらなかった、確かに。だけれども、大変だな、この町は。でもくならない、この長瀬町が消えない、町村合併問題で取り組んで、どうして合併しなかった。それが運がよかった。

よく言いますが、観光地長瀬、100年前、この国。この国の指定公園になって100年です。黒澤孟文町長、一等初めの町長さんでした。その方が長瀬町を変えて、現在残っているわけです。それでいろいろなことがありました、町長も。町長は男がやるものだと思っていたのです。そしたら、いろいろ私も事情がありますが、それで大澤町長が誕生したわけですよ。一生懸命やっている姿を見ると、もう一度挑戦してみたいなというので、この質問をさせてもらったわけです。頑張ってください、出るからには。

終わります。

○議長（新井利朗君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第21号までの21件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第1号 長瀬町教育振興基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 長瀬町教育振興基金条例の提案理由を申し上げます。

このたび、故朝比奈孝氏のご遺族から、長瀬中学校の教育及びスポーツ（特に卓球）の振興と長瀬町中央公民館の卓球の振興を目的に寄附された金350万円をもとに基金を設置し、運用管理を行い有効活用するため条例を制定する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、議案第1号 長瀬町教育振興基金条例につきましてご説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、故朝比奈孝氏のご遺族から350万円の寄附をいただきました。この寄附金を有効活用するに当たり、教育振興基金を設置し、適切に運用管理するための条例を制定するものでございます。

それでは、議案第1号 長瀬町教育振興基金条例をごらんください。

第1条の設置の目的でございますが、基金の目的、設置を定めるものでございます。

第2条、基金の額でございますが、積み立てる額は一般会計の予算で定めた額とするものでございます。

第3条、運用管理でございますが、預金、その他确实、有効な方法で管理することを定めたものでございます。

第4条、運用収益の処理でございますが、前条の運用管理で生じた収益につきましては、基金に繰り入れるものでございます。

第5条、処分でございますが、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、処分することができるものでございます。

第6条、委任でございますが、基金の管理に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとしております。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

なお、教育委員会規則には、寄附者のご厚意により、提案理由にありました長瀬中学校及び長瀬町中央公民館の卓球の振興等に活用するよう規定いたしますので、あらかじめご承知をいただきたいと存じます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 朝比奈孝先生のご遺族からの寄附ですけれども、本当に卓球一筋で生涯を終えたという先生です。ですので、この金額350万円をもとにして基金をつくってくださって言われたのですけれども、前例のことを言っただけなんですけれども、図書館基金条例というような何とか、図書館の基金というのがあって、あれを使い切るのになかなか骨を折ったのです。なかなか基金となってしまうと使わないというのもすごく多いので、ここにちゃんと明確に書いてありますように、教育、特に卓球、中学校の卓球と、公民館の卓球に使ってくださいということですので、積んでおいたのでは何の役にも立た

ないから、なるべく目標を定めて、3年なり5年なりでこの基金を使い切って、卓球台を新しくするか、ボールをいっぱい買うとか、底辺のためにするとかということ、なるべくこの基金条例が10年も20年も置かないようなことではないかと思っておりますので、そのことについてどのような、教育長何なりが、何年ぐらいを目安にこの基金を使い切る予定かどうかお聞きします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

先ほどありましたとおり、基金のほうなのですけれども、もう既に新年度、9月補正を計画していただいて、そちらで中央公民館のほうの備品を整備したい、あと中学校のほうの卓球のほうのやはり備品を整備したい。ご遺族の意向によりまして、300万円が中学校、50万円が中央公民館という意向をいただいておりますので、中学校につきましては、教育委員会といたしまして5年計画を計画しております、5年で学校のほうと相談しながら備品整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 朝比奈孝先生、中学校3年の担任でありまして、多分私が1年のときだったかな、埼玉県で卓球優勝したのではないかな、ちょっとそこをはっきりわからない、多分私の学年は何か女子が3番ぐらいになったと記憶しております。それはさておいて、朝比奈先生、非常に卓球に熱意を持たれていたというふうなことで、このたびお亡くなりになって、こういうふうな基金をというふうなことなのですけれども、今お聞きすると中学校に300万円と、中央公民館に50万円というふうな金額指定で来たのかなと思うのですが、大変難しいところはあるかなと。例えば中学校の部活動があれば、そういうものがあるからといって、やはり平等でなければいけないというところがあるのですが、今例えば卓球台があると。それを廃棄して新しい卓球台をとか、そういう何かちょっとそこ無駄になってしまうという点が1点、それから、単一、1つだけの部活動に対してのというのは、これいいのかどうかちょっとわからないのですけれども、非常に受け取るほうとしては、部活動をやっている中で何だと。全体の部活動にかかわらないので、だから金額的に見ると、社会教育が300万円で、中学校が50万円という規定であれば、比較的卓球クラブ、体協に今加盟しているかどうかちょっと私知らないのですけれども、卓球のほうは、結構中高年の方から卓球やっているのですが、今現在卓球台も使えないという状況ではないような気がするし、卓球は今日本では非常に盛んになっているというか、オリンピックでもメダルはとれるような状況にあるのですが、特に、どこだったかな、ちょっと、今ほとんど高校なんか、青森山田なんかが強くて、ああいう中でもほとんど卓球場というのですか、父親とか母親がコーチでやっているとか、そういうスポーツですよ。余り言ってもしょうがないのですが、こういう大変朝比奈先生の厚意というふうなことなのですが、金額の振り分けがそういうふうに来てしていると、ここにはそういうふうには書いていないので、いかななものかなということが非常に気になります。その点について、答弁のほうお願ひしたいと思うのですけれども。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

村田議員言われるように、やはり中学校に300万と来ていますので、それを卓球だけというわけにはいかないと思います。まずは卓球を優先しまして、特に卓球とありますので、その後中学校のほかの部活動なりにも必要なものを考えていきたいと思っております。

あと、中央公民館も先ほど村田議員も言われましたけれども、中央公民館においても卓球台が悪くなっております。あとはつい先日、やっぱり卓球が日本が強いというのですか、卓球ができるところはないかというような問い合わせがありまして、ラケットとかそういうのも貸してもらえないかという問い合わせがありますので、そういったものを公民館についても整備したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 朝比奈先生、思い出します。私が中学2年生のときに教わった先生なのです。それで、すぐピンタンくれた。確かに卓球、それで長瀬町に住んで寄附、偉いよ、先生で350万円も町に寄附してくれる、1点伺いますが、そういう先生で、町にこういうふうな寄附をした方なんておるのですか、それを伺いたいのですよ。なければなし。それで、その寄附を、寄附をしてくれるだけでもありがたい、思い出の先生ですから、同窓会るとき来ました。余分なこと言って申しわけございません。俺は怒った。俺は二十になったから、ピンタもらったの、おいと言って先生に、いけないことだったかもしれないけれども、思い出の先生です。俺は、町としても寄附もらったのだから、上手に、今も5番議員も言いましたけれども、上手に使って、確かに8番も言っていますけれども、ある程度の、余り長くではなく、何年間ぐらいで上手にご利用してください。そんなです。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、染野議員の質問にお答えいたします。

私の知っている限りですと、高齢者叙勲をいただいた先生が記念品、物で学校に寄附したというのは聞いておりますので、こういった現金は、ちょっと私のほうはご存じ申し上げていませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀬町教育振興基金条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等、育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表より説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第8条の3でございますが、民法817条の2第1項の規定の育児休業等に係る子の範囲の拡大を図るものでございます。子の範囲につきましては、職員が特別養子縁組の成立に係る看護を現に行う子、2番目といたしまして、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、平成29年4月1日以降は養子縁組、里親である職員に委託されている子となっております。3番目といたしまして、その他、これらに準ずるものとして、町規則で親子関係に準ずる関係にある子にも拡大するものでございます。

第2項につきましては、要介護者と名称を改めるものでございます。

以下、改正文については、第1項と同様に、子の範囲の拡大に伴うものでございます。

次に、2ページをごらんください。第8条の4第4項関係でございますが、引用項の改正で、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の読みかえ規定でございます。

次に、3ページをごらんください。第11条でございますが、休暇の種類に介護時間を加え、介護時間及び組合休暇とするものでございます。

次に、第14条の2項第6号でございますが、第8条の3と同様に、子の範囲の拡大に伴うものでございます。

次に、4ページをごらんください。第16号でございますが、引用文を追加するものでございます。

第15条でございますが、指定期間について定めたもので、現行では1回のみ取得しかできませんでしたが、今回の改正により、1の要介護ごとに3回以下で6カ月以下の範囲で指定できるようにしたものでございます。

次に、5ページをごらんください。第15条の2でございますが、介護時間の新設でございます。日常的なニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認める場合、連続する3年以

下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを設けたものでございます。

第16条の4項でございますが、第15条の3項に引用条項に改めるものでございます。

次に、第17条の表題を、介護時間を加えるものでございます。また、第17条第1項についても同様の改正でございます。

次に、6ページをごらんください。附則の経過措置、第2条第8項中全各項に改めるものでございます。

次に、7ページをごらんください。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表第2条関係でございますが、第8条の3は里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している児童を、平成29年4月1日以降は養子縁組に里親である職員に委託されている児童に改めるものでございます。第2項についても同様の改正でございます。

第14条第2項第6号については、第8条の3と同様の改正でございます。

次に、議案書にお戻りください。議案第2号の3ページをごらんください。附則の第1条をごらんください。この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2条、経過措置でございますが、改正の日に介護休暇の初日から起算して6カ月を経過していないものについても、改正の日後、残余の期間を分割して取得できるよう措置を定めるものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を

申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大したことにより、所要の改正を行う必要があるため、職員の育児休業等に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第3号、新旧対照表より説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。初めに、第2条第1項第3号ア（イ）中ではございますが、非常勤職員による育児休業の所得要件を緩和するもので、1歳から1歳6カ月とし、特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員についても、適用するものでございます。イについては、改正を行う引用条文等の整理でございます。

次に、2ページをごらんください。新たに第1条を加え、第2条の2とし、育児休業法第2条第1項の条例を定める者を加えるものでございます。養子縁組を希望とする里親に児童を委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため養育里親として委託されている児童でございます。

次に、第2条の2については、第2条の3に繰り下げるものでございます。

次に、3ページをごらんください。第2条の3、3号につきましては、文言の整理でございます。

次に、第2条の4でございますが、条の繰り下げによるものでございます。

次に、第3条第1項第1号でございますが、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例に定める特別の事情でございます。第1号については、条文の文言等の整理でございます。

1枚めぐりまして、第2号につきましては、新たに号を追加し、育児休業等の対象拡大を行うものでございます。

なお、新たに第2号に条文が追加されたため、引用条文の改正及び号を繰り下げるものでございます。

次に、5ページをごらんください。第9条の2号でございますが、法令番号の削除でございます。

次に、第10条でございますが、育児休業法第10条第1項、育児休業のただし書きの条例で定める特別の事情に関するもので、1号については、出産等により承認の効果を失った後、出産に係る子が死亡等した場合に定めたもので、第2号については、条例第13条により育児短縮時間勤務の承認を取り消された後、1号と同じく、承認に係る子が死亡した等の場合を定めたものでございます。

なお、第2号以下は、条文の追加による繰り下げによるものでございます。

次に、6ページをごらんください。第11条につきましては、引用条文の整理でございます。

第19条につきましては、法令番号を追加するものでございます。

次に、7ページをごらんください。第20条第2項でございますが、議案第2号において新設された介護時間を加えるものでございます。

次に第3項でございますが、非常勤職員が最長3年、1日2時間まで育児及び介護のため勤務しないことを承認するものでございます。

次に、8ページをごらんください。第2条関係でございますが、第2条の2でございますが、改正に伴う引用条文、文言の所要の整備でございます。

最後に、附則でございますが、恐れ入りますが、議案第3号をごらんください。2枚目をごらんください。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は養子縁組、里親に係る規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせて、議会議員の期末手当についても改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせて議会議員の期末手当についても改定を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第4号、新旧対照表より説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第5条、12月から支給する期末手当の率を100分の167.5から177.5と引き上げるものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。第2条関係でございますが、第5条につきましては、6月に支給する期末手当を100分の152.5から100分の157.5に引き上げ、12月につきましては100分の177.5から100分の172.5に引き下げるものでございます。

最後に附則でございますが、議案書をごらんください。附則第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項でございますが、第1条の規定は、平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、簡単に要約するとあれですか、行ってこいでチャラということで、考えは、これから職員のほうも出るの、そういう考えでよろしいわけですね。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは、やはり期末手当の引き上げですね。たしか去年も引き上げがあったのではないかと思うのですけれども、特別職の場合にはやはり報酬が町民の皆さんとの関係で、余り乖離を生じないほうがいいだろうと思うのですよ。そういう意味で第三者委員会、国保なんかもそうですけれども、審議会ありますけれども、ああいう町内の中のそういう適当というか、いい人たちをやっぱり集まってもらって、それがいいかどうかについて審議してもらおうと、そうすることによって町民との関係での乖離といますか、そういうのをなくしていくということが大事ではないかと思うのだけれども、そういうふうな考えはないのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 田村議員のご質問にお答えします。

議員報酬の引き上げの場合につきましては、確かに報酬審議会等必要でございますが、今回の期末手当とか、こういうのについては他団体、要するに議会議員の全国的に人事院勧告等基づきまして、ほとんどの団体というより全てそういう団体におきまして、支払われて、上げているものでございます。28年度の実際には28年度分として与えるものでございますので、一応ご回答としてはそういうことになると思います。

よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） では、これ実質的な値上げってことではないわけですか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） これから田村議員の再質問にお答えします。

これから職員のも出ると思うのですけれども、要するに人事院勧告に基づき、各町村の議会議員の皆さん、町村長の皆さんということで、民間ベースと比較した場合の人事院の関係で、今回の場合は0.1カ月等引き上げるものでございます。だから、実質28年の4月1日から、当然その金額にもらえるべきお金だということでご解釈いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がございますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） やっぱり第三者機関みたいな設けてやるべきではないかと。町民の感覚と乖離することはよくないと思うのです。そういう意味で、ぜひそういう方向で第三者機関を設けて、その上でもって決定していただきたいということで、反対いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第5号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせて町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第5号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げにあわせ町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第5号、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第6条第1項について、括弧書きの部分中、後文において法令番号が明示されているため、法令番号を削除するものでございます。

次に、第2項でございますが、12月から支給する期末手当の率を100分の167.5から177.5と引き上げるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第6条の2関係でございますが、6条第1項と同様に法令番号を削り、第7条関係では法令番号を加えるものでございます。

次に、3ページをごらんください。第2条関係でございますが、第6条第2項につきましては、6月に支給する期末手当を100分の152.5から100分の157.5に5%引き上げ、12月につきましては100分の177.5から100分の172.5に引き下げるものでございます。

最後に附則でございますが、議案書にお戻りください。附則第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項につきまして、第1条の規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 第4号と同じ理由で、同じように措置していただいたらいいのではないかというふうに思っています。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 同じ理由ということで反対だけだから、答弁しますか。

では、総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 先ほどからちょっと田村議員、誤解されているようなのですが、これについては人事院とか、人事院を置く市町村団体においては人事委員というのがあります。それも大体国に沿ってなります。長瀬町の小さな市町村では、公平委員会という形のものしかないで、並べて全国的には同じような給与の三原則とありまして、給与の均衡というのがあります。他団体とそれほど差がないようにしろということもありますので、実際のところ審議会とか、そういう町民の方に審議していただくのは先ほども申し上げましたとおり、給与引き上げだとか、そういう場合について当然審議会が必要ですので、そういうご意見は通ると思いますが、これはあくまでも人事院のほうから出されているもので、人事委員がある市については、それについては人事委員会で諮りますが、当方のように小さい市町村ではそういうことになりませんので、ほとんどの団体が国の人事院に準じて行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番の田村です。4号議案と同じようにやはり町民との関係で、乖離を生じてはいけないのではないかとということが私は基本だと思うのです。人事院勧告があったからといっても、それはいわゆる自治権というものはやっぱり各自治体にあるわけなので、その中でもって町民の意見とすり合わせて決めるべきだというふうに私は思いますので、反対をいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額及び扶養手当の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額を見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、改定を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第6号、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第1条関係でございますが、第14条の2第2項でございますが、文言の整備で、指定管理職員に改めるものでございます。

次に、第14条の7第2項第1号につきましては、文言の整備と勤勉手当でございますが、6月から支給する勤勉手当の率を100分の80、12月に支給する場合の率を100分の90と改めるものでございます。

次に、1ページ、2ページにかけてごらんください。第2号、再任用職員の勤勉手当に関するもので、6月に支給する場合100分の37.5、12月に支給する場合100分の42.5と改めるものでございます。

次に、附則の第7項でございますが、6月に支給する場合100分の1.125、12月に支給する場合100分の1.35、また6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の90に改めるものでございます。

なお、別表第1につきましては、改正後の給料表でございます。

3ページをごらんください。第7条第2項でございますが、これにつきましては新たに第3号として加え、以下の号を繰り下げのものです。

次に、第3項でございますが、第1号及び第3号から第6号、扶養親族については、1人につき6,500円、2号の子供については1万円と改正するものでございます。

次に、第8条第1項でございますが、改正に伴う文言の整理でございます。

次に、4ページをごらんください。第2号から第4号につきましては、引用条文の整理でございます。第2項及び第3項につきましては、条文改正に伴う条文の整備でございます。

次に、6ページをごらんください。第14条の7第2項第1号でございますが、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合は100分の90を100分の85に改正するものでございます。

第2号につきましては、再任用職員手当については、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給される場合は100分の42.5が100分の40と改正するものでございます。

次に、6ページ、7ページにかけてごらんください。附則の第7項でございますが、6月に支給する場

合においては100分の1.125、12月に支給する場合100分の1.35を100分の1.275に改めるものでございます。6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の90を100分の85に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、議案書のほうに戻りまして、6ページをごらんください。附則の第1条は、条例の施行日を定めたものでございますが、公布の日から施行し、第2条及び附則の第3条の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項については、第1条改正後給与条例については、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第2条の給与の内払いについては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

次に、平成30年3月31日までに扶養手当の見直しについて段階的に改正するものでございます。配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するもので、金額については1万3,000円から平成29年度は1万円、平成30年度より6,500円に減額し、それらにより得られる原資を子に係る手当に配分し、子供につきましては6,500円から平成29年度8,000円、平成30年度以降1万円とするものでございます。なお、配偶者がいない職員にあっては、扶養親族1人に係る額については、平成28年度1万1,000円から段階的に減額し、平成30年度以降につきましては同額とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、これはちょっと先ほどの2点とは多少違うかなということなのですが、これもあれですか、人事院勧告によってこういうふうということで引き下げ等があると。だから、場合によっては多少減額されるというところも出てくるということになりますよね。そうなった場合に、期末勤勉手当とかにそんなふうに影響してくるとか、そういうこともあり得るわけですか。ちょっといろいろあったので、なかなかわかりにくいところがあるので、余り不利になるとか、そういうことはないわけなのですか。その2点だけ、人事院勧告かどうか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、人事院勧告によりまして28年4月1日から適用しろというお話でございます。これにつきましては、給与決定に関する諸原則の中で、給与決定の三原則の中に先ほども田村議員のところで言いました均衡の原則というのがあります。これにつきましては給与勧告に明示されておりますので、それに従って改正するものでございます。

あと、扶養手当につきましては、やっぱり子に配分する額をふやす関係で、期末手当、扶養がちょっと若干変わるので、今までより実際は率は上がるかもしれないですけども、実際下がる人も当然扶養手当の関係なので、出てくることもあるかなと思うのですけれども、今のところちょっとそこまでしていないので、実際はわかりませんが、実情手取り的には今まで配偶者に1万3,000円したのが、平成30年度以降につきましては6,500円になるということで、子供を持つ家庭にとっては大変お金が若干ふえると思うのですけれども、配偶者的には同様に扶養については6,500円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） ちょっとこの別表3か、給料1級、2級、6級ってありますが、現在長瀬町はどのくらい、課長さん級からいろいろあると思うのですよ。上のほうになると。何人ぐらいおるのですか。ここにいる、参与席に座っている方の。失礼ですが、昔聞いたことあるから、思い出したのある、議員のときに、町長になった人が。だから、ちょっと聞きたいのですよ。だから、1級から6級までありますよね。その中の何名ぐらいいるのかなというのを、上の、例えば、ちょっと聞いてみたいと思うのですよ。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 一般行政職のみでお話しさせていただきます。管理職だけでよろしいですか。1級から全部。

〔「課長だけでいいでしょ」「課長だけでいいんだ」と言う人あり〕

○総務課長（野原寿彦君） 課長につきましては5級の課長が7人、6級の課長が5人でございます。

○10番（染野光谷君） はい、了解。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

ふるさと納税寄附金の基金への積み立てについて、規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、ふるさと長瀬応援基金へ積み立てる額につきまして、改正前は寄附金を全額基金に積み立てていましたが、改正後は寄附金から返礼品等の諸経費を除いた額を積み立てるように改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してあります参考資料、議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例新旧対照表により説明させていただきますので、対照表をごらんください。

左が現行でございますが、第6条、基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄附された寄附金の額及び基金から生じる収入をもってこれに充てるとなっております。寄附金は全額基金に積み立てるということになっております。

右側の改正案では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすると改めるものでございます。内容としましては、寄附金から返礼品等の諸経費を引いた額を基金に積み立てるという改正でございます。

また、議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、ちょっと今年度の額でいいのですけれども、ちなみにこの差し引きになる内訳額をちょっと教えてもらえますか、差し引きになるやつを。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

この後、補正予算にも計上させていただいておりますが、今回1,250万円の基金を予定しておりまして、そのうち300万円につきましては現行で予算がありますので、950万円積み立てをさせていただいております。そこから歳出としまして、積立額は500万円を今回補正で積み立てをさせていただいております。ですから、1,250万円のうちの500万円ということです。そのほかに返礼品等で450万円を予定をさせていただいております。

以上でございます。

〔「意味わかんない」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 1,250万円が収入として入ります。総額ですよ、総額です。そのうち返礼品として450万円、返礼品等です。ですので、今回500万円を、そこから1,250万円から450万円引きますと800万円です。当初というか途中補正で300万円をしておりますので、今回積み立ては、補正額は500万円、合計で800万円という形になります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっともう一度聞きます。ちょっと私わかりにくいと思うので、1,250万円から返礼品が450万、楽天に払うのはどれだけの費用なのか、ちょっともう一度説明お願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、今回補正予算で組ませていただきますのが、返礼品等の不足、多かった関係で不足がありますので、その不足が148万円を計上させていただいております。また、楽天への手数料につきましては97万円です。を予定させていただいております。それが支出のほうになります。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 一応わかりました。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） きょうの当局のほうの話の中で、多分町長が言ったのではないかなと思うのですが、300万円については返礼品要らないよというふうな人がいたというふうなお話ですよね。これはちょっと違ってくるのですが、要するに返礼品についてパーセンテージを設けてやっている、例えば100万円ふるさと納税したという人と、10万円したと、1万円したという人が当然出てくると思うのですが、そのパーセンテージで返礼品を組むのか、そうではなくて、ある程度のという、ある程度といいますか、そういうパーセンテージとかは出してなくて返礼品をやるのか。

あと、これでいくと、もうかるのは楽天だけだなという感じがするわけなのですけれども、一応そのところを楽天がもうかるという話はいいですが、わかったらお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

返礼品につきましては、例えば上限が4割になっておりますので、1万円であれば4,000円、それに対してあとは送料等かかりますので、その経費が入っております。ですから、10万円であれば、4万円相当というような商品、返礼品になっております。

また、楽天に対しては、おおよそですが、大体10%ぐらいの手数料というか、サイトの運営、それにかかっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、こういうふるさと納税について、額がこのくらい、このくらい、このくらいって、これを公表しても支障ないところだとは思いますが、例えば先ほど言いましたように100万円ふるさと納税を行いましたということになると、例えば約40万円、送料がその中に含まれるかどうかという返礼品を当町では考えると、どこもかなりそういうような、以前より返礼が下がってきたような感じは聞いているのですが、そういう高額の場合に、40万円例えばライン下りの券であるとか、商品であるとかいっても、相当納税した人が、うんというのもあると思うのですが、一応それでやっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 返礼品の内容につきましては、例えば1万円ですと10品ぐらいありますから、その中で寄附者の方は選んでいただいて、それを送るという形になっております。また、高額というか、高換金率というのですか、総務省ですと大体4割程度、4割以下に下さいということが来ておりま

す。中には7割、8割という換金率のところもありますので、そういうところにつきましては、総務省のほうからお達しが来ておりまして、そういうのはやめてくださいというようなことで来ておりますので、大体4割程度になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと楽天へのお金、多くなればなるほど楽天がもうかるというわけね。10%もらうということだから、そういうことになるわけ、当然。さっき楽天のが約97万円って言ったでしょ。今現在97万円で済んでいるということでしょう。そうすると、それが多くなれば、年間ではなくってするわけだから、どんな形。よくわからなくて、ごめんね、でもちゃんと聞きたい。理解したい。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、楽天への支払いについては、寄附金額のおよそ10%程度ですので、例えば1億円の寄附があれば1,000万円ぐらいになります。もしゼロでしたら楽天に払うお金はありません。そういう契約になっております。寄附金がなければ、楽天への支払いはありません。寄附金額に対しての10%ですから、1万円があれば1,000円が楽天に行きます。100万円があれば10万円が行きます。というふうな形で寄附金額によって楽天への支払いが来ると。また、件数がふえれば、町内の業者の方もかなりそういうところで経済効果というのはすごくあると思いますので、町としましてもなるべくふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、議案第8号 長瀬町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町税条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第8号 長瀬町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税率の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されますことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容でございますが、平成28年3月31日付で専決処分し、6月議会においてご承認いただきました長瀬町税条例等の一部を改正する条例につきまして法人町民税、法人税割の税率の引き下げ時期及び軽自動車税環境性能割を導入する時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期し、また個人住民税の住宅ローン控除の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日に延期するため等、必要な改正を行おうとするものでございます。

続いて、長瀬町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。説明に当たりましては、6月の議会においてご承認いただいた条例改正でございますこと、また根拠法令の改正により条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合等ございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

続いて、お手元にご配付してございます参考資料、議案第8号第1条関係、新旧対照表によりご説明させていただきます。

附則の改正でございます。第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで延長するものでございます。

続いて、参考資料、議案第8号第2条関係、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条は、平成28年3月31日付で専決処分し、6月議会においてご承認いただいた長瀬町税条例等の一部を改正する条例について、国の改正令に準じて一部を改正するものでございます。

1ページをごらんください。第1条は、消費税率の引き上げ時期の延期に伴い、施行期日が平成31年10月1日になりますことから、法人税率の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の導入に関する1ページから11ページまでの規定を削除するものでございます。

9ページをごらんください。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例でございますが、軽自動車税のグリーン化特例、経過措置を1年延長するための規定を定めるものでございます。

11ページをごらんください。第1条の2は、消費税率の引き上げ時期の延期に伴い第1条で削除いたしました法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税、環境性能割の導入に関する規定等について新たに定めるものでございます。

17ページをごらんください。附則の改正でございます。第1条、施行期日でございますが、18ページ、

第4号は法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税、環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴い、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に改めるものでございます。

第2条の2は、町民税に関する経過措置でございますが、法人税割の税率の引き下げの時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする規定を定めるものでございます。

第3条の2は、軽自動車税の経過措置でございますが、軽自動車税のグリーン化特例、経過の特例措置を平成29年度分まで1年延長する規定を定めるものでございます。

19ページをごらんください。第4条は、軽自動車税の経過措置でございますが、適用年度を平成29年度から平成32年度に変更するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、8ページをごらんください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、議案第9号 長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育英奨学資金の貸与金額の引き上げに伴い、条例の一部改正をする必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、議案第9号 長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、育英奨学資金の貸与金額の改定を行いたく、条例の一部改正を行うものでございます。町では、経済的な理由により就学が困難な者に学資を貸与し、有望な人材を育成することを目的とする奨学金の貸付制度を設けておりますが、近年学びを志す方を取り巻く環境も厳しくなっていますので、現況や近隣市町の状況などを踏まえて奨学金の額を改正したいものです。

説明につきましては、お手元にご配付してあります参考資料（議案第9号）の新旧対照表により説明させていただきますので、ごらんください。

なお、別表の新旧対照表ですけれども、奨学金の額（月額）の改正のみで、字句等の改正はございません。奨学金の種類ですが、大きく4つに区分されています。まず、高等学校貸与奨学金、続いて大学（短期大学含む。）貸与奨学金、続いて高等専門学校貸与奨学金、続いて裏面になりますが、専修学校貸与奨学金となっています。その中でも、国立及び公立と私立に分かれています。さらに、高等専門学校においては、第1学年から第3学年と第4学年から第5学年、また専修学校においては高等課程と専門課程に分かれておりますが、それぞれ左にあるのが現行で月額8,000円の奨学金を2,000円引き上げまして月額1万円に、また現行月額1万5,000円及び月額2万5,000円の奨学金をそれぞれ5,000円引き上げまして、月額2万円及び月額3万円に改正するものでございます。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、裏面をごらんください。附則でございますが、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、聞きます。奨学金ですけれども、高等学校、大学ありますよね。そのときに、長瀬町の奨学金は日本育英会とかは3.8以上、4.1以上なくてはだめだとかって、成績だとかなんとかというのは関係あるのでしょうか。それとも、借り手がいないから、それも受け付けてでは貸し出しまじょうかということになるのでしょうか。そこのところが聞きたいと思います。

それからもう一つ、今度の29年度は何人申し込みがありましたか。それもお聞きしたいと思います。そう、今年度。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） まず、申請の関係ですけれども、まず学業成績書は提出してもらいます。ですから、そういった何点以上とかというのではなくて、高校の場合は中学校、大学の場合は高等学校の成績表を提出していただきまして、その中で書類を審査して貸与を決定しております。

〔「予算の範囲内ですね」と言う人あり〕

○教育次長（福島賢一君） 予算の範囲内です。あとは、人数が応募が予算の範囲内を超えた場合は、やはりその世帯の所得金額も考慮して、そちらで決定させていただきます。

ことし、28年度は貸与奨学金のほうに1名、短大の2年生、1名ありました。入学準備金はありません。以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私の場合ちょっと着眼点が違うのですけれども、この奨学金を借りるからどうのではありません、今テレビやいろんな報道で貧困家庭の学業の問題が取り沙汰されている中で、長瀬町の住民でそういう貧困家庭の統計とか、そういうのをとっているのでしょうか。それをお聞きをします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 関口議員のご質問にお答えします。

貧困家庭というか、長瀬町小中学校では準要保護、要保護という、そういったその世帯は、やはり所得非課税の世帯でございます。そういった家庭のほうの人数は把握しております。まず、要保護世帯1世帯、子供が2人、準要保護19世帯30人、そういった人数は把握しております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 余りこういう学問には駄目なほうですが、よく奨学金、いろいろ今テレビでも結構騒いでいますよね。それで、長瀬町で、例えばテレビに出ていて、これが奨学金が返済できないでこうだよなんていうのが、テレビなんかよく出ているのです。そうすると、この町におかれては、失礼ですが、そんなような方も長い年月の間にあるのではないかなんて、何年ぐらいでどのくらいの奨学金を返済というのは、どんな期間があるのかなんて、ちょっと1回伺ってみようかなんて思ったのですが、長瀬町におかれては、返さないでこうだよ、そのままとぼけてしまったよなんていう、全国では随分あるらしいから、ちょっとあれば、ちょっとそれを伺ってみたいかなんて思ったのですよ。もしわかれば、済みませんが。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、染野議員の質問にお答えをいたします。

長瀬町においては、そういった返さないでというのがありません。今現在の奨学金のほうの未返還というのですか、金額ですけれども、過年度分は48万円、人数においては1名です。今年度は、まだ3月いっぱいありますので、こちらにおきましては今のところ、現段階で6名で77万5,000円が未返還の金額となっております。

以上です。

済みません、借りてから1年間置いて5年間で、自分の返済できる金額の範囲内において、毎年返還していただいております。

以上です。

○10番（染野光谷君） はい。わかりました。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 奨学金のほうなのですけれども、これ育英奨学金とは違うと思うのですけれども、今10番議員が言われたのは、多分今テレビでもよくやっていますが、奨学金を返すのに非常に苦しいというふうなことで、アルバイトを大学でして、なおかつ勤めた場合に、そのお給料の中から支払っていかなくてはいけないということで、この奨学金制度を変えていこうというようなことで、これ近々変わってくると思うのですよね。

では、長瀬町はそういう形にはまだなっていないとは思いますが、その方向性もあるのかど

うか。教育の機会均等、教育を受ける権利というのは、誰にも貧富の差によらないで受ける権利があるというようなことだと思っておりますが、特にこの中で、これ29年4月1日より施行ということになっているわけなのですが、ということになると、もう今の中学生も該当するわけです。そうすると、本日例えばというか、これが議決されれば、中学校さんのほうには早急にこういうことで額が変わったというお知らせとか、高校在生について、これ途中からも変更になるのかどうかということです。昨年度借りたお子さんが、高等学校ですから、例えば8,000円、公立高校で受けていたと。それが、29年度から1万円になるのか、そうではなくて借りた時点のままでいってしまうのか、そこのところを2点ばかりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 村田議員の質問にお答えいたします。

29年の4月1日からこの金額が適用になりますので、先ほど言いました中学生も、今度高校に上がる方は対象になりますので、学校のほうに近々校長会がありますので、校長先生を通じて周知したいと思います。

昨年借りた子は対象になるのかということですが、この額においては、29年4月1日以降に借りた方がこの額の変更の対象になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。奨学金の問題ですが、これは全部やっぱり、借りるともちろん返さなければいけないわけですが、貧困家庭の中ですら返せない。あるいは奨学金借りて、それ自身がえらい負担になってしまうという点で、政府のほうでも今給付型というのを、返さなくていい。これについては、これは検討したのでしょうか。ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

検討いたしました。検討して、今まだ国のほうの制度も、ことしからですか、今なってきたので、うちの町においても1年間様子を見ようということで、させてもらっています。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 長瀬町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第15、議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

多子世帯の経済的負担の軽減を目的として、保育料の改定を行うに当たり関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

放課後児童クラブ室を利用する多子世帯保護者の経済的負担の軽減を目的として、保育料の改定を行うに当たり関係規定を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。ご配付してあります参考資料の新旧対象表をごらんください。改正案第4条の第2項、保育料の額でございますが、児童1人につき月額6,000円とするものでございます。

続きまして、第3項でございますが、同一世帯において2人以上養育している場合の保育料は、年齢が最も高い子供18歳を1人目として、2人目の子供が入室している場合は月額3,000円とし、3人目以降の子が入室している場合は無料に改めるものでございます。

続きまして、第4項でございますが、前2項に規定する保育料は、月の途中から保育を始める場合、または月の途中において保育を終える場合は、日割りによって計算するものでございます。

続きまして、第5条でございますが、見出し及び同条中に記載されている免除を減免に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成29年6月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと中身の確認なのですが、今までは保育料、児童1人につき月額

6,000円、それで2人目になると、2人目からは月額3,000円、これで来ていたと。今回の改正では、3人目になったら、これは無料にすると。2人目までは3,000円というのは、これは同じですね。だから、多子世帯の3人目から無料になるということですね、その確認だけです。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 田村議員の質問にお答えをいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第16、議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成29年度における介護保険料率の特例を規定するため、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正の内容は、平成29年度における保険料率の特例を規定させていただくものでございます。

現在第1号被保険者の介護保険料段階の判定に、合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土

地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転や土地収用等で土地等を譲渡した場合、所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があるため、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、平成30年度以降、保険料段階の判定に合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いるよう、政令の改正がなされたところでございます。

この保険料段階の判定に新たな指標を用いることにつきましては、市町村判断で条例に定めることにより、1年前倒しした平成29年度から実施してもよいとされていることから、附則に第8条として1条を加え、平成29年度の保険料率の特例を規定するものでございます。

議案に戻っていただきたいと思えます。附則でございますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今のこれ、介護保険条例の一部を改正する条例で、ここに書いてありますのは、今いろいろ説明していただきましたけれども、合計所得金額が譲渡等によってということなので、今もとっていますよね。とっている分については関係ないというわけですか。関係ないというのは、徴収しているでしょう。保険料率の特例で、最低ありますよね、介護保険料のところ、1号被保険者からずっとというの、最高額までも10万4,040円も払って。わかるところで済みません。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

課税所得の場合、通常の譲渡は含まれません。特別控除、例えば土地収用法だとか土地区画整理事業だとか、農地の保有の合理化とか、そういう部分の譲渡につきまして適用になるということです。例えば被災地で移転を余儀なくされて、その土地を売った場合に、その分も売った金も判定されてしまうと、介護保険料が上がってしまうということが起きますので、全国の自治体からそういう声が国のほうに上がってしまっていて、その部分の改正を平成30年度から一律に改正を行うということが決まっていますけれども、市町村判断で29年度からそういうことを導入してもいいですよということなので、長瀬町は29年度から適用させていただくという条例の改正でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑は。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと、前倒しをするということは、納税者とか、売った方が得をするというわけですよね。得をする、納めなくてもいい、前倒しをということというのは、そのところでも売ってあっても、納めるのを該当、そのところは、ここに何て言ったらいいのだろうね、ちょっと教えてくれる。

〔言葉はわかんない〕という人あり

○8番（大島瑠美子君） この分については、土地だとか譲渡で売っただけでもということなのですけ

れども、ではこうに聞きます。では、長瀬町にはこういう該当する方は、29年度予定でいるような感じはありますか、ありませんか。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 長瀬町には、恐らくいないと思われます。条文として、用地復興取得ということになると思います。

○8番（大島瑠美子君） はい。わかりました。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第17、議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険法令の改正に伴い関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は、介護保険関係法令の改正に伴い主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーの更新制の導入により、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を受けることが義務づけられたことに伴い、主任介護支援専門員の定義を改めるものでございます。

それでは、長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

の1ページをごらんください。

第1条の趣旨でございますが、法の項ずれに伴い引用条文を第1条中、第115条の46第4項を、第115条の46第5項に改めるものでございます。

続きまして、第4条、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数でございますが、第4条第1号中、主任介護支援専門員の更新制の導入により、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を受けることが義務づけられたことに伴い、主任介護支援専門員の定義を改めるものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君） ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 本議案第12号については、特に異存があるというわけではありませんけれども、この条文の第4条についてお聞きしたいと思います。

第1号被保険者の数に応じということで、おおむね1,000人未満というのが当町に当たるのかなということで、その中でアからウまでに掲げる者のうちから1人または2人がいればいいということでよろしいわけですか。

となると、例えば保健師さんがいると、最低限でいくと保健師さんがいればこれはいいということに当たるのか。そうでなくて、今回の条文とは、改正とは関係ないと思うのですが、そこのところがちょっと、本町のこの条例を私わからないので、そこのところを説明をしていただければ、まことによくわかるので、よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどは村田議員がおっしゃられましたように、人口の割合で人数が定められております。長瀬町の場合は2名今います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長瀬町は2名いるということは存じ上げているのですが、これはこの条文でいくと1名でも大丈夫なのかということなのですが、そこのところが、3名いれば3名いても過員は構わないわけですから、ちょっとそこのところがわからないという意味なのですが、済みません。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の再質問にお答えをいたします。

これは基準でありまして、どこの自治体も100%満たされているところもあるところもありますし、そうでないところもございます。だから、3名いても特に問題はございません。

以上でございます。

〔「1でいいかどうか」と言う人あり〕

○健康福祉課長（福田光宏君） 1でもその状況で大丈夫といえば大丈夫ですけども、基準がそういうことになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明

○議長（新井利朗君） 日程第18、議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,283万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億2,787万6,000円にしようとするものでございます。

また、繰越明許費や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,283万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億2,787万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正につきましては、6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、平成28年度中に事業が完了できないため、平成29年度に繰り越しをさせていただき事業でございます。

第2款総務費の戸籍住民事業58万3,000円につきましては、マイナンバーカード補助事業が年度内に完了しないため、また第3款民生費、臨時福祉給付金等給付事業1,153万2,000円につきましても、年度内に事業の一部を完了することができないため、一部を繰り越しさせていただきものでございます。

3つ目の地域介護福祉空間整備等施設整備補助金交付事業456万5,000円でございますが、国の補正予算により予算措置されたもので、内示が1月となったため、年度内に事業が完了することができないため繰り越しをさせていただきものでございます。

4つ目の多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業1億3,200万円は、国の補正予算による事業で、年度内に事業が完了することができないため繰り越しをさせていただきものでございます。

次に、下の第3表、地方債の補正でございますが、6ページが補正前、7ページが補正後となっております。定住促進事業から5つ目の社会教育施設整備事業につきましては、事業の確定に伴い右のページのように借り入れ限度額を減額するものでございます。

一番下の社会福祉施設整備事業につきましては、国の補正予算で行います多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業6,920万円は、事業実施に伴い借り入れを行うもので、その結果、合計欄でございますが、補正額の限度額を2億1,896万9,000円から、右のページになりますが、補正後2億6,806万9,000円となり、4,910万円の増額となるものでございます。

続きまして、補正予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。12、13ページをごらんください。まず、歳入でございますが、第1款町税、第1項町民税、補正額950万円の減額で、第1目個人町民税は普通徴収、年金特別徴収の現年分の減額でございます。

第2項固定資産税は補正額100万円の増額で、現年課税分は400万円の減額であります。滞納繰り越し分が500万円の増額となり、固定資産税の総額では100万円の増額となっております。

第3項軽自動車税は260万円の増額となっております。

第6款地方消費税交付金637万5,000円の減額は、交付額が確定されたため減額するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額123万2,000円の減額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額573万9,000円の減額で、それぞれ交付決定によるもので、そのうち一番下になりますが、第3節老人福祉費国庫補助金456万5,000円は、国の補正予算に伴うもので、地域介護福祉空間整備等施設整備国庫交付金の増額となります。この事業につきましては、平成29年度に繰り越しをさせていただき事業でございます。

次のページをごらんください。第3目土木費国庫補助金、補正額774万7,000円の減額、第4目教育費国庫補助金、補正額191万5,000円の減額とも、それぞれ事業完了に伴う交付決定による減額でございます。

第5目総務費国庫補助金、補正額6,000万円の増額でございますが、国の補正予算により、多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業を実施するための交付金でございます。平成29年度に繰り越しをさせていただき事

業でございます。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額85万2,000円の増額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額71万3,000円の減額は、それぞれの事業とも交付決定によるものでございます。

第3項県委託金、補正額240万7,000円の減額は、主に参議院議員通常選挙が終了したことによります減額でございます。

第16款財産収入、次のページにかけてでございますが、第1項財産運用収入、補正額5,000円は、各基金等の運用益でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額1,300万円は、第2目総務費寄附金950万円の増額、第2節ふるさと長瀬応援基金で町外にお住いの方からの寄附金が予想より多かったため増額するもので、第3節教育費寄附金は指定寄附金で各節のとおり350万円を受け入れるため補正をするものでございます。

第19款諸収入、第5項第2目雑入、補正額24万9,000円の減額でございますが、各事業とも確定によるものでございます。

第20款町債、第1項町債、補正額4,910万円の増額は、先ほど第3条関係、地方債の補正でご説明したとおりで、各節とも事業確定に伴うもの及び新規事業によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、補正額1,785万円の減額は、次のページにかけてでございますが、今回の補正予算では歳入が歳出を上回っているため、財政調整基金へ1,785万円繰り入れを戻すものでございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

次に、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。次のページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額1,965万2,000円の減額は、主なものとしまして職員の給与等の減額でございます。

第6目財産管理費、補正額234万3,000円の減額は、庁舎修繕工事等が終了したための減額でございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額500万円につきましては、ふるさと納税28年度分の寄附金のうち、返礼品等の諸経費を差し引いた金額を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額600万5,000円の減額は、各節とも事業の確定による減額でございます。なお、第11節需用費148万4,000円につきましては、主にふるさと納税で納税件数がふえたため、返礼品等の経費に不足が生じたため、その不足額を増額するものでございます。

次のページをごらんください。第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額30万円の減額は、事業確定による減額でございます。

第5項選挙費、第7目参議院議員選挙費、補正額135万3,000円の減額は、選挙が終了したことによります減額でございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,226万3,000円の減額は、事業確定による減額でございます。

第2目老人福祉費、補正額361万9,000円の増額は、一番下でございますが、第19節負担金、補助及び交付金456万6,000円は、先ほど繰越明許費でご説明いたしました地域介護福祉空間整備等施設整備費補助金で、国の補正予算による事業でございますが、地域密着型通所介護事業所にスプリンクラー等を設置する

ための補助金でございます。29年度に繰り越しさせていただく事業でございます。

次のページをごらんください。第3目社会保険費、第4目老人保健費、第5目介護保険費につきましては、それぞれ特別会計への繰出金の額の確定に伴う減額でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額1億3,517万6,000円の増額は、主に国の補正予算による事業で、多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業を行うもので、第13節委託料では、発注者支援業務委託料275万4,000円、第15節工事請負費1億2,924万6,000円で、総額1億3,200万円の事業を行うものとなっております。この事業につきましても、平成29年度に繰り越しをさせていただく事業でございます。

第4款衛生費、補正額258万円の減額は、次のページにかけてでございますが、それぞれの事業とも事業の確定や当初見込みより申請件数が少なかったことによります減額でございます。

26、27ページになります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額16万円の減額は、それぞれの事業の確定による減額でございます。

第7款商工費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、補正額1,245万円の減額は、道路改良工事等各種事業完了による減額でございます。

第2項河川費、第3項住宅費、次のページになりますが、第4項都市再生整備計画事業費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、補正額128万円の減額は、工事の完了、負担金の確定による減額でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額148万1,000円の増額は、第25節積立金350万円を教育振興基金に積み立てるものでございます。

第3目育英費、補正額60万円の減額は、育英奨学資金等の貸し付けの額が確定したことによる減額でございます。

第6項社会教育費、第3目文化財費、補正額345万4,000円の減額は、旧新井家住宅の改修工事の完了による減額でございます。

第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額57万7,000円の減額は、臨時職員賃金の額が確定したための減額でございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（新井利朗君） 次会の日程をご報告いたします。

あす8日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承を願います。



◎延会の宣告

○議長（新井利朗君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後5時16分

平成29年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成29年3月8日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第13号の質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開議

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 | |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|----------------|---------------|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 |
| 教育長 | 野 | 口 | | | 清 | 君 | 会計 管理 者 | 若 | 林 | 実 | 君 |
| 総務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 | 企画 財政 課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 税務課長 | 田 | 寫 | 俊 | 浩 | 君 | 町民 課長 | 若 | 林 | | 智 | 君 |
| 健康福祉 課長 | 福 | 田 | 光 | 宏 | 君 | 産業 観光 課長 | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |
| 建設課長 | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 | 教育 次長 | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 書記 | 青 | 木 | 正 | 剛 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(新井利朗君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(新井利朗君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(新井利朗君) 日程第1、議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)を議題いたします。

提案理由、内容等の説明については、昨日終了しております。このため、本日は早速、本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番(関口雅敬君) それでは、この補正予算の内容の中でわからないというか、説明をお願いしたいと思います。

多世代ふれ愛ベース長瀬のところで1億3,000万ですか、この内容についてお聞きをいたします。町は、1,200万出せば1億3,000万の事業ができるという話ですけれども、この分配の分配方法をわかりやすく説明をしてもらいたいと思います。

このふれ愛ベースをつくるのにどういう利用方法を考えているのか。私たちには全員協議会で図面までありました。それについてしっかり議事録に載せておいたほうが後々いいという観点から質問をしております。我が町はこれから少子化が随分進んでいく中で、この事業の進め方についてきょう発表をしていただきたいと思います。私は、既存の保健センターやそういう場を活用したほうがいいと思ってこの質問を

していますので、内容についてしっかり説明をお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課からは、経費の分配につきましてご報告させていただきます。まず、ふれ愛ベース長瀬自体、総事業費1億3,200万円で、そのうち補助対象経費が1億2,000万円でございます。その1億2,000万円に対しまして、国からの補助金が6,000万円、1億2,000万円の半分6,000万円が補助金として交付されます。残りのものにつきましては、100%の起債の充当ができるということで、まず起債は6,920万円の起債を起こします。そのうち3,000万円につきましては、後の交付税に算定される金額でございます。それと一般財源が280万円になります。合計で1億3,200万円となります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

事業を担当いたします健康福祉課では、地方創生拠点整備交付金を受けて、次代を担う子供たちを育む環境と生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点、(仮称)多世代ふれ愛ベース長瀬を建築するものがございます。施設の整備に当たって、子育て世代や移住してきた方の情報交換の場、元気な高齢者が子育て支援プログラムの企画や実施による新たな出会いの場、また健康増進事業やサロン事業を行う場として活用することを想定しております。

建築物は木造平家建てとしまして、建築面積は約424平米として、以下の事業について実施を予定しております。子育て交流広場として、親子サロン、気軽に遊びを通じて子供や親同士が交流できる場や、シニア世代による子育て相談の実施の場や、子供ルーム、乳児向けの遊びの場やベビーサロン、マタニティーサロンの実施の展開、そして子育て関連情報発信並びに子育てや発育などの相談スペースの確保を考えております。次に、シニア交流広場として、世代間交流事業やサロン事業及びボランティアの養成の推進を考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では最初に、財政のほうから再質問をさせていただきます。

起債で6,000万、この内訳が私はどう見てもこれは空手形、交付税で返ってくるというお話なのですが、この交付税で返ってくるという国との約束は何年で来るとか、そういうのがあるのでしょうか。ここの部分もしっかりとこの会議録に載せておかないと、これから後どうだったのだろうという検証ができませんので、交付税で何年でどういうふうに戻ってくるのか、その内容についてもう一度答弁をいただきたいと思っております。

それから、健康福祉課の事業についてですが、この建物を建てたとして、建てたとしてですよ、今言うように子供のスペース、お年寄りのスペース、そういうのを建てて、1億3,000万の事業でこの建物を建ったとして、その後町が1,200万で1億3,000万の如果能够できれば、それは安いです。けれども、その後の運営管理費を1年でどのぐらいかかって、それは毎年かかっていくことですから、大体コストがどのぐらい見ているのか、もう一度その部分をお聞かせください。

それから、これを管理をするのに、例えばあそこに建っただけで誰も管理者がいないわけにはいかないし、その管理方法についてもお聞かせをいただきたいと思っております。事務所って書いてあるから、多分そう

いう人が常駐するのだらうと思います。この子供のスペース、お年寄りのスペース、トイレ、いいのではないですか。雇用促進住宅跡地を、全協のときには約3分の1ぐらいというお話だったのだけれども、それに駐車場、公園といったら細切れになるような気がするのです。ちょっと事業について、再質問でもうちょっと細かく教えていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の交付税、何年で戻ってくるか、どういうふうに戻ってくるかということのご質問でございますが、今回は20年の償還になります。20年間かけて支払っていく、返還するということでございます。2年据え置きですので、来年、再来年2年後から支払いが始まって、返還が始まっていきます。毎年毎年元利償還金、大体金額が一定になりますので、20年間払ったその金額の1年分の約半分が交付税として算入されるという計算になります。細かい何年に幾らというのはまだわかっていませんので、毎年払った金額の半分、約半分が交付税に算入されるものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

運営管理費、コスト、管理方法等のご質問ですが、この補正予算が認められた後に、プロポーザル方式で業者提案をいたしまして、その後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 企画財政課長の答弁も、私これで2回目、全協でもお聞きをし、今も聞いて大体わかったのですけれども、我々民間がこういうやり方をしたら悪徳業者の返還の仕方になると思う。いつまでにどういうふうに払うというのがはっきりしていないということで、期日が決まっていなわけでしょう。これ私は、これからこの町は少子高齢化が進んでいく中で、こういう財産は負の財産だと私は思っているのです。財政のほうはわかりました、課長が言うのはわかっているのだけれども、国のやり方がこういうやり方、それは私は理解をしました。

今度は健康福祉課長に事業を聞いたら、まだ全然わからない。全然わからないでこれで補正、私たちが通してしまって、決まって、できました。えっ、あんなものができてしまったのという、まだわからないわけでしょう、どういうのが。誰が管理するかもわからないし、コストもどのぐらいかかっていくかもわからない。こんなわからないのを議会で我々が、はい、では認めますって、これは私が一番あれですから、もうご立派な議員がそろっているのだから将来のことを考えれば、これではちょっとまだ審議ではなくって、どういうものをつくって、どういうふうにするのだということまで計画ができていない、できているのが当たり前なのだと思うのです。それが全然まだ聞かれないというのがよくわかりました。

そこで、プロポーザルとかという横文字が出てきて、はっきり申し上げて私わかりません。ただ、全協で聞いているからその方式の内容はわかります。きのうもちょっと8番議員から私は私的に質問を受けたのだけれども、ここにアクティブシニア、これどういう意味なんて言われたときに、私ははっきり8番議員に答えられなかったし、こういう文言が出てきて、わからないのです。それをもう一度では、これ最後のあれで結構ですから、プロポーザル方式という内容を発表しておいてください。

それから、管理だのそういうのがわからないのならわからないで、まだわからないのなら決定していないからというのをはっきり言うておいてもらえば結構ですから、お願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 先ほど関口議員が何年で返すかわからないということで言われたのですが、ちょっと先ほど説明をいたしました、20年間で返還の予定でございます。まだ予算も通っていないので、国のほうに申請はしておりませんので、まだ計画の段階でございます。今の計画では20年、2年据え置き20年間の返還ということで考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

プロポーザル方式とは、建築の専門的な知識を有している方から提案を受け、よりよい建物とする方式でございます。

それからもう一点、経費等については今現在まだ決まっております。

アクティブシニアとは、年齢が一般的に65歳から75歳、定年退職された方が自分のさまざまな価値観を持って元気に活躍されているということになっております。日本アクティブシニア協会の一般的な定義がそのようになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、今回の地方創生のこの予算に関して、担当課で非常に努力されてこれを獲得というのですか、交付をしていただいたというふうなことには敬意を表したいと思います。なかなか第1次、第2次、第3次とあった、第1次、第2次で入っていなかったから長瀬はどうなっているのだろうと思っていましたが、多分担当課では大変な思いをして書類をつくって、総務省ですか、出したのではないのかなと、それに敬意を表します。

事業のほうについてなのですが、先ほどの企画財政課長のお話ですと、280万円、一般財源というふうなお話でしたので、これは29年度予算の中に入っているわけですね、この一般財源に。そうでないとちょっと計算が合わなくなりますよね。いいですか、繰り返しても、先ほどの事業費が1億3,200万円と、それに6,000万円と6,920万円と、それに一般財源が280万円と1億3,200万円になるということなので、この280万円については29年度予算に当然入っているわけですね。入っていないとどこから出るのかわからないですね、一応それが1つ。

それから、この事業は多分地方創生総合戦略の事業の中で、地域特性に応じた政策の充実強化ということに当てはまる事業で、その中でも今後急速な社会増、自然減が予想される地域に関して地域包括ケアの推進、または公共施設の集約化というふうな事業に該当するのかなと思います。それについてまず、もういろいろな目的とかそういうものは配られて見ているわけなのですけれども、当然言葉で言うとシニア世代、我々もアクティブシニアと、先ほどの課長の説明、私ちょっと考えが違うところあるのですが、まあそれはいいでしょう。

この中で、いろいろ入っていると、子育ても入っていると、それから健康増進事業も入っている、サロン事業も入っているというふうなことになると、昨日も申しましたけれども、ちょっと複合的過ぎるので、多世代ふれ愛という名称でなければいけないのか、これやはり絞って、もしこれをやるのだったら絞って、健康増進とあるのですが、またこれはあれですか、いきいき館のように25人ぐらい入ると手がぶつつくよ

うなところではばばらやったりとか、そういうようなどうも、それ見えないです、はっきり言って。どういものが建つのだろうというふうなところで、これ以上は質問してもプロポーザル方式でやるのだからどんなものが出てくるかわからないという多分答弁だと思いますので、余りにもちょっとわからな過ぎると。では、主眼は何なのだと、子育て支援なのかと、いや、そうではないのだと、それみんなミックスした形なのかと、そういう形でもう一回答弁をいただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの一般財源280万円、平成29年度の予算化ということでございしますが、これは28年度の繰越事業になりますので、補正予算書の6 ページのところをお開きいただきたいと思います。上の表、第2表のところに、繰越明許費で一番下のところに民生費、多世代ふれ愛ベース長瀬整備で1億3,200万、この中に280万円入っております。

それと、24ページのところで、歳出のところを見ていただきますと、この中で第2項の児童福祉費で、第1目の児童福祉費ということで、24ページのところの一番右側を見ていただきますと、ここに一般財源というのがございします。これは全部の積み上げですので、670万5,000円の中に280万円が含まれている金額になります。ですので、今回は繰越事業ということで、28年度の補正予算に上げて、それを全て29年度に繰り越すということになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

事業内容につきましては、子育て世代から高齢者まで含めた総合的な事業展開ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、予算についてはわかりました。

ちょっと幾ら見ても出てこないの、どうなっているのだと、28年度予算とは思ったのですけれども、補正のほうできのうも家へ帰って一生懸命調べたのですけれども、どう見てもこのお金というのが載っていないから、合わなかったのですが、さっきの説明のとおりここに出ているという。では、こういう書き方だとわからないので、もし説明するときこれちょっと触れていただければ、ああ、なるほどなのというのがわかると思うのですけれども、そうでない限り、全然280万円が宙に浮いてしまっていると、こういうことが今後もあると思いますので、ひとつ説明のときにポイントとしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと健康福祉課長のご答弁につきましては、これ以上答えようがないというところだと思いますが、これできて有効活用されるということが一番だと思うのです。有効活用ってどういうことか、難しいですけれども、これからの高齢化社会なのですから、当然執行部のほうもそれは頭にあると思うのですが、例えば自分で出てこれないとか、自分で買い物に行けないとか、今これは先日新聞にも出ていましたけれども、そういう自分で買い物に行けないとかいう人に対して、引き売りではなくて、秩父のほうでそういう注文をとって回ると、そういうような商業というのですか、も始まったというふうなことで、私も声をかけられて、てっちゃん、誰かそういう人知っていたら声かけてもらえれば、それをふやしていきたい

というお話をいただいたのですけれども、まだ具体的にはちょっと、私もそれ余りしていないのですけれども、そういう買い物にも行けないような世代の人もいます。世代といいますか、これから今は高齢者の運転免許の更新も厳しくなってくると、事故等も、昨日もタクシーの運転手さんが事故を起こしたとか、ブレーキとアクセルを間違っただけというふうなこともやっていましたよね。更新が厳しくなると。

都会なら比較的済むと思うのですが、こういう辺境の地と言ったらあれですけれども、非常に買い物に行ったりとかお医者さんに行ったりとか、そういうことが厳しくなると。お医者さんは結構お迎えに来てくれるところもあるのだなんていうお話聞きますけれども、では買い物に行くにも大変だとか、ではそういう人がこういうところへ出てくるということにどうしようということに対しての予算取りとかは当然まだしていないわけですよね。

そうすると、つくったのだけれども、出てこれない人が多い、元気な一部の人しかというような、どうも高齢者に関しては、あとは趣味を多く持ったとか、生きがいを持ったアクティブシニアの人たちが行って、そういうところで子育て世代の人と交流をして、やっていくという土壌がまだできていないですよね。土壌づくりをどういうふうにしていくかということも、これ問題なわけですよね。はい、物ができましたではなくて、その前にそういう気質といいますか、そういうものの整備というのはどうしていくのだろうという心配もあります。そういうことについてのとか、送迎とかいうことについての計画とか、そういうものは今のところまだないのしょうね、そこのところちょっと一言お願いできればと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの高齢者の部分ですが、介護保険だとかの事業の一つにご近所づき合いだとか、そういった部分でこれからいろんなそういう仕組みをつくり上げていくという部分もあります。また、多世代ふれ愛ベースについての先ほどのご質問ですが、まだそこまで考えが及んでおりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2点ほど、重複することもあるかと思いますが、お聞きします。

25ページの保育所運営費委託料1,367万6,000円ですが、これは保育所運営費補助金というので、今3月補正に出てきましたけれども、これは12月補正ごろにはわからなかったお金だったのでしょうか。それとも、昔よく保育所措置費だとか、あと職員の資質向上とか何かのためにということで、それをプラスされてそれでできて出しているお金なのか。それで、この保育所運営費補助金については、国や県からの補助金はここで見ると、財源内訳で見るとないので、それは全額町負担だったら、本当この一般財源の内訳が違うのではないのかなと思ひまして、そこのところお聞きしたいと思ひます。でも、要するに出さなくてはならないお金というのだから、これが何の目的で出しているかということをお教えしてほしいと思ひます。

それから、5番も7番もいろいろ説明しておりますけれども、多世代ふれ愛ベース長瀬整備工事なので、もういろいろ言いました。だけれども、プロポーザル、それなので、要するにうちのほうで発注してお金を払うわけですよね。そうだから、全部丸投げではなくて、これこれこういうふうにやりたいとか何とかというのは、ちゃんと明確にこれこれこういうふうにしたいとかということと、それから多目的施設というのは、考えてみるとあと何にもしていないのだから、それでよくいろんなところでも言うのですけれども、じいちゃんとかばあちゃんがいるところには、俺は孫だから何だか行くと嫌

だからなあとかということもありますし、多世代というのは案外と、子供はおじいちゃんを、案外とおじいちゃんの背中を見ていい子に育てばいいけれども、おじいちゃんに反骨精神というのがあるのでということもあるんで、あれがそのところ使っているんで俺なんかは行かない、よすべえやとかとなるので、多目的ホール、多目的な交流場という施設というのは、案外と利用価値がないというのがよく言われていますし、また現状でもそうです。

そうですので、この多世代ふれ愛ベースって、名前がすごくふれ愛、ふれ愛とか、きずな、きずななんて、全然みんなきずななんかありませんよ、皆。だから、オレオレ詐欺というの、あれがないからオレオレ詐欺になる。だけれどもよく考えれば、アタシアタシ詐欺というのはないのですよね。それはなぜかという、女の人は母ちゃん、母ちゃんって行くから、アタシアタシ詐欺はひっかからないわけなのだけれども、オレオレ詐欺というのは、結婚しても母ちゃんのほうにまで行ってしまっていて、よく男の子を2人しか持っていない親が嘆くのですけれども、全くお金をもらうときには電話が来るけれども、本人からは来ないとかなんとかって、送ってやることはないよというのと同じで、ふれ愛ベース長瀬整備工事というのですけれども、そのところはよくこちらの趣旨だとか何かこういうふうにしてほしいということとはちゃんと言ってしたほうがいいと思いますので、そこだけはお願いしたいと思います。

ですけれども、1,367万6,000円のことについて、何の目的、措置児童のほうの補助金で、それとも職員のお金のほうなのか何だか、そのところ教えてほしいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の質問にお答えをいたします。

保育所運営費委託料の補正なのですが、保育士の処遇改善加算、いわゆる国のほうで単価アップというのですか、そういう部分のお金がふえている関係で増額になっております。

それとあとプロポーザル方式ですが、業者提案ということで、町のほうからこのようなというまず提案をして、それを受けて業者のほうでうちのほうはこういう感じでできますよという提案をいただいた上で、一番いいと判断できるものを採用するというものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） しつこいようですけれども、この保育所運営費委託料について、国のほうの指導、処遇改善とか何かというのですけれども、補助金とか何かしてもらえないのですか。もらえるかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の質問にお答えいたします。

この費用については、国のほうからいただけるお金になっております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私もこの多世代ふれ愛の問題についてちょっと質問をしたいと思うのですが、きのうも質問したように、町民の皆さんの公園をつくってもらいたいというふうな考え方で言えば、少し改善されたら、公園が広がるような形で配置されたら。少子化、そういう中でこういうところにやっぱり施設をつくること自身もいいのではないかなと、こう思うのです。思うのですが、ちょっと考えてみなくて

はいけないのは、コストの問題、町の財政が厳しい中でどうなのかという問題なのですけれども、きのうもちょっと申し上げましたけれども、きょうはお金の問題でちょっと見ると、1,349万3,554円で買ったと、建物をです。それでそれを壊すのに四千何ぼかかったと。それから、さらに今度は分譲するための測量です、これにもお金がかかっている。違約金もかかっている。相当のお金がかかってここまで来ているわけですね。

それで、さて、どう活用しようかということでもって、皆さんが努力されたのだらうと思うのです。それで形としてこういう形になったと思うのですが、我々が、要するに町民の代表である議員がこの問題を聞いたのは、先月の2月24日の全協でしたよね。このときに突如としてこれが出されたわけです。こういう流れがあるわけです。今議論もあったのですけれども、やっぱりプロポーザル方式、財政の不確定要素が非常に幅が広い、ランニングコストもはっきりわからないという点で財政という点で見ると、非常にやっぱり心配なわけですね。それで、私もちょっとよくわからなくて夕べうちでちょっと勉強したのですが、6ページの繰越明許費というところありますよね、ここに民生費として多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業というのでお金が上がっていると。一体明許費というのはどういう性格のものかということも勉強したわけです。そうしたら、本来は明許費というのは予算の成立後の事由に基づき年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越されて使用することができる、こういう中身です。つまり平成28年度ですか、今年度のうちに案が出て、そしてどうも今年度中に全部終わり切らない、来年度にかかる、こういうのについて明許費というのは使われるみたいな感じです。

そうすると、まさに予算の最後の3月議会に来て、無理やり平成28年度の補正予算の中に突っ込んだという感じが非常にするわけなのです。それで、今の状態でもって時間をとって、もうちょっと町民の全体のいろんな手段を使ってコンセンサスを経て、ああ、こういうのでいいのではないかと、財政的にもこうでいいのではないかと、このほうがみんないいのではないかとということも、もうちょっと町民の皆さんのとこまで浸透するような努力をして、その上でもってやったらどうかと。できれば、きのうの議論の中でも、私もしました、それから8番議員もしたし、10番議員もしたし、道路の問題が非常にやっぱりおこなれているわけですよ。

- 議長（新井利朗君） 焦点を絞って質問してください、焦点を絞って。
- 2番（田村 勉君） ちゃんと質問していますよ。
- 議長（新井利朗君） 今、多世代のことで今質問中ですので。
- 2番（田村 勉君） 関連した質問ですよ。
- 議長（新井利朗君） 道路のほうにいかないで。
- 2番（田村 勉君） 関連していますよ、それは。要するに予算をどう使うかが問題ですから。
- 議長（新井利朗君） 休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時50分

- 議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
2番、田村勉君の質問を続行します。

○2番(田村 勉君) 私は関連していると思って質問したのですが、議長の話だと関連していないではないかというふうに言われたのですけれども、私はそういうふうに関連していると思って質問したのですけれども、その質問の方向でもって続けていいのでしょうか。

○議長(新井利朗君) 多世代ふれ愛に関しては、もう質問は終わりですか。

○2番(田村 勉君) その問題に関連してなののですけれども。

○議長(新井利朗君) 続けてください。

○2番(田村 勉君) 最後まで聞いてもらえばよくわかると思うのですけれども、そういう流れの中でこういう案が出てきたと。その案が出てきた必然性も今、町長と副町長の説明を聞いてよくわかりました。わかったのですが、もう一方での質問の中でも、先ほど述べたように8番議員や10番議員、それから5番議員もやったけれども、生活道路です。この整備がおくれているために、そういう建物つくっても、利用するという問題にたどり着けないというような問題もあるわけです。だから、私はこの問題について、もう少しずらして、むしろそっちのほうを先にやるべきではないだろうか、そういう考えはないのかどうなのか、そのことを伺いたいということなのです。

町長のほうにあれしたほうがいいのか。政策的な課題でしょうから。

○議長(新井利朗君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

このたびの地方創生の補助金につきましては、今回限りという縛りがございます。その中でとても28年度では事業はできませんので、繰り越しをさせていただき、29年度にそちらの事業をさせていただきたいということで提出をさせていただきました。

道路につきましては、重々私も承知をしております、これらの事業を進めながら、何とか道路につきましても手をつけたいという思いはございます。これからしっかりと努力をさせていただきながら、道路のほうにも目を向けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(新井利朗君) 2番、田村勉君。

○2番(田村 勉君) それはそういう方向でぜひ努力していただくということで、もう一点は、同じページの下の方債の補正なのですが、利率が5%以内というふうに書いてあるのですけれども、ゼロ金利の時代の中でなぜ5%ということが出てきたのか。この辺の根拠のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(新井利朗君) 企画財政課長。

○企画財政課長(齊藤英夫君) それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

地方債の補正、利率5%以内というふうに書いてございますが、これは最高限でございます。今現在は0.1から0.2%で借りております。この後というか、社会情勢によってパーセント、利率変わってきますので、最高でも5%以内のものを借りますということでございます。現在は安いもの、安いものということで借りておりますので、0.1%から0.2%の利率で借りております。

以上でございます。

○議長(新井利朗君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(新井利朗君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議あり〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 地方創生の最後のこれが事業だと。その趣旨は、私はよくわかります。ですけれども、この箱物、建物を建てた後の運営管理費、あるいはどんな建物ができるか、まだ説明ができない中、この補正でこの予算を私は賛成というわけにはいきません。先ほども2番議員が言っているように、住民がまだまだ不満があったりしている中で、内容がわからないものをここで私は通すわけにいかないという観点から、反対討論をいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。

補正予算については、いろいろなご意見も出ておりましたが、私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。一番はふれ愛ベースというものが問題になっているのかなと思いますけれども、プロポーザル方式というのも、何社かが建物とか運営方法とか、そういったことについても提案があって、その中から金額とか運営方法、内容、そういったものを吟味して選べる手段だと思えます。町にとっても、予算が少ない中で、これだけの補助金が受けられる事業があってよかったと思っております。ぜひプロポーザル方式ということで、町民にとって有効活用ができる、魅力のあるスペースを選んでいただきたいと思っております。

今回の補正で通しておかないと、1億円近い補助金が次にあるかどうかというのは、なかなか難しいと思います。また、前にも予算を通して、実際には行われなかった事業もありましたが、最悪の場合にはそういった方法も考えられるのかなと思っております。現時点では、町民にとってプラスになる事業だと思われるのであれば賛成すべきだと思いますので、私は賛成とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） やはり確かに行政、執行部の側がどう活用しようかというので悩んで、執行部の側でも非常にせっぱ詰まって、こういうのがあって気がついたのは2月だという話で、その点については確かに私も理解するのですが、町民に対する周知徹底、我々町民の代表である議員に対しても非常に期間が短い、周知徹底が短い。そうすると、結局できたものが例えばいいという人もいるかもしれないけれども、周知徹底されないために、何だというようなことになってしまうという点で、もう少し民意を丁寧に酌み込んでやるべきだと。建物そのもの自身については、私は全体の使い方としては非常にいいのではないかと思うのだけれども、やり方自身が賛成できないということから、反対いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） ふれ愛ベースの予算なのですけれども、この予算は、予算をとって初めて事業が成り立つことなので、私は賛成したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私もこれから発言する内容は、施設ができてから、ああ、自分の発言は間違いだったということを望む気持ちで発言をします。3点ばかりの理由で反対をします。

まず、プロポーザル方式であるがために、いいものが出るであろうが、そんなこと言っては申しわけないのですが、この目的とか必要性とかについて、これだけでは甘い、どんなものが出てくるかわからないということで、危険性があると、うまく活用されないということが1点。

第2点目は、雇用促進住宅跡地の全体像が出ていないと。ですから、この建物がどこにどういうふうに行けるかと。その後、残ったスペースを駐車場とか公園とかいう漠然としたものが出ているのだけれども、これから公共施設の集約化とか、そんなふうなことでいくと、それができなくなる可能性もあるし、また土地を購入しなければいけないとか、そのようなこともある。全体像が出てない中に、1点だけ出されるということが2点目。

3点目なのですが、一般的なことで申しわけないのですが、地方債の元利償還というのは5年度の地方交付税に論理的に算入されるというようなことになっておりますが、これは地方債の残高が累積するということにはなるであろうと。そして、2013年に地方公務員の人件費削減を強制、地方交付税減額ということが行われたと。これは執行部の皆さんはご存じだと思うのですが、そのようなことが交付税の減額とか、そういうことにもつながる。要するに国の全体の交付税のお金が苦しくなってくるから、そんなふうなことも見越せて、これからちょっと厳しくなってくるのかなと。国のほうの財政も厳しくなるといふ点も、この事業であるのかなと。それは国のほうのことにかかわりますが、3点ばかりの理由で、この建物でということでは違う、1点に集約したような形のほうがいいだろうという意見です。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 一般会計補正予算（第4号）予算書です。これは今も皆さんが焦点になっております多世代ふれ愛ベース長瀬整備工事のことでいろいろ言っております。ですけれども、あそこが空き地になっていきますので、空き地で置くのよりも、それから補助金が次の年からなくなるということで、多額の補助金が来ます。それから、地方債も借りて、それをつくって、償還が20年ということで、そのうちにまた交付税算入があるということですので、そこに何も無い場所よりも、つくってみて、そしてやったらどうにかなるのではないのかなって、無責任だとは思いますが、ないよりもあったほうがいいかなということもあります。それから、私は予算というのが歳入歳出があって、そしてこれだけではなくて、違う社会教育だとか総務費、いろんなことがありますので、この予算書は通すべきだと思います。それで賛成します。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第2、議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,815万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を11億3,504万9,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,815万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,504万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な要因といたしましては、歳入では、保険税がこの時期になりまして収入見込み額が固まってきたことによるもので、このほかの歳入につきましては、交付額及び繰入額が確定したことにより、それぞれ増額、減額を行うものでございます。

歳出では、医療機関等に医療費の一定割合を支払う療養給付費については、今後の支払いに見合う額を確保することによるもので、このほかの歳出につきましては、支払い額が確定したことにより、それぞれ増額、減額を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。最初に歳入では、第1款第1項国民健康保険税は、補正後の額を1億4,857万円とするもので、第1目一般被保険者国民健康保険税、第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、決算見込み額が出ましたので、それぞれの節につきまして増額、減額をするものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金は、補正後の額を1億3,401万4,000円とするもので、負担金額の決定に伴い減額し、第2目高額医療費共同事業負担金は、補正後の額を270万2,000円に増額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金は、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、補正後の額を5,091万4,000円とし、普通調整交付金の決定に伴い減額をするものでございます。

次に、第6款第1項第1目療養給付費交付金は、補正後の額を2,787万5,000円とするもので、退職被保

険者等の加入者数の減少に伴い療養給付費が減少し、交付額の減少が見込まれるため減額をするものでございます。

次に、第7款第1項第1目前期高齢者交付金でございますが、補正後の額を3億4,161万4,000円とするもので、65歳から74歳までの加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付され、前々年度における医療費等の実績により算定されたもので、実績が多く、この精算に伴いまして交付金額が決定したことにより増額を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページ、9ページをごらんください。第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、補正後の額を270万2,000円とするもので、高額な医療費による財政運営の不安定を緩和するため、国保団体連合会が実施しております高額医療費共同事業へ拠出金を拠出しますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づきまして増額をするものでございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金でございますが、補正後の額を3,070万2,000円とするもので、普通調整交付金額が決定したことにより減額をするものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金でございますが、補正後の額を3,220万1,000円に、第2目保険財政共同安定化事業交付金は、補正後の額を1億8,426万5,000円とするもので、高額医療費による財政運営の不安定を緩和するため、また国保間の財政の安定化を図るため、国保団体連合会から交付されるもので、交付額の決定に伴いそれぞれの節について増額、減額をするものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金ですが、補正後の額を5,524万円とするもので、繰入額の決定に伴いそれぞれの節において増額、減額をするものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。第1款総務費、第2項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当の勤勉手当でございますが、人事院勧告によりまして勤勉手当が不足いたしますので、13万円の増額をするものでございます。また、第4節共済費についてですが、職員の人事異動により支出額の減額が見込まれるため減額をするものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費でございますが、補正後の額を6億2,754万円とするもので、第1目一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費ですが、被保険者の疾病、負傷に対する医療費の保険者の負担分で、7割、8割分を医療機関等に支払う費用となります。一般被保険者療養給付費は、給付費の増加が見込まれるため増額し、退職被保険者等療養給付費は、加入者数の減によりまして給付額の減少が見込まれるため減額をするものでございます。

次に、第2項高額療養費でございますが、補正後の額を9,440万1,000円とするもので、第1目一般被保険者高額療養費ですが、高額医療費共同事業交付金の額が確定したため、財源内訳のとおり財源の組み替えを行うものでございます。

第2目退職被保険者等高額療養費ですが、加入者数の減少によりまして支給額の減少が見込まれるため減額をするものでございます。

次に、第3款第1項第1目後期高齢者支援金でございますが、補正後の額を1億2,237万1,000円とし、また第6款第1項第1目介護納付金は、補正後の額を4,527万4,000円とするもので、支払い額の確定によりまして、それぞれ減額をするものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金でございますが、補正後の額を1

億8,526万1,000円とするもので、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の拠出金として、国保団体連合会へ拠出する費用となっておりますが、拠出額の決定に伴いまして、第1目高額医療費拠出金は増額し、第3目保険財政共同安定化事業拠出金は減額をするものでございます。

以上で議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。

この中に直接触れるものではないのですが、町民の方から意見が上がって、聞いてもらいたいという話があったのですが、何か秩父の医療圏です。この中で精神科が何か秩父中央病院で4月からなくなってしまうというふうなことがあるらしいのですが、この問題については担当部門のほうではどうつかんでるのかお伺いしたいと思うのですが。

○議長（新井利朗君） 今、国保の特別会計補正予算について審議していることなのですが、議題外に当たると判断いたします。別の機会に質問していただきたいと思えます。

田村勉君に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、議題に戻してください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） この予算についてですか。

〔「それについて、どこに質問したらいいんでしょうか」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 一般質問なり、直接担当者にお聞きするなり、病院で聞いてみてください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第3、議案第15号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,520万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億4,959万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 議案第15号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,520万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,959万2,000円とするものでございます。

内容につきまして、補正予算書6、7ページをごらんください。歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料は、補正後の額が1億5,569万5,000円となり、予算額と比較し収入額が多くなる見込みとなったため、増額するものでございます。

第3款国庫支出金、補正後の額が1億5,916万4,000円、第4款支払基金交付金、補正後の額が1億8,939万8,000円、第5款県支出金、補正後の額が1億717万円で、それぞれ減額になりますが、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金などの交付決定等に伴い、それぞれの金額を調整するものでございます。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、補正後の額が9,921万2,000円となり、介護給付費に係る町負担分等について、それぞれ繰入額を調整するものでございます。

ページをめくっていただきまして、8、9ページをごらんください。続きまして、歳出についてご説明をいたします。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正後の額は250万8,000円で、増額理由は29年度介護保険制度改正に伴うシステム改修業務に係る費用について増額するものでございます。

第2款保険給付費については、補正後の額が6億8,063万1,000円となり、保険給付費の目欄に示されているそれぞれのサービスの見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それにあわせて調整するものでございます。

第4款地域支援事業費につきましては、補正後の額2,840万2,000円となり、目欄に示されているそれぞれの事業の見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それにあわせて調整するものでございます。

次に、10、11ページをごらんください。第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、補正後の額802万円でございますが、保険給付費等の減額等により生じた保険料の余剰分を基金に積み立てるため、増額するものでございます。

以上で議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、染野光谷君。

- 10番（染野光谷君） ながとろ苑ですか、これは。今長瀬へ、これはどういう、ながとろ苑のことをちょっと聞きたいのです。それは別。
- 議長（新井利朗君） 介護保険の補正予算について今審議中ですので。
- 10番（染野光谷君） ちょっと勘違いして、1回聞こうかなと思って、介護だから。
〔何事か言う人あり〕
- 10番（染野光谷君） それならいいのだけれども、勘違いいたしました。済みません。
- 議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成28年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第4、議案第16号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第16号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ378万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を9,151万1,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。
町民課長。
- 町民課長（若林 智君） それでは、議案第16号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。
補正予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ378万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,151万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。初めに、歳入についてでございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料、第1節現年課税分につきましては、保険料決算見込み額が出ましたので、特別徴収保険料190万8,000円、普通徴収保険料100万1,000円をそれぞれ減額し、補正後の額を6,710万3,000円とするものでございます。

第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金、第2節保険基盤安定繰入金でございますが、87万1,000円を減額し、補正後の額を2,225万円とするものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合納付金の見込み額が固まりましたので、378万円を減額し、補正後の額を8,859万8,000円とするものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成28年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（新井利朗君） 時間になりましたので、再開いたします。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地

方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ32億910万9,000円となり、前年度予算と比較し4,219万5,000円、1.3%の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について各課長、教育次長より説明を求めます。

初めに企画財政課長をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず最初に、こちらの白いほうの平成29年度長瀬町一般会計、特別会計予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ32億910万9,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきますものでございます。

次に、6、7ページをごらんください。第2条の債務負担行為でございますが、第2表、債務負担行為につきましては、農業近代化資金利子補助は、平成29年度融資分を平成30年度以降借り入れた資金の1%以内、また中小企業経営対策資金利子補助は、平成28年度融資分を平成30年度から平成38年度までの限度額193万9,000円について設定するものでございます。

7ページ、第3表、地方債につきましては、表の左側の記載の目的ごとにそれぞれの限度額の欄の金額を借り入れるもので、定住促進事業は長瀬地区公園整備に2,800万円、道路新設改良事業に5,530万円、社会資本整備総合事業は、幹線1号線、南桜通り整備に1,300万円、河川改良事業に270万円、上水道広域化施設整備事業出資に2,890万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億3,000万円、合わせて2億5,790万円を予定しております。

次に、ちょっとページが飛びますが、126ページをお開きください。126ページでございます。地方債に関する調書でございます。表の一番下の合計欄をごらんください。左から平成27年度末現在高は31億5,667万6,000円、平成28年度末現在高見込み額が30億5,777万2,000円となっております。平成29年度中の起債見込み額が2億5,790万円で、元金償還見込み額が3億699万4,000円、その結果、平成29年度末現在高見込み額は30億867万8,000円となり、平成28年度末に比べ4,909万4,000円の減となる見込みでございます。

なお、表の3の減税補てん債、4の臨時税収補てん債、5の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは、続きましてお配りしておりますこちらの資料です、平成29年度当初予算の概要、こちらの、よろしいでしょうか。この1ページをごらんください。1の予算規模でございますが、一般会計は32億910万9,000円で、平成28年度と比べ4,219万5,000円の増額、1.3%の増加となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は51億3,723万4,000円で、平成28年度と比べ1億133万6,000円の増額、2.0%の増加となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、1の町税でございますが、平成29年度は8億5,549万7,000円で、個人町民税の減額はあるものの、町民法人税や固定資産税、軽自動車税が増額となり、前年比650万3,000円の増額、0.8%の増加となっております。

次に、2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成28年度の実績見込みや平成29年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

12番目の分担金及び負担金は5,496万2,000円で、児童保育費負担金や学校給食費などで、前年比83万1,000円の減額で、1.5%の減少となっております。

13番目の使用料及び手数料は2,487万1,000円で、町営住宅使用料や社会教育施設の使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、前年比131万5,000円の減額、5.0%の減少となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては2億8,245万7,000円で、障害者自立支援給付費国庫補助金や子どものための教育・保育給付費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金などで、前年比3,083万9,000円の増額、12.3%の増加となっております。

15番目の県支出金につきましては1億6,108万円で、障害者自立支援給付費、児童手当県負担金などで、前年比861万4,000円の減額、5.1%の減少となっております。

17番目、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金を1,000万円見込み、前年比999万9,000円の増額となっております。

次に、20番目の町債でございますが、2億5,790万円で、長瀬地区公園整備事業や道路新設改良事業、社会資本整備総合事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の借入れを合わせ2,050万円の増額、8.6%の増加となっております。

21番目の繰入金でございますが、2億5,922万9,000円で、歳出額との不足額を充てるための財政調整基金、減債基金等を繰り入れるもので、前年比605万9,000円の減額、2.3%の減少となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、4ページをお開きください。歳出の概要につきましてご説明申し上げます。まず、4ページは目的別の歳出では、1番目の議会費でございますが、4,304万7,000円で、共済組合負担金等の減額により、平成28年度に比べ32万5,000円の減額、0.7%の減少となっております。

2番目の総務費につきましては7億8,578万6,000円で、人件費や企画総務費等の減額はありましたが、長瀬地区公園整備事業などの増額により、前年比806万4,000円の増額、1.0%の増加となっております。

3番目の民生費につきましては8億7,900万3,000円で、認定こども園運営委託やこども医療費支給事業等の増額により、前年比5,398万4,000円の増額、6.5%の増加となっております。

4番目の衛生費でございますが、4億9,727万6,000円で、新火葬場建設の終了や下水道処理事業等の減額はあるものの、秩父広域市町村圏組合上水道事業への基盤整備強化出資債の増額等により、前年比1,875万4,000円の増額、3.9%の増加となっております。

6番目の農林水産業費につきましては3,366万1,000円で、矢那瀬拠点整備や井戸農村公園事業、林地台帳整備、青年就農者給付金等の実施により、前年比1,421万6,000円の増額、73.1%の増加となっております。

7番目の商工費につきましては3,594万3,000円で、観光トイレ建設事業等の完了による減額により、前年比1,870万1,000円の減額、34.2%の減少となっております。

8番目の土木費につきましては1億7,064万7,000円で、橋梁長寿命化計画策定業務、道路新設改良事業等は実施するものの、南桜通り工事費等の減額により、前年比380万4,000円の減額、2.2%の減少となっております。

9番目の消防費につきましては1億6,408万円で、防災無線維持管理事業等の減額により、前年比1,395万

6,000円の減額、7.8%の減少となっております。

10番目の教育費でございますが、2億6,365万8,000円で、幼稚園就園奨励費の減額や旧新井家住宅改修工事等の終了に伴う減額により、前年比1,475万2,000円の減額、5.3%の減少となっております。

12番目の公債費につきましては3億3,706万6,000円で、前年比127万円の減額、0.4%の減少となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思っております。こちらにも主なものにつきまして、概要をご説明いたします。

1番目の人件費につきましては6億8,825万9,000円で、退職手当負担金や職員共済組合負担金の減額等により、前年比1,808万2,000円の減額、2.6%の減少となっております。

2番目の物件費につきましては4億2,588万6,000円で、公共施設総合管理計画策定や鑑定評価がえに伴う鑑定評価等の減額により、前年比64万1,000円の減額、0.2%の減少となっております。

3番目の維持補修費につきましては2,513万5,000円で、旧新井家住宅改修工事等の完了により、前年比1,106万2,000円の減額、30.6%の減少となっております。

4番目の扶助費につきましては4億8,041万円で、児童保育事業や認定こども園事業等の増額により、前年比4,451万8,000円の増額、10.2%の増加となっております。

5番目の補助費等につきましては8億877万7,000円で、防災無線維持管理事業や就園奨励費等の減額により、前年比2,487万2,000円の減額、3.0%の減少となっております。

6番目の普通建設事業費につきましては1億8,296万円で、長瀬地区公園整備事業等の増額により、前年比2,398万円の増額、15.1%の増加となっております。

8番目の公債費につきましては3億3,076万6,000円で、借入金の元金、利子の償還で前年比127万円の減額、0.4%の減少となっております。

9番目の積立金につきましては1,450万2,000円で、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金への積立金で、前年比400万円の増額、38.1%の増加となっております。

10番目の投資及び出資金につきましては、秩父広域市町村圏組合上水道事業への出資金として2,890万円、皆増となっております。

11番目の貸付金は348万円で、育英奨学金の貸付金で、前年比12万円の減額、3.3%の減少となっております。

12番目の繰出金につきましては2億1,503万円で、特別会計繰出金などの減額により、前年比315万6,000円の減額、1.4%の減少となっております。

以上が平成29年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主なものにつきまして、またこちらの予算書に戻っていただきまして、こちらでご説明をいたします。

初めに、私から企画財政課関係で所管しております主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。予算書の36、37ページをお開きください。36、37ページでございます。このページの一番下のほうになりますが、第2目広報広聴費291万2,000円につきましては、「広報ながとろ」発行に係る費用でございます。

第3目財政管理費159万7,000円で、136万1,000円の増額となります。

次のページをごらんください。第13節委託料、第14節使用料及び賃借料で、新規事業としまして、新公

会計制度の移行になることに伴いまして、連結財務書類作成システムや固定資産管理システムを導入するための経費でございます。

次に、第6目財産管理費2,611万7,000円は、次のページにかけてでございますが、庁舎の維持管理に伴う光熱水費や保守点検、また物品管理の経費で、前年に比べ137万円の減額となっております。

次に、42、43ページをごらんください。これもまた下のほうになりますが、第12目ふるさと長瀬応援基金400万1,000円は、ふるさと納税でご寄附をいただいた寄附金から、返礼品等の必要経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。

第13目公共施設整備基金費1,000万円は、基金への積立金額でございます。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費6,950万5,000円は、前年比1,868万2,000円の減額で、次のページになりますが、住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用や、L G W A Nなどの内部情報系システムの管理費用のほか、企画業務で行う上での事務経費となっております。

具体的には、第11節需用費の消耗品470万円につきましては、ふるさと納税の返礼品等の代金でございます。また、第12節役務費、手数料369万円のうち131万8,000円につきましては、ふるさと納税のシステムの手数料でございます。

また、新規事業としまして第13節委託料882万4,000円のうち、地方創生事業としまして公共交通の検討を行うため、コミュニティバス需要調査等業務委託料162万円、移住定住の促進を図るため、移住定住P R事業業務委託料270万円、この2つの事業につきましては、地方創生交付金を申請する事業となります。

少し飛びまして、50、51ページをごらんください。第6項統計調査費29万3,000円ですが、平成29年度の主な調査は、通常の調査事務のほかに、第2目人口統計調査費14万7,000円、第3目経済統計調査費13万4,000円を計上させていただいております。全額県委託金で実施する調査でございます。

また、少し飛びまして116、117ページをごらんください。第12款公債費、第1項公債費3億3,076万6,000円でございますが、町債の元金及び利子の償還金でございます。前年比127万円の減額となっております。

以上が、平成29年度の予算概要と企画財政課の主な事業の予算内容でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、総務課で所管している主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の34、35ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、29年度予算額5億4,980万5,000円でございます。主な内容でございますが、町長、副町長の給与と教育長及び教育委員会16名、特別会計4名で支弁する職員を除き、農業委員会の職員については一般職に加えておりますので、職員66名の給与として第2節の給料、第3節の職員手当、第4節の共済費、公用車の管理経費や購入経費として第11節の需用費でございますが、燃料費や修繕費、第12節役務費の車の点検、車検費用の手数料や自動車保険料、次ページになりますが、36、37ページをごらんください。

第13節の委託料は、経常的な委託業務のほか、新規事業としてメンタルヘルス研修業務委託料34万6,000円、高ストレス者医師面接指導業務委託料5万4,000円がありますが、メンタルヘルス研修については、仕事や職業生活に不安や悩み、組織全体での心の問題を個々の人に抱え込ませない職場づくりを推進していくために実施するものでございます。次に、高ストレス者医師面接指導業務委託料でございますが、厚生労働省からストレスチェックが義務化されました。毎年1回、全職員に対して実施することが義務づけられたことに伴う結果の中で、面接指導が必要とされた職員に対して、医師に面接指導を委託するもの

でございます。

第18節の備品購入費のうち、庁用器具購入費でございますが、特定個人情報を含む文書については、通常の文書と分け、鍵付きの棚等保管する必要があるため、鍵付き等の棚等の費用でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、特別職、一般職の退職手当負担金、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などのほか、行政事務を執行する上での諸々の経費でございます。新たなものとして、町村職員採用統一試験3万8,000円でございますが、現在の学科試験、論文試験に加え、よりよい人材を確保するため、職場適性試験を新たに加えるものでございます。その下の全国女性サミット負担金5万円でございますが、第5回全国女性町長サミットが兵庫県播磨町で開催に伴う負担金でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として法令で地方自治法施行規則第15条の2に基づいた様式として、予算書の118ページから124ページにかけて記載してございます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算説明書の後に記載しております。

次に、40、41ページをごらんください。第8目交通安全対策費は164万3,000円で、交通指導員の活動経費としての報酬や費用弁償、第11節需用費と第18節備品購入費の被服費は、交通指導員へ貸与いたします活動服などの購入費用で、そのほか交通安全啓発活動に対する費用や、交通関係団体に対する補助金などでございます。

第9目自治振興対策費は、平成29年度予算額5,512万7,000円で、第11節需用費の光熱水費は防犯灯の電気料、第12節役務費の手数料は、LEDの交換手数料でございます。

次に、42、43ページをごらんください。第13節委託料185万3,000円は、長瀬地区公園防災トイレ建設工事の設計監理委託料でございます。

第15節工事請負費は、長瀬地区公園整備工事5,000万円でございますが、本年度は昨年度に引き続き浦山ダムからの造成土の搬入を行い、公園整備の工事の費用を計上してございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区の地域振興対策事業に対する補助金を計上してございます。

次に、第10目諸費は778万2,000円で、区長会事業として各行政区の正副区長への報酬や、第12節役務費の回覧配布手数料のほか、第13節委託料につきましては、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。第19節負担金、補助及び交付金でございますが、各種構成団体、協議会への負担金などの費用でございます。

次に、48、49ページをごらんください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は66万8,000円で、通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料等でございます。

第8目町長選挙費は578万7,000円で、平成29年7月28日任期満了の町長選挙執行に係る経費でございます。

次ページの50、51ページにかけてでございますが、第12節役務費、入場券の発送代、第13節委託料、ポスター掲示場設置撤去委託料などでございます。

次に、第7目参議院選挙費については、廃目整理をしてございます。

次に、ページが飛びますが、90、91ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億4,108万3,000円でございますが、第19節負担金、補助及び交付金で、秩父広域市町村圏組合

の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

次に、第2目非常備消防費1,452万円でございますが、消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節は消防団員への報酬、第8節は退職団員への報償金や消防特別点検時の記念品代、第9節は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第11節は団員へ支給、貸与する消耗品や消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車やポンプの修理代など、第12節は消防車両の点検、車検代や保険料、第18節の備品購入費は、消防資機材や団員の制服の費用で、第19節の負担金補助及び交付金は、退職団員への報償金の支払いのための負担金、構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金でございます。

次に、第3目消防施設費127万4,000円で、次ページの92ページ、93ページをごらんください。消防詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第11節の需用費は施設の光熱水費や修繕費で、新たなものとして第13節委託料、桜伐採業務委託料30万円でございますが、本野上245番の3の上袋地内の防火水槽敷地内の桜でございますが、上袋区からの要望として再三ご要望いただきまして、危険であるということで、今年度伐採するものでございます。なお、木が高いため、平地での作業が危険なため、高所作業車の使用を予定しております。第19節の負担金、補助及び交付金は、消火栓の維持管理費用としての負担金でございます。秩父広域水道に移管されたため、減額となっております。

次に、第4目防災対策費は720万3,000円でございますが、主な内容でございますが、第11節の需用費は飲料水や食料、その他必要な災害備蓄品を購入するための費用や、災害時対応用の活動服、LPガスボンベ、第12節役務費の通信運搬費は、防災行政無線などの通信費でございます。

第13節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検委託料でございます。また、新たなものとして、災害対策基本法第49条の10に基づき導入いたしました避難行動時要支援者名簿システムの保守料38万9,000円を計上してございます。

第14節使用料及び賃借料でございますが、電波使用料、土地借上料でございます。

第15節工事請負費99万4,000円でございますが、矢那瀬地区の防災行政無線の子局が落雷のための修繕工事でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金、被災者生活再建支援法を補完するための制度であります埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金でございます。

以上が平成29年度当初予算の総務課の主なものについてでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、税務課長にお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入の町税についてでございますが、当初予算書の12、13ページをごらんいただきたいと思います。第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億2,683万8,000円で、前年度と比較いたしまして881万1,000円、2.6%の減額となっております。この要因につきましては、個人事業主の所得の減少や景気の影響などにより、減額で見込まさせていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、3,426万8,000円で、前年度と比較いたしまして159万1,000円、4.9%の増額となっております。この要因につきましては、法人数の増加と業績が好調でございます企業がございまして、増額で見込まさせていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億2,843万5,000円で、前年度と比較い

たしまして1,084万3,000円、2.6%の増額となっております。この要因でございますが、平成29年度は評価がえの第3年度でございまして、土地につきましては依然として地価が下落傾向にありますことから、1.2%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新築家屋の建築棟数は昨年より減少しておりますが、サービスつき高齢者向け住宅等の建築により、4.3%の増額を見込ませていただきました。償却資産につきましては、太陽光発電などの設備投資の増加がありましたことから、4.1%の増額を見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、190万1,000円で、前年度と同額となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、2,305万5,000円で、前年度と比較いたしまして288万1,000円、14.3%の増額となっております。この要因でございますが、平成28年度からの軽自動車税に対する税率の引き上げや引き下げ、また軽乗用車の需要が伸びてございますことから考慮いたしまして、増額を見込ませていただきました。説明欄につきましては、今回から主要車種ごとにまとめ、台数を括弧書きにしております。

第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,100万円で前年度と同額となっております。

第5項、第1目鉱産税でございますが、収入の見込みがございませんので、廃目整理とさせていただきます。

12、13ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億5,549万7,000円で、前年度と比較いたしまして650万3,000円、0.8%の増額を見込ませていただきました。

次に、歳出関係の主なものについてご説明を申し上げます。44、45ページの下段をごらんいただきたいと存じます。第3項徴税費、第1目税務総務費121万6,000円でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金等の税務総務事業の経費でございます。

次のページ、46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第2目賦課徴収費3,485万2,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業の経費でございます。

第11節需用費は参考図書代などの消耗品、第12節役務費は口座振替手数料、コンビニ収納取り扱い手数料などでございます。

第13節委託料は、電算業務委託料及び固定資産税基礎資料作成業務委託料1,299万7,000円は、平成30年度の固定資産評価がえに向けて、地番図や家屋図修正を行うため、また(新)航空写真撮影業務委託料404万6,000円は、固定資産税の課税客体について、現況を正確かつ効率的に把握するための予算でございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実を図るための各種税務情報システムのソフトウェア利用料でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長(新井利朗君) 次に、町民課長をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長(若林 智君) 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、平成29年度予算説明書に基づきご説明いたします。

初めに、46、47ページ下段をごらんください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費の本年

度予算額1,204万7,000円でございますが、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む各種証明書発行及びマイナンバーカード発行などの業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用となっております。

1枚めくっていただきまして48、49ページをごらんください。第13節委託料は、各システムの保守委託料のほか、新規事業といたしまして日本行政区画便覧を導入する業務委託料、平成25年度以降の全国市町村合併等の情報データの更新となっております。それから、電子証明書再発行委託料の2つの委託でございます。そのほかは、昨年同様に地方公共団体情報システム機構に、個人番号カードなどの作成業務を委託する費用を、第14節使用料及び賃借料はお示ししてあるとおり、各システムの機器借り上げ、ソフトウェアの使用料となっております。

次に、58、59ページをごらんください。58、59ページです。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費の本年度予算額1億830万6,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度に障害のある方に対して医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療支給事業、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金分を助成するひとり親家庭等医療費支給事業、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業となっております。

具体的な内容でございますが、第20節扶助費では重度心身障害者、またひとり親家庭等における医療給付費の一部負担金として、第28節繰出金は国民健康保険特別会計への繰り越しで、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金の繰り出しを行うものでございます。

次に、第4目老人保険費の本年度予算額1億1,022万3,000円でございますが、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の一般会計分の経費を支出するもので、具体的な内容といたしましては、第13節委託料は被保険者の健康診査に係る経費、第19節負担金、補助及び交付金では埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や、医療費の法定分の負担金、1枚めくっていただきまして、60、61ページ、第28節繰出金でございますが、事務費分や法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、62、63ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費の本年度予算額2,092万8,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒さんの保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部負担金分を支給することも医療費支給事業で、具体的な内容といたしましては、第20節の扶助費で医療費の一部負担金分となっております。

なお、平成28年10月からは、若い世代が安心して子供を産み育てることができるよう、切れ目のない一貫した支援を充実させるため、支給対象の現行を15歳から18歳になった年度の3月31日まで、いわゆる高校生世代までに年齢拡大をし、また深谷、寄居地域まで窓口払いの廃止を行いました。

次に、64、65ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費の今年度予算額269万3,000円でございますが、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄一般事業でございます。具体的な内容といたしましては、第1節の報酬は空き家対策推進協議会委員の報酬で、法令に基づき空き家対策の実施に関する協議を行うため、協議会を組織するものでございます。第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託は河川や道路沿いの清掃、不法投棄、廃棄物の撤去、春・秋のごみゼロ運動で回収されたごみの処分などの業務を委託するため

の費用。第19節負担金、補助及び交付金では生ごみ処理機購入の助成となっております。

次に、第2目環境衛生費の本年度予算額1,113万1,000円でございますが、地球温暖化抑制に取り組んでいる温暖化対策事業、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏歩道管理事業、秩父広域で共同処理している火葬業務等に係る斎場費事業などとなっております。具体的な内容でございますが、第13節委託料は、平成23年3月に役場前駐車場に設置いたしました急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料で、第19節負担金、補助及び交付金では太陽光発電システム10基、高効率給湯器2基分に対して補助金を交付するとともに、ページを1枚おめくりいただきまして66、67ページ、一番上の欄になりますが、秩父広域市町村圏組合斎場費負担金では火葬業務等に係る費用を負担するものでございます。

次に、下の欄でございます第4款衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費の本年度予算額5,185万4,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します負担金となっております。

次に、第2目し尿処理費の今年度予算額3億1,471万8,000円でございますが、皆野・長瀬下水道組合が共同処理を行っております下水道・し尿浄化槽事業に係る経費で、具体的には、1枚めくっていただきまして68、69ページ、第19節負担金、補助及び交付金でお示ししてある下水道し尿処理の運営に係る負担金でございます。浄化槽市町村整備型は、公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金は、従来の個人設置型の浄化槽を設置する場合に町が助成をする費用となっております。

次に、第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費の本年度予算額6,521万3,000円でございますが、上水道事業に係る費用として秩父地域広域水道事業統合に関する覚書で示された経費の負担や、地方公営企業繰り出し基準に基づく地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を計上させていただきました。

新規事業といたしまして、第19節負担金、補助及び交付金では簡易水道に関する不採算経費負担金でございますが、負担金名称変更によるもので、従来では簡易水道事業建設改良に係る企業債元利償還金負担金。もう一つ、簡易水道債償還元金出資金も同様に負担金名称の変更によるもので、宮沢地区簡易水道統合事業負担金でございます。

第24節投資及び出資金では基盤整備等強化事業出資金でございますが、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づきまして出資を行うものでございます。

以上で、平成29年度当初予算の町民課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（新井利朗君） 次に、健康福祉課長をお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

予算説明書の54、55ページをごらんください。第3款民生費、第1目社会福祉総務費は本年度予算額2億487万3,000円を計上させていただきました。主な事業といたしましては、福祉全般に関する社会福祉総務事業、自宅で生活している心身障害者と家族の身体的、経済的な負担の軽減並びに社会復帰の促進や社会活動への参加の促進を援助する心身障害者等補助事業や、障害者や障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行う障害者自立支援給付事業、通称ひのくち館の維持管理や事業実施のための世代間交流支援センター施設整備事業、高齢者と障害者の自立した社会生活を推進するための高齢者障がい者いきいきセンターの運

営管理事業、生活弱者が日常生活を安心して暮らせるようにサポートする元気と安心お助け隊補助事業や、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員・児童委員協議会への補助事業など。

新規事業といたしまして、介護保険法や障害者基本法の各法律に基づいて3年ごとに策定する高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画、障害者福祉計画の福祉関係計画策定事業でございます。具体的には、第8節報償費は高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画、障害者福祉計画を策定するため御審議いただく委員の報酬や、100歳到達者表彰記念品や、成年後見制度利用支援事業後見人謝金等となっております。

第13節委託料は訪問入浴サービス業務、高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理業務委託料、福祉関係計画策定業務委託料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金では民生委員、心身障害者等補助事業補助金、障害者自立支援給付費事業に関する負担金、介護給付費・訓練等給付費負担金、社会福祉協議会、シルバー人材センターの運営費等の補助金が主なものとなっております。

次に、56、57ページをごらんください。第2目老人福祉費は、本年度予算額1,290万3,000円を計上させていただきました。主な事業といたしましては、在宅高齢者に対する緊急通報システムや老人クラブ活動を支援する在宅福祉事業、在宅で療養している寝たきり老人等や介護者に対する扶助費を支給する寝たきり老人等手当支給事業、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料、高齢者を老人福祉施設へ入所措置する老人保護措置事業、一時的に生活が困難となった高齢者を支援する在宅支援事業などの経費となっております。

具体的には、第13節委託料では、高齢者の保護措置に必要な委託料や介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託料等となっております。

次に、58、59ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金では、老人クラブへの補助金や介護保険制度改正に伴い新しく主任介護支援専門員の更新制度が導入されたことにより、包括支援センター職員の更新研修負担金が主なものとなっております。

次に、60、61ページをごらんください。第5目介護保険費は本年度予算額1億629万円を計上させていただきました。介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分を介護保険特別会計に繰り出す介護保険特別会計繰出金事業が主なものとなっております。

次に、第2項第1目児童福祉費は本年度予算額3億1,521万3,000円を計上させていただきました。主な事業といたしましては、安心して保育ができるよう民間保育所への保育委託や延長保育、一時保育、障害児保育事業等への助成を行う児童保育事業、公設や民間の放課後児童クラブ運営事業、少子化対策として子育て支援金、誕生祝い絵本プレゼント、子育て支援員・コンシェルジュを配置するなどの子育て支援事業、児童虐待を未然に防止するための児童虐待防止推進事業や、子育て不安や子供の発達のお悩みなどに対応するため、臨床心理士などによる子育て相談事業、児童手当事業などとなっております。

新規事業といたしましては、認可幼稚園が幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた施設として、幼児期の教育、保育、子育て支援を一体的に行うことができる民間認定こども園に対し施設型給付を行う認定こども園事業となっております。具体的には、第7節賃金は放課後児童クラブの指導員、子育て支援員、子育てコンシェルジュの賃金、第8節報償費は子育て相談事業の臨床心理士などの専門職の謝金が主なものとなっております。

第13節委託料は民間保育所運営費の委託料、新しく民間幼稚園が幼稚園型の認定こども園に移行する認

定こども園運営費委託料、民間放課後児童クラブ委託料が主なものとなっております。

次に、62、63ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金は保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受け入れや1歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成する安心・元気！保育サービス支援事業や、就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により通常の利用日、利用時間以外の日や時間において児童を預けられる環境を整備する延長保育事業や、保育事業に係る事業費補助金や、少子化の改善を図るため保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成する多子世帯保育料軽減事業でございます。

第20節扶助費の主なものは、出生児1人につき2万円の子育て支援金や中学3年生までの児童生徒を養育する保護者に対する児童手当の支給などの経費でございます。

次に、少し飛びまして66、67ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費は本年度予算額2,145万7,000円を計上させていただきました。主なものとしましては、保健関係の総括的な事業を実施する保健総務事業、保健事業の拠点となっている保健センターの維持管理などを行う保健センター施設管理事業、救急医療に関する事業を秩父広域市町村圏組合に委託する広域処理事業や、秩父郡市1市4町で組織し地域医療体制を充実するちちぶ医療協議会事業が主なものです。

具体的には、第11節需用費、第13節委託料、第14節使用料及び賃借料は、保健センターの維持管理のための費用や土地借上料となっております。第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合やちちぶ医療協議会への負担金が主なものとなっております。

続きまして、68、69ページをごらんください。中段の第4項公衆衛生費、第1目予防費は本年度予算額3,021万円を計上させていただきました。主な事業といたしましては、健康保持増進を目的とする各種がん検診、健康教育や自殺対策、精神保健事業などの事業を行う成人健康推進事業、子供を産み育てやすい環境を整備するための妊婦訪問、妊婦健診、乳幼児健診、未熟児療育医療、不妊治療等の支援事業などを行う母子保健事業、予防接種法に基づく予防接種事業を実施する予定でございます。

具体的には、第8節報償費は医師、看護師などの有資格者への謝金でございます。第13節委託料は各がん検診、各種予防接種に伴います医療機関等への委託料となっております。

次に、70、71ページをごらんください。新規事業といたしましては、新薬の開発により肝炎が治る病気となったため、検査をして早期発見することが重要となり、特定健診時に希望者に肝炎ウイルス検査を実施するための委託料を計上いたしました。また、B型肝炎ワクチン予防接種委託料は、任意接種から定期接種に変更となったため計上いたしました。

続きまして、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、がん検診受診率向上を図るため、集団検診に加え個別検診を充実させるため、医療機関で各種のがん検診を個別に受診した者に対して検診費の一部を補助するがん検診補助事業です。今年度より新たに肺がん検診を追加し、充実を図りました。また、日本骨髄バンクで実施する骨髄バンク移植事業において、骨髄等の提供をした者に対しては骨髄移植ドナー助成金を交付いたします。不妊治療費補助金につきましては、少子化対策の一環としての事業となっております。

次に、第20節の扶助費の未熟児療育医療費は、治療が必要な新生児の手術等に要する経費を計上させていただきました。

以上で、健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（新井利朗君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業観光課長をお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、産業観光課関係の当初予算の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

平成29年度当初予算書の72、73ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費16万6,000円でございますが、労働者の雇用の安定や拡大を図るための事業を行おうとするもので、関係機関や団体への負担金や補助金を計上いたしました。

次の74、75ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費420万7,000円でございますが、農業委員会の全般的な運営事業、農業者年金の加入促進、受託業務、ふるさと農園等の管理を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費82万5,000円でございますが、山村都市交流事業や関係団体への負担金や補助金等を支出するものでございます。

第3目農業振興費1,527万2,000円でございますが、次の76、77ページをごらんください。具体的には有害鳥獣駆除委託料や生産団体、種苗購入、農業施設整備などへの助成、遊休農地解消対策事業、農業振興地域整備促進協議会経費、新規事業として井戸農村公園整備事業、矢那瀬地区拠点整備事業、青年就農者給付金ですが、町の総合的な農業振興に関する経費でございます。

主なものにつきましては、第13節委託料425万8,000円でございますが、有害鳥獣捕獲業務の長瀨町狩猟クラブへの委託料、新規事業として井戸農村公園用地測量業務、用地鑑定業務、矢那瀬地区拠点づくり用地測量業務を行うものでございます。

第17節公有財産購入費759万7,000円につきましては、井戸農村公園の用地購入費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金297万円につきましては、説明欄にあるとおり、関係機関や団体への負担金、補助金となっております。新規といたしまして、一番下の段にある青年就農者給付金は、45歳以下で農業資格などの要件を取得した新規就農者に対して、国から給付金が支給されるものでございます。

第4目緑の村管理費813万9,000円でございますが、緑の村関連施設等の維持管理や土地の借上料、花の里づくり実行委員会への補助金となっております。

第2項林業費、次の78、79ページをごらんください。第1目林業総務費351万円でございますが、森林緑化事業や宝登山四季の丘公園整備、新規事業として林地台帳整備事業を行うもので、主なものとしたしましては、第13節委託料、平成28年の森林法改正において、市町村が所有者の情報を整備、公表することが義務づけられましたので、林地台帳整備のための業務委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、園地四季の丘の共有地借上料、第15節工事請負費は、埼玉県緑化推進委員会からの委託金による花木の植栽工事費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、関係機関や各種団体等への会費等でございます。

次に、第2目林業振興費66万1,000円でございますが、松林の維持や景観の保護のため、例年行っております松くい虫の予防薬剤の注入等を実施するものでございます。

第3目林道費104万6,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理や修繕を行うものでございます。

次のページ、80、81ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費903万9,000円でございますが、小規模事業指導への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。主なものにつきましては、第19節負担金、補助及び交付金872万5,000円のうち、商工会が行う小規模事業指導に対する補助金、中小企業融資制度資金の借入れに対する利子補給金、住宅リフォーム資金助成事業補助金を計上しております。

続きまして、第2目観光費2,690万4,000円でございますが、観光公衆トイレの管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成にかかる経費でございます。主なものとして、第11節需用費549万2,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗木代で、光熱水費は観光トイレなどで使用します電気、上下水道料となっております。

第13節委託料991万6,000円でございますが、観光用公衆トイレ清掃業務委託料、観光情報館指定管理委託料、桜管理業務委託料、新規事業といたしまして、岩田観光トイレ・長瀬アルプス観光トイレ清掃業務16万6,000円、長瀬駐在所跡地へあずまやを建築するための確認業務30万円、3年前に作成し、なくなるため、英字パンフレット制作業務委託料124万2,000円を計上させていただいております。

第14節材料及び賃借料48万6,000円は、観光情報館や観光案内棟3基の敷地借上料となっております。

第15節工事請負費190万1,000円につきましては、長瀬駐在所跡地にあずまやを建築する設置工事費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金850万3,000円でございますが、82、83ページをごらんください。町観光協会、船玉まつり実行委員会を初め、各種観光団体等への負担金、補助金で、新規といたしまして、本年度整備いたしましたハイキングアプリの負担金6万5,000円、不足する観光パンフレットを増刷する印刷の補助金27万円、船玉まつりのポスターの在庫がなくなるため、製作費補助金として50万円を計上させていただいております。

以上で、産業観光課関連の説明を終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、建設課長をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、建設課関係の当初予算につきましてご説明いたします。

それでは、当初予算書の84、85ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費519万2,000円でございますが、積算システムの保守業務、道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費を計上いたしました。

次に、第2目道路維持費4,005万3,000円でございますが、道路維持修繕、道路補修工事、交通安全施設整備工事、行政区への原材料支給など、町道を維持していくために必要な経費を計上いたしました。第13節委託料2,952万7,000円は、町道の除雪作業、道路台帳補正業務、橋梁点検業務、道路愛護保全管理業務等の委託料でございます。新規事業といたしまして、橋梁点検の結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の策定を行います。

次の86、87ページをごらんください。第15節工事請負費600万円のうち、町道補修工事400万円につきま

しては、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線が多く、新設改良事業で対応し切れない箇所
の補修工事や舗装の打ちかえを実施するものでございます。交通安全施設整備工事200万円につきましては、
危険箇所へのガードレール、転落防止柵、道路反射鏡、グリーンベルト等の交通安全施設の設置工事費で
ございます。

次に、第3目道路新設改良費7,300万円でございますが、町道の新設改良等の工事を行うために必要な
経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいております平成29年度建
設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。

この地図にお示ししてありますのは、赤文字が道路改良工事箇所、緑の文字が魅力あるまちづくり総合
整備計画、オレンジ色の文字が町営住宅の工事箇所、青文字が水路整備工事箇所でございます。では、赤
文字の道路改良工事の説明をいたします。まず、図面右上の矢那瀬24号線につきましては、用地買収、物
件補償を予定しております。継続事業となっております。次に、その下の矢那瀬44号線道路改良、延長78メ
ートルの改良工事と延長266メートルの道路舗装工事を予定しております。継続事業となっております。
この路線は、29年度で道路改良舗装工事が完了いたします。次に、左上の滝の上地内、幹線8号線道路改
良、延長22メートルの一部道路改良横断水路工事で継続事業となっております。

予算書の87ページに戻っていただき、第13節委託料250万円につきましては、先ほどご説明いたしまし
た矢那瀬24号線の物件補償調査積算業務委託料、分筆業務委託料でございます。

第15節工事請負費6,600万円につきましては、先ほど説明いたしました2路線の工事費でございます。

第17節公有財産購入費、第22節補償、補填及び賠償金につきましても、先ほどご説明いたしました道路
改良工事に伴う工事土地購入費や物件の補償金でございます。

次に、第4目まちづくり推進費129万2,000円につきましては、建築確認進達業務、都市計画基礎調査業
務、道路後退に基づく測量及び用地買収を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費315万1,000円でございますが、河川の維持管理、水路整備を行
うために必要な経費を計上いたしました。先ほどの平成29年度建設課主要事業箇所をごらんいただきた
いと思います。青文字の水路整備工事の説明をいたします。小坂地内の野上下郷水路整備工事、延長34メ
ートルを予定しております。継続事業でございます。第15節工事請負費300万円でございますが、野上下郷
水路整備の工事費でございます。

次の88、89ページをごらんください。第3項住宅費、第1目住宅管理費2,245万9,000円でございますが、
町が管理しております4カ所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第11節需用費441万2,000円のうち施設修繕費370万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋
等の修繕費でございます。

第15節工事請負費1,017万8,000円は、塚越団地外壁等修繕工事で、経年劣化によります外壁等の改修工
事を行うものでございます。平成29年度は、5棟10戸の改修工事を行い、塚越団地25棟50戸、全戸の外壁
の改修工事が完了いたします。この改修工事は、長瀬町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改修を
行うことにより、効率的な維持管理を図るもので、国の交付金を活用し、実施するものでございます。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費2,550万円でございますが、魅力あるまちづ
くり総合整備計画により、国の交付金を活用し実施するもので、幹線1号線、通称南桜通りの改修を行う
ための必要な経費でございます。

第15節工事請負費2,500万円は、長瀬観光トイレ前から株式会社コア付近までの延長135メートルの道路

改良工事を行うものでございます。

以上で建設課の説明を終わります。

○議長（新井利朗君） 最後に、教育次長にお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成29年度当初予算書の94、95ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,365万8,000円を計上いたしました。前年度と比べまして、1,475万2,000円の減となっております。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費69万4,000円でございますが、教育委員の報酬や旅費と負担金などがございます。

次に、第2目の事務局費1億5,267万7,000円は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費を計上させていただきました。主なものにつきましては、第1節の報酬は、就学支援委員会といじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会の委員報酬になります。

第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費については、教育長及び事務局職員の給与と旅費関係でございます。

第7節の賃金は、中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名と、通常学級における特別に配慮が必要な児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導と学習支援体制を図るため、特別支援教育学校支援員を第一小学校に4名、第二小学校と中学校に各1名の計6名配置いたします。また、放課後子ども教室、中学生学力アップ塾事業実施に向けた準備などを行うため、学校教育指導員1名の賃金でございます。

次に、96、97ページをごらんください。第13節の委託料ですが、学校職員の健康診査や中学校公務員派遣業務、英語講師派遣業務、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎委託、続いて新規事業でございますが、中学校トイレ高圧洗浄清掃業務委託は、毎年3校を順番に実施しているものでございます。続いて、PCB使用機器処理及び運搬業務委託ですが、PCB、ポリ塩化ビフェニル化合物の略称であります。毒性が極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つで、絶縁性、不燃性などの特性を持ちますことから、トランスやコンデンサーといった電気機器を初め、幅広い用途に使用されてきました。しかし、その毒性が社会問題化いたしまして、昭和49年に製造や新たな使用が禁止されました。こうした背景を踏まえて、平成13年7月に国において適正な処理の推進に対する特別措置法が施行され、その後、平成24年12月の政令改正によりまして、全てのPCBの処理が義務づけられたところでございます。長瀬町においては、昭和40年代から中学校の受電設備にコンデンサーを使用していたため、現在使用済みのコンデンサー2台を保管している状況です。保管に当たっては、特別管理産業物管理者責任者を置き、適切に管理しているところであります。つきましては、国の定めにより処理を行うのに必要な業務委託料を計上させていただきました。

第14節の使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているもので、継続して活用しているパソコンやソフトのリース料が主な内容でございます。新規事業といたしまして、矢那瀬地区児童の登下校で使用します送迎車、10人乗りワゴン車のリース料でございます。

第15節の工事請負費ですが、小学校施設の改修等を行うもので、第一小学校は校舎国道側の壁面に設置しています校章が劣化しているため、交換を行います。第二小学校は、屋外トイレの和式便座4基を洋式便座に改修するものでございます。

第19節の負担金、補助金及び交付金については、加盟団体への負担金と、次のページをごらんください。小中学校修学旅行補助金や町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育補助金と中学生電車通学者通学費補助金であります。新規事業といたしまして、高校生電車通学者通学費補助金ですが、高校生の保護者に対して経済的負担を軽減することにより、子育て支援を目的に、秩父鉄道を利用して高校へ通学している定期代の6カ月を基準とした額の10%を補助するため、180万円を計上させていただきました。また、英検受験料補助金につきましては、小中学生の英検の受検機会の拡大と学力向上を目的に、1年度に1回、1,000円を補助するものでございます。

第20節の扶助費は、要保護、準要保護児童生徒援助費として、給食費や学用品、修学旅行費などを支給する援助費333万9,000円と、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品などの2分の1の額を補助する特別支援教育就学奨励費43万2,000円でございます。続いて、小中学校入学祝い金ですが、小学生1万円を50人、中学生3万円を77人の計281万円を計上いたしました。

次の第3目の育英費でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育成奨学金と、大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は貸与金額を今議会で改正させていただきました。私立大学の新規の場合、月額3万円で、年間36万円を3名見込んで108万円、継続分につきましては、改正前の月額2万5,000円で、年間30万円を4名、120万円の合計で228万円を計上いたしました。入学準備金は、入学時における一時金で、私立大学入学者へは40万円を貸与しておりますが、3名分の120万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は、1,019万2,000円を計上いたしました。

次のページの100、101ページをごらんください。第3項の第二小学校費は、649万3,000円を計上しております。

次のページの102、103ページをごらんください。第4項の中学校費は、1,257万3,000円を計上しております。

次に、次のページの104、105ページをごらんください。第5項の幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を、国庫補助を受け実施するもので、30万8,000円を計上しております。なお、前年度と大きく金額が変わっていますのは、補助対象園児が一番多い長瀬幼稚園が認定こども園へ移行するため、補助対象外となったためです。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費155万3,000円は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節、文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次の第2目の公民館費1,444万3,000円でございますが、次のページの106、107ページをごらんください。中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料、土地の借上料などを計上しております。なお、委託料の施設管理業務委託であります。現在平日の17時10分から21時10分までと、土日祝日の8時40分から21時10分まで、受付管理業務をシルバー人材センターに1名で委託しています。公民館職員については、生涯学習担当2名と公民館業務担当2名の4名配置されていますが、生涯学習担当が教育委員会事務局と中央公民館に分かれていることもあり、

担当内での連携などがとりにくく、事務の一体性が薄れていることや、公民館担当の業務内容を検討したところ、新年度から公民館職員の教育委員会事務局への配置がえを行うのに当たり、平日 8 時半から 17 時 15 分について 1 名管理業務委託を行いたいため、昨年度より増額となっております。

次に、第 3 目文化財費 593 万 1,000 円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費で、次のページの 108、109 ページをごらんください。第 13 節委託料の新規事業として、旧新井家住宅屋根清掃及び防腐剤散布業務委託 49 万 4,000 円は、板ぶき屋根面の清掃とあわせて害虫の侵入や麦わら内にある害虫の増殖などを抑えるための防腐剤の散布を実施するものでございます。

第 15 節工事請負費 59 万 6,000 円でございますが、郷土資料館第 2 展示室につきまして、郷土資料館を通過せずに直接出入りができるよう出入り口の改修を行い、文化団体連合会等に所属する団体に、町民ギャラリーとして作品を展示し、利用いただくよう内部改修を行うものでございます。

次の第 4 目青少年健全育成費 48 万 2,000 円は、青少年育成推進委員 4 名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次に、第 7 項保健体育費、第 1 目の保健体育総務費 256 万 9,000 円は、スポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、次のページの 110 ページ、111 ページをごらんください。第 19 節負担金、補助金及び交付金は、体育協会へ 120 万円、スポーツ少年団へ 35 万 5,000 円の補助金などとなっております。

次に、第 2 目の体育施設費 73 万 6,000 円は、岩田の総合グラウンドの維持管理を行うための経費でございます。

次に、第 3 目の学校給食費 5,142 万 3,000 円でございますが、学校給食センターの臨時調理員 11 名の社会保険料や賃金と交通費、施設の維持管理のための需用費や委託料などを計上いたしました。

また、第 11 節の需用費にありまします賄い材料費 2,770 万 8,000 円でございますが、これは給食費を財源とするものですが、このうち平成 29 年度におきましても、引き続き子育て支援として保護者の負担を軽減するため、小学生 4,100 円の給食費に対して 1,200 円分、中学生 4,800 円に対して 1,500 円分の、総額 682 万 1,000 円を公費で負担することにしております。

次の 112、113 ページをごらんください。第 18 節備品購入費 183 万 3,000 円は、職員の健康管理の面から、夏場の暑さ対策としまして、調理室用のスポットクーラー 2 台を購入するものでございます。また、初年度登録から 18 年が経過し、老朽化が進んだ公用車、軽自動車の入れかえを行うものでございます。

次の第 4 目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借上料で 10 万 4,000 円を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

初めに、今回この当初予算の概要で私の質問をさせていただきます。全体的にまず 1 点、この予算のプリント外で 1 点、私はいろいろ町民の皆さんから要望やら質問を結構聞くことが多くて、私は答弁、執行権がないので、担当課長に私はよくバトンタッチするので、町民の皆さんの質問あるいは希望に、答弁をしっかり、なるべく早くやってもらおうと私の役目も果たせますので、ひとつご協力をお願いして、では予算

に入りたいと思います。

初めに、総務課からお伺いをいたします。総務課で主な一覧表でこの概要があります。この中にもいろいろ書いてあるのですが、長瀬町の災害時対応を私はずっとやり続けてまいりました。最近私がやらなくても、ほかの議員がやってくれるようになったので、きょうは予算の面でお聞きをします。避難場所の指定を各地区の公民館やらしているかと思いますが、地区の公民館などの施設の点検はどのように進めているのか。あるいは備蓄品はこの役場に集中管理をして、いざ災害時にそこに届けるという話もしっかり聞いておりますので、多分万全にできるのかと思いますが、その2点、総務課にお伺いをいたします。

続いて、企画財政課には、ここに情報系システム事業、L G W A Nという横文字を使った用語が並んでいるのです。このシステム事業は何をする事業なのか。かなり額が多いわけですが、その下に基幹系システム事業、これはいろいろ毎回聞いていたのでわかるので、この情報系システム事業についてどんなことをするのか、お伺いをしたいと思います。そして、この情報系システム事業は、各市町村、同じように使っているのかどうか、企画財政課にお伺いをいたします。

それから、ふるさと納税の費用対効果は、非常にきのう、きょうで質問をさせていただきましたので、楽に払うお金がどうかというのがあったのですが、きょうの朝の質疑で1割だということがわかりましたので、この質問はカットし、その情報系システム事業についてお伺いをいたします。

それから、健康福祉課に質問でございます。健康福祉課としては、貧困家庭の調査はどの程度できているのか、きのうも教育委員会に私が質問したのだけでも、本当に大きくなってしまってからよりも、小さいときにそういう貧困家庭が統計がとれていて、私、埼玉テレビで埼玉県の地図があって、長瀬か寄居かどっかは統計が出ているというので、黄色い印の色分けになっていたので、長瀬はこの貧困家庭の統計がもう十二分にとれていて、事業はともかくとして、そういうしっかり統計とりながら、健康福祉課の事業をやっているのかなという思いがあったので、もしできているのだったらできておるでいいので、できていないのだったらこの貧困家庭の調査などをして、いろいろな各事業で小さいときから手をしっかり差し伸べるのであれば、差し伸べてもらいたいということで質問をいたします。

それから、健康福祉課のこの一覧表から見ても、既存の保健センターなどの施設のメンテナンス事業、こういうのが見えてこない。それで新たに今回新しい事業が出てきているので、小さな子供の健診やら何やらで保健センターでやると、あそこで遊んでくると足が汚れるとか、洋服が汚れるとかという話聞くので、何か相当汚れているのかなというイメージがあるのです。だから、メンテナンスをどの程度考えているのか。

それから、観光課にお伺いをいたします。観光については、いろいろ私質問あるのだけれども、もう毎年同じような質問になるので、今回はちょっと違った観点から質問をしたいと思います。この産業観光課の一覧を全部見る、ここだけです。ここだけの予算を見ただけでも、観光、観光で約6,000万円、それでこの中に商工会事業500万円、これ会員数でいったら観光協会は120人が会員だと、商工会の人数は、会員数は5倍から6倍、この予算の割合、割り当てで、観光課長は本当に観光立町にするのだという言葉でやっているのだと思うのだけれども、果たしてこれでいいのかどうか。

それで、この中でも1つだけ、緑の村開発事業で700万円、何もしないで700万円です。去年も同じです。ことしも同じに出てきました。これが補助金を使った本当に負の費用、これが補助金の年数が切れるまでずっと続けていくのだったら、幾ら補助金を多く額もらったからって、ちっとも安くはないと私は思

うので、観光課長に観光の割合と商工会の割合、この町には商工会員がかなり多いわけですから、この予算の割り当てでいいのかどうか、お聞きをいたします。

それから、建設課長にお伺いをいたします。建設課長に私は一般質問でもやりましたけれども、いろいろな道路の要望等があって、継続的な事業をやっているということで優先順位もまだ具体的には出てこなかったりしているの、本当に町民の皆さんの要望、生活道路、消防車や救急車、しっかり入っているいろいろな道路を何とかしてほしいという願いを持ちながら私、一般質問もやらせてもらっていますので、この中で私は満足いかない。安全対策にもいろいろ、ここに予算載っているのだけれども、きのうも質問した1つ、長瀬の1丁目1番地である長瀬の踏切のところの安全対策もまだ協議中、協議中、そういうことで、本当に安全な観光地をつくるのだったら、そういうところを細かくやっていただきたいと思います。

続いて、教育委員会にお伺いをいたします。学校コンピューター整備事業686万3,000円、このコンピューター整備事業というのは何をするのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。私が比較したのは、その下の学校施設改善事業の金額よりもコンピューターの額が非常に多い。どういうコンピューターを使うのかなというのがありますので、お答えをお願いしたいと思います。

それから、学校給食について、アレルギー対策、これにはエピペンの使い方、子供が万が一になったときにエピペンの使い方等、しっかり対応ができていますのと思うのですが、ここでお伺いをしたいと思います。

最後に、町民課に当たるのか、町民課長にお伺いしますが、水道の水質が長瀬地区、非常にどぶ臭いにおいや味が残るというお話、私も数点聞きました。その点について、もしわかるようだったらいいですが、もしわからなかったら水質を、例えば東京都やあいう都心に行けば、高濃度のろ過機を使っているから向こうの水のほうがおいしいということになるのかもわからないけれども、水質についてちょっとお伺いをいたします。

それから、町民課長に最後の質問で、間もなく5月の連休が来ると、ことしも雨が少なく、風布地区には渴水対策本部というものを、1年中対策本部は解散しないで置いておいてほしい。いざというときに風布の区長からSOSが出た場合には、風布の公民館に早く飲料水を届けていただけるという約束も十数年前から整っていますので、今回もそういうことが、SOSが出た場合にしっかりできるかどうか、これだけを聞かせてください。

答弁をお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の避難所、災害時の備蓄品についてのご質問にお答えいたします。

現在長瀬町におきましては3カ所ございまして、昨年避難所とされる集会所等を見て回りました。関口議員が前回の質問で、トイレについて洋式が20、和式が13ということでございました。それで備蓄品については、現在のところ町で集中管理をしております。

先般、私のほうは防災会議ということがありまして、自衛隊と県と市町村で集まる会議がございまして、大宮の自衛隊の駐屯地でお話をしました。その中で朝霞市のお話なのですが、どうしても全員、朝霞市ですと約3分の1の食糧等しかないということで、全部買うとなると相当な量がかかるということもありまして、その場合どうしたらいいかと、そうなってくると一応炊き出しだとか、今後についても自衛隊のほうでお話をしましたら、避難訓練も当然しなくてはなと思います。そのときには自衛隊参加として、その場で食糧が炊けるような組織、自衛隊との各連携、そういうことをしていく方向で進んでいきたいと

思っています。

それと、何といっても自主防災の場合、機材だとか、当然長瀬町においても自主防災、機材について、各集会所等でそろえていただきたいと思います。それと、埼玉県のほうからも整備支援事業補助金ということで、金額的には少ないのですが、この優先順位というのが避難訓練とか、集会訓練をした場合にいただけるお金だそうです。まだ、金額的には低いものなのですが、一応補助限度額は10万円で、補助対象経費の2分の1ということで、こういうことも活用していけたらいいと思います。

きのう野原議員のほうからもご質問がありまして、災害が多岐にわたっております。特に今は北朝鮮のミサイルだとか、いろいろな面があるので、その場所ということよりも、どうしても職員に頼られても職員の人数が大変少ないということなので、ちょっと参考に、きのうもちょっとお話ししたと思うのですが、助けられる人から助ける人というので、荒川区の中学生は幼稚園児の避難や、避難所に多分、長瀬町においても中学校、小学校に最終的には当然避難をしてくると思うのですが、そのときに対応するに、中学生が対応する訓練を受けているというお話を聞きました。

今後につきましても、今までどうしても子供さんだと助けられるほうの立場であったとしても、おじいさん、おばあさん、子供たちを、結構興味を持って一生懸命やっていただけるというお話を聞いたので、そうなってくれば、職員のほうについてもそれだけの余裕ができますので、違う仕事のほうに、対策にいけるといいますので、そのような方向で進んでいけたらいいなと、今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは関口議員のご質問にお答えいたします。

情報系システム、これはエルジーワンと読みます。専門用語を使ってしまいまして、大変申しわけありません。次回からは日本語に直して掲載するようにいたします。LGWANというのは、日本語で言いますと、総合行政ネットワークというものになります。このネットワーク自体は、全国の自治体が導入しているシステムでございまして、地方自治体の各市町村の間の情報のやりとりができる総合的なシステムになっております。それが、このLGWANというシステムになっております。情報系システムというのは、今職員が通常使っておりますパソコンと考えていただければ結構だと思います。庁内で情報システムのネットワークを組んだり、あとはセキュリティー強化の費用などが入っております。そこでインターネット等を利用して情報を仕入れたりするためのシステムでございまして、そのためにインターネットを使うということもありますので、セキュリティー強化の費用等も含まれております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えをいたします。

2点あったかと思いますが、まず最初に子供の貧困家庭の調査ができているかどうかということでございますが、それ自体の調査はまだできておりません。ただ、それに準ずる要保護児童対策地域協議会というものがありまして、その会議は要保護、準要保護者の方を挙げまして、教育機関だとか団体のメンバーで、年に1回代表者会議、実務者会議年3回、ケース会議を12回行っております。

2点目の保健センターのメンテナンスということでございますが、予算として修繕費、保守点検で年間30万円、それと掃除、窓ガラスの清掃やワックスがけ等の予算をとって実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

観光費と比較して商工費の割合はこれでよいのかというご質問でございますけれども、昨年商工会から事業に関する要望もございました。現在商工会で具体的な内容を調査いただいております。これら正式な事業の内容を要望書として、町のほうに今後提出していただけるということで現在進んでおります。町でも、その要望書の内容を検討しまして、企業や雇用の促進などに対して助成できるよう、規定の整備を現在考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔「緑の村開発。緑の村開発のやつは言わないの」と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） 済みません。緑の村の開発の関係で、事業費が700万円というお話がございましたけれども、これは全体の事業費でございまして、実際の緑の村整備の借上料は約400万円となっております。その400万円の中には、緑の村として整備した内容は、郷土資料館とか、新井家住宅、それから現在は花の里になっておりますけれども、それらの用地、それとプール用地とお祭り広場の用地を全部含めて400万円でございますので、その400万円に対して全部がそこが利用していない用地ではございませんので、その辺もよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

道路改良の優先順位ということですが、きのうの一般質問でもお答えいたしました。今回につきましては継続事業を優先に要望し、その箇所がついております。新規路線については、また同じことの繰り返しになってしまいますが、政策的判断、地元からの陳情、要望等、地権者の同意が得られているかということなどを考慮しながら、予算要求等を進めてまいりますということです。

それと、踏切、長瀬ナンバー1踏切の関係ですが、こちらについても現在埼玉県の公安委員会と協議中でございますので、引き続き協議してまいります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、学校コンピューター整備事業でございますが、こちらは各小学校、中学校にコンピューター室用、それと教師用のパソコン、それに伴う付属品、あとソフトとウイルスソフト、そういったもののリース料になります。第一小学校がコンピューター室に児童用として38台、第二小学校が28台、中学校が41台、計107台。続いて、教師用が第一小学校21台、第二小学校12台、中学校26台、計59台でございます。こちらを5年リースで借りているその金額になります。

続きまして、学校給食についてのアレルギー対策でございますが、教育委員会といたしましてこの2月に食物アレルギー対応要領を作成しました。その後、アレルギーのある子供につきましては、入学説明会のときに調査を行いまして、その調査票が出てきた段階で、栄養教諭と養護教諭等でアンケート調査結果を見まして、特に支援が必要な子供、または親からのアレルギーがひどいというようなことを相談を受けまして、来年度1名、エピペンを常に持っているという子が小学校に入学してきます。その対応につき

まして、2月の末に保護者、学校の管理職、それと養護教諭、あと栄養士、教育委員会職員で話し合いを行いまして、今後の入学したときの給食についての話し合いを行っているところでございます。エピペンの講習につきましては、秩父市教育委員会から講習用のエピペンのものがありますので、そちらを借りてきて、既に小学校では実施しております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、長瀬地区の水道のカビ、臭いという何か苦情があったということなのですが、秩父市のほうでも実はそういう苦情があったということで、広域のほうにお聞きしましたら、そういうことがあったということでした。原因としましては、今冬場で雨が少なく、水量が少ないということで、川底にある石に藻が発生するということが原因だそうです。打開策としては、現在活性炭を投入し、においの吸着を試みているのですけれども、まだ今のところとり切れないのが現状だということで、今後は水量の増加を待つしかないという返事をいただきました。

それから、風布地区のほうなのですけれども、濁水対策なのですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、区長からまず連絡がありましたら秩父広域水道局皆野・長瀬事務所のほうに連絡をいたしまして、早急に準備をしまして、風布地区の集会所のほうへ水を届けることになっております。準備のほうは、このようにすぐできるように整えてございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 大分、各課長の答弁で納得がいきましたので、まだちょっとわからないところを質問をさせていただきます。

総務課長の避難のは、どういう災害が起こるかわからないから、ぜひ心構えだけはいつでも気を緩めず、ひとつ町民のためによろしくお願いをしたいと思います。

企画財政課長に情報系システム事業のお話ですけれども、各市町村で同じシステムを使っていると、例えば人口割でいくと長瀬のように人数が少ない人口にとっては負担がかかる、秩父市の1割ぐらいで済むのだったら納得もいくのだけれども、納得いかないといってもこれはしょうがないのだろうけれども、定住自立だとか、長瀬に子供を多くふやそうという事業をしている中で、こういった事業が結構ありますので、何とかしろといっても、この情報システムは値段が決まっているからどうにもならないのかもしれないけれども、このシステム事業についてこれからいろいろ研究をしていただくというしかないのだと思うので、課長お願いいたします。

健康福祉課長に貧困家庭のはしていないというお話ですけれども、もう本当に小さい子供が、長瀬にこれから年寄りが多くなって子供が少ないという我が町にとって、子供は本当に宝だという話でいけば、やっぱり本当に一生懸命働いていても親の力がそれだけで、生まれてきた子供たちにそういう思いを私はさせたくないから質問しているのであって、貧困家庭の調査をしてもらって、これから例えば塾だとか、お金がなくて塾に行けない、そういういろんな家庭も出てくると思うのです。ですから、きのう教育委員会に貧困家庭のを聞いたので、健康福祉課としても子供は宝ですから、そういう子供たちが裕福な家庭と余り格差がないように、ひとつ配慮をしていただければと思います。

それから、保健センターのメンテナンスが30万円とってあるって、30万円ぐらいでは本当に掃除を入れ

たら終わりになってしまいますので、新しく事業をこれからやっていこうという話が出ている中ですから、保健センターも大事な拠点ですから、しっかりメンテナンスをしながら、きれいな保健センターで親が子供を連れて行きたがるような保健センターにぜひしてあげてください。

観光についても、これ言っても同じなので、やっぱり緑の村開発周辺が700万円かかるのだというのもわかりました。やっぱり補助金をとというのは足かせがついているから、やっぱりそういうのをいろいろ研究を今後もしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

それから商工会との観光のあれが本当に1割でいい、商工会から要望がこれから来るから、そしたら対処するのだというお言葉ですから、商工会もそういう立派な方がいろいろ策を練っているでしょうから、ひとつ協力をして、この長瀬町が観光業者も商工業者も潤って税収が上がるように、観光課長ひとつ一生懸命やってください。

教育委員会のアレルギー対策、あるいはエピペンの使い方についても、万が一になったときには本当に何秒でも早くそれを打たないと大ごとになりますから、子供のためにしっかり対処してやってください。

水質はよくわかりましたので、引き続き渇水対策で区長からSOSが行ったら、すぐ連絡をしてもらう。それから、水のろ過も、これから雨がうんと降って、どぶ臭いのがとれるように、雨ごいの祈りでもひとつお願いして、私の質問はこれで終わります。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

情報系システム、今後何とかならないのかということですが、先ほどの行政ネットワークですと、これは国の施策で行っているもので、例えば国からのいろいろな情報も、今現在ほとんどがメールで来るような状態でございます。このシステムを中止しますとメール等も来なくなってしまうわけですので、やめるわけにはいかないと思います。ただ、この経費については、なるべく削減ができるような方向では検討はさせていただきたいとは思いますが、なかなか意に沿うようなことにはならないかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 幾つかの点で質問をいたします。

1つは、先ほど質問する場所が間違っただけなんですけれども、秩父郡市内に精神科の救急、その病院が4月からなくなってしまうということなので、高齢化、核家族の中、これは何かあったときには非常に困るわけです。秩父圏の中でなくなってしまうということなので、これに対する対応を、どんなことを考えているのかお伺いしたいと、これが第1点です。

それから2つ目、これは町民課になるのでしょうか。水道の問題なんですけれども、私は水道の味ではなくて値段のほうなんですけれども、広域化になって前年度と比べてみて、前年度が3,644万5,000円だったものが、本年度が6,521万3,000円に値上がりしているわけなんです。広域化になってどんどん値上がりしてしまうという中で、確かに水道利用者そのもの自身の値段は上がらないのだけれども、広域化を構成している自治体そのもの自身がやっぱりそこにさらに上乗せして出さなくてはならないと。これは広域でもってやっているらしいんですけれども、2月のときに広域をやったというんですけれども、本来ならば各自自治体で相談をして、議決して、それでもって上に上げるのが原則ではないかというふうに思うんですけれども、この辺についてどう考えているのかお伺いしたいということが2つ目です。

それから、教育委員会さんのほうにお伺いしたいのですが、いよいよ4月になって、新入生が入学します。それに対して、いわゆる生活保護世帯に対する学用品の支給などが国からも行われるということなのですが、長瀬の場合、生活保護世帯でもって、そういう対象世帯がどのくらいあるのかと。

それから、先ほど出てきました準要保護世帯、これがどのくらいあるのかと。これに対して、県下の中で既にそこにも援助しているというところが出てきているのです。これは富士見市です。この辺のところについての検討、これが2つ目。

3つ目は、支給が入学後になっているということなので、それを入学前のときに直せないかということなのですけれども、この辺に対する考え方を伺いたいというふうに思っております。

それから、建設のほうで7番議員も私も何回も聞きましたけれども、要するにもう少しそういう政策的な課題とか、いろんなことがありますけれども、それで今年度はもっと細かいところまで発表してもらいたいと、それができないか、できないのはなぜなのか、この辺のところをちょっと明らかにしてもらいたいということをお願いします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

秩父の精神科の病院がなくなるというご質問ですが、秩父中央病院のほうで緊急対応はやめるという連絡が入っております。これにつきましては、中央病院だけでなく、今盛んに人材不足等が叫ばれておりまして、医師自体が少ない状況にあります。秩父広域で、今秩父医療協議会というものを立ち上げて、医師の確保についてさまざまな協議を行っております。精神科だけではなく、産科だとか、通常の医師不足等も郡内はかなり深刻な状況になっておりまして、秩父医療協議会の中で後期研修医をどのようにして秩父のほうに来ていただいて、地域に根差していただいて、秩父の医師として就労していただくという協議を、ここ5年くらい、夜毎晩会議がありまして、今いろいろ協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員のご質問にお答えいたします。

今年度事業については、平成29年度建設課主要事業箇所ということで資料を添付されていると思いますので、それで公表というか、それでオープンになっていると思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年度より上水道費のほうが増額しているというご質問なのですけれども、覚書のほうに繰り出し基準というものがあるというお話をしたと思うのですが、その中に出資債というものを整備するために、基盤整備事業出資債を起こしますということで広域のほうからお話がございまして、その出資債の分が今回ふえた分でございます。2,890万円の内訳なのですけれども、基盤整備等強化事業出資分が472万1,000円、それから広域化事業出資分といたしまして2,419万3,000円が内訳になっております。その広域化事業というものが、全体にかかる事業でございまして、各市町が利活用する設備の整備にかかる事業というもので、平成29年度としましては、別所浄水場の着水井とか、そういうものの整備工事になっております。それから、基盤整備強化事業というものがもう一つあるのですけれども、それは各市町で発生する工事等、管の布設がえ工事、それにかかる事業に対して出資債を起こしてくださいということで、29年度

にいたしましては、長瀬町内では野上下郷の51号線の配水管布設工事が該当しております。その2,890万円がふえた要因となっております。

それともう一つ、広域議会が市町村より先ということなのですからけれども、ちょっと私のほうでは何ともお答えできませんので、申しわけないのですけれども、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、田村議員の質問にお答えいたします。

まず要保護、要するに生活保護世帯で小中学校に通っている世帯ですけれども、1世帯で子供の人数は2人です。それに準じます準要保護世帯なのですからけれども、こちらは小中合わせて19世帯30人の児童生徒でございます。

こちらの要保護世帯におきましては、町で支給しています要保護、準要保護の就学援助費なのですからけれども、修学旅行費と医療費だけが町では要保護の児童生徒には対象になりまして、それ以外は生活保護費のほうから支給されるということになっております。

準要保護につきましては、町で学用品、通学用品、校外活動、宿泊を伴うもの、伴わないもの、あと修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、それが対象になります。

先ほど田村議員からも言われましたけれども、入学前というのは、やっぱり買った金額がわからないと支給ができませんので、入学前にお金を支給ということはできません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 1つは水道の問題なのですからけれども、広域化の中で、先ほども議論に出ていましたけれども、各自治体に一般会計出資額というのが2月に提起されたのです。長瀬町は、これは2,890万円ですか、これが2月に提起された。この本会議がやられる前に広域化でもって決定されたということなのですからけれども、これについて小鹿野町ではこういうのは出せないというふうになっているわけなのです。小鹿野町で出せないということだったらば、長瀬も出さないで、これだけ高いわけだから、ただ負担を強くするというのは、町民の負担になるわけです。私、1つ伺いたいのは、工事の一部を長瀬の町内にあるというのだけれども、それにしても負担との関係でいったら相当多いのではないかと思うのです。それが幾らかかるのか、この辺のところをお伺いしたいという問題です。これはやっぱり行政の長が言ってみれば広域化を推進してきたわけですから、長のほうの答弁もお伺いしたいというのが第1点。

それから、建設のほうで同じことの繰り返しをやっているのですが、大きいものについては発表しています。地図ももらってありますけれども、もっと小さいところでの住民からの要望が区長を通じて上がっているのもあると思うのです。その問題について明らかにできないのかどうなのか、このことをもう一回教えていただきたいということです。

それから、あとは今言った建設の関係でいえば、やっぱり緊急度の問題もあって、救急車が入らないとか、消防車が入らないとかということからも要望が出ているわけです。この辺のところについて、ぜひ明らかにできる場所は明らかにしてもらいたいということです。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、広域化事業と基盤整備強化事業というふうに分かれておりまして、まず広域化事業のほうは別所の浄水場のほうの着水井の工事ですとか、沈殿池制御設備の整備工事、水を長瀬のほうに送っていただくための施設の工事にかかる部分を広域化事業として負担しております。それが472万1,000円です。

続きまして、基盤整備強化事業といたしましては、先ほども申し上げましたように布設管の工事ですとか、設計業務委託ですとか、そちらにかかる部分の費用となっております、基盤整備のほうが472万1,000円で、広域化事業の出資分が2,419万3,000円となっております。

それと小鹿野町さんが出さないというお話なのですけれども、出さないというのはとりあえず私のほうで聞いているお話としては、平成29年度は出さないというお話だけみたいなので、その分は何年続くかちょっと私のほうではわからないのですけれども、繰り越してどんどんお金が高くなっていくような出資になると思います。負担が先送りになってしまうということです。なので、29年度は出さないというふうな形になっているのですけれども、30年度になったら29年度で出さなかった部分も含めて30年度に出すというような形になってしまうのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の水道広域についてのお話でございますけれども、私のほうからもご回答をさせていただきます。

水道は広域化されましたので、結局もろもろのものは全て広域のほうに行くというのが当然のことでございます、そちらで決めていただいたものが、何でもそうですけれども、斎場の経費につきましてもそうですし、ごみにつきましても、あちらで決めていただいてこちらに来るわけですけれども、各1市4町で案分をしてそれが来るわけですので、この水道につきましても今回からは、28年度からは同じ方法がとられたということでございまして、各町で相談をして、それから広域にというわけにはまいらないと思います。

それから、ただいまの基盤安定整備基金、実はこれは理事会で2案出させていただきました。なぜこういうものが出てきたかと申しますと、各1市4町で整備が均等ではないわけです。例えば長瀬、皆野は水道料が高い、高いという話が出ますけれども、水道管の整備はしっかりできています。ほとんど石綿管などというようなものは使っていないというような状況で、そここのところの整備がしっかりできているわけです。それに対しまして、秩父市さんは今一生懸命やっていますけれども、大正時代からというようなお話も伺っています。そのころから使っていたものが、あちらでもこちらでも漏水をして、大変お金がかかってしまっている。それから小鹿野町さんもそうです。3町はそのようにしっかり整備してあるわけですけれども、これが広域化になったから皆さん平等にお金を出して、各町のを平等に直しましょうというのが一案と、それからそうではなくて、やはり整備の進んでいないところと、進んでいるところを差をつけましょうという、そういう2案が出たわけです。どちらにしましょうかという相談をさせていただいた中で、やはり石綿管で昔、大正時代から使っているようなところは、これからもお金がたくさんかかるから、個々にやってもらったほうが良いだろうということで、2案をとらせていただいたという経緯がございます。

それで、そういうお話を1市4町で首長が集まって相談をしたわけですが、小鹿野町さんはもとが水道の広域化については大変な騒動をしたわけでございまして、そのような中でこのようなまた小鹿野町は整備ができていないから、お金がかかるからということで、そういうことにお金をまた出してく

ださいということになると、またもめるもをつくってしまうことで、町長が私にはとてもこの案は出せませんということになったわけですね。そういう経緯がございます。それで今お話がありましたように、そのかわり先送り、先送りをしていきますと、結局自分で自分の首を絞めるような形になるのではないかと、というようなことなのですけれども、とりあえずは29年度は出さないということで、ただ先送りということになるともっと大変になってくるのではないかと、そういうお話になっております。ですので、平等という観点からこの部分については、個々に整備をしてあるところとないところで差をつけましょうというので、その2案が出たときにそちらの案をとらせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 田村議員の質問にお答えいたします。

小さい工事まで区長から来たものを載せろという話ですが、区長から確かに側溝のふたが壊れました。舗装が少し壊れているので何とかしてほしいという話は来ます。そういった場合は、うちのほうで今やっている道路愛護というのでシルバーさんが来てもらっているのですが、それで対応できるものはそこで修繕をする。もしそれでもできないようなちょっと大がかりになった場合でしたら、予算にあります施設修繕費の町道の補修工事400万円予算要求しておりますが、その中で対応したり、同じ維持費の中にある需用費の施設修繕費というものがありますので、その中で対応しております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長の答弁なのですけれども、そういう議論があったという経過はわかりました。結論から見ると、まだ確かに今年度から始まったわけなので、結論を出すのは早いかもしれませんが、広域化によって長瀬町にとってプラスになるかという、私はそうは見えないのです。やっぱり小鹿野がそういうふうにしてしまったら、それは確かに方向として小鹿野をもっともっと年度ごとにどんどん、どんどんたまって行ってしまっって首を絞めるという話だけれども、逆にほかの自治体からも、そういう方向はやめて広域化はやめようというふうにしてもとに戻そうではないかとなったら、これまたそっちのほうに進む可能性があるわけですね。選択肢としてそういう可能性もあるわけです。ぜひそういう点をもって、町民の負担にならないような方向でもって検討をお願いしたいと。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員、午前中にももう少し勉強をしてくださいというようなお話がこちらから出てまいりましたけれども、国のほうでこのインフラにつきましては、人口減少がどんどん進む中で、とてもとても町では賄い切れない時代が来るということ、よく新聞ですとか、またテレビでも報道されると思うのですけれども、そういう中で、この先々を考えたときにやはり広域で一つになってやっていかなければならないという、そういう状況を見据えて広域化をしたわけでございまして、ますます大変になる。単独ではとてもできない時代が来るということを見据えて、今回広域化が進められたわけでございますので、そこのところをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご静粛をお願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） それでは質問します。

まず、13ページの、税務課長に嫌な質問です。ふるさと納税、ふるさと納税といってもうかるような話ばかりをしておりますが、長瀬町から違う町村にふるさと納税をしました。そして、うちのほうでは2,000円を控除した分が所得の減税の対象になります。その対象になった人数がわからなければいいのですけれども、今のところ何人ぐらいあるか、わかったら教えてください。

それから、次に37ページです。37ページの下のほうの負担金、補助及び交付金ですけれども、新で町村職員採用統一試験負担金3万8,000円出ておりますけれども、試験というのは公正なものでございますので、これはすごくいいことだと思いますけれども、これからの人事異動がありますから、そのときのことも頭に入れて、人事異動とか何かとか昇給とかということについては慎重にしてほしいと思います。

それから、37ページの13の委託料ですけれども、メンタルヘルス研修業務委託料34万6,000円、高ストレス者医師面接指導業務委託料というのは、どういうことでやるのかちょっとそれを教えてほしいと思います。

それから、77ページの13の委託料、新で井戸農村公園用地測量業務委託料、それから井戸農村公園用地鑑定業務委託料が少しの金額がとってありますけれども、これは場所はどこなのかわかったら、ちゃんと場所を教えてほしいと思います。

それから、19の負担金、補助、新の青年就農者給付金で45歳以下が150万円限度と言いますが、農業というのは1年で終わるものではございません。そうですので、これが2年なり3年なりその方にお金が150万円ずつおりののか、おりないのか、それから1年だけで済んで、後のお金は来ないのか、それをお聞きします。

それから、79ページの15の工事請負費の50万円、新、花木植栽工事はどこなのでしょう。そこを教えてください。

それから、今度は81ページ、観光トイレ業務委託料はやっぱりシルバーさんがやるのでしょうか、それを教えてほしいと思います。

それから、新の英字パンフレット制作業務委託料124万2,000円ですけれども、これはつくったものを全部観光協会からお渡しするようになるのでしょうか、それとも観光協会にこの委託料は出してさせるのでしょうか、それをお聞きします。

それから、83ページの新で観光パンフレット製作費補助金27万円も観光協会ですのでしょうか、役場で作って、それで向こうにお渡しするのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、87ページの13委託料です。新の橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料が1,115万7,000円とってあります。それから違うほうに400万円とってありますよね。400万円がとってありますので、1,115万7,000円の業務委託なのですけれども、長瀬町では私なんかが見るところに、小さい橋をやっても10個ぐらいではないかなと思いますけれども、高砂橋、白鳥橋とかいろいろあるのですけれども。もっともっとちっちゃい橋もすると、何か所ぐらいあるのか教えてください。

それから、89ページの15の工事請負費2,500万円ですけれども、幹線1号線南桜通り道路改良工事で2,500万円とってございます。とってありますけれども、これをつくるときに「桜のながとろ」と言っています。あの桜のでかい木は倒れてしまって、新しく植えかえるのかどうかそれをお聞きします。

それから、次に99ページの新、英検受験料補助金で、1年度1回で1,000円というのですけれども、この受検料は1回幾らかかるのでしょうか。それから、1年で1回1,000円ぐらいだったら、全員が全部受けるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、さっき107ページで次長から施設管理業務委託料がふえた理由を聞きましたので、これは結構です。

それから、109ページ、15の工事請負費、郷土資料館第2展示室改修工事59万6,000円ですけれども、これで工事のほうのところと、新井家のほうに行くのに改修して入らなくても済むようなことを言っておりました。それについて留守番とか何かというふうなことについては、どういう考えがあるのかそれを伺いたいと思います。

それから、13委託料、新井家住宅屋根清掃及び防腐剤散布業務委託料49万4,000円ですけれども、本当に手っ取り早いことをいえば、昔の家はあんなに虫食いの、土草は虫はいっぱい食わないというのは、わらでも何でもいぶして、鍋で何かを煮たりしたから曇って、煙で全部いろんな虫が死んでしまったのです。それをしないから、こういうしなくてはならないことになるので、今度は教育委員会だとか教育委員さん、それから文化財審議委員だとか専門調査委員さんが集まって、月に1回ぐらいはあその下で火をつけながら、火事にならないように燃したらどうかという案もあるということを考えてやってみたらいかがでしょう。実験的にやるのもいいかなと思いますので、そのところをお願いいたします。

それから、公債費が前年度より少し多くなっていますけれども、特定財源のその他に300万円あるのですけれども、これはその他は何の300万円なのだからちょっとお聞きしたいと思います。

それから、123ページです。一般行政職の等級が28年の1月1日に5級が11人でした。平成29年1月1日現在だと、5級が7人になって6級が一気に5人ふえました。それは年齢でやったのでしょうか。それとも、もうそろそろしなくてはならないということになったのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

あとはいいです。簡潔にちょこちょここということで理解できますので、いっぱいしゃべらなくてもいいです。お願いします。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税についてのご質問でございますけれども、現在住民税と所得税の申告受け付けを行っているところでございます。その中で、ふるさと納税をした総額につきましては、まだ集計ができていないというところでございます。しかしながら、町民の方がふるさと納税をした相手方の市町村からはノンストップ特例を適用したという通知が参っております。その額の総額だけはまだ今わかりますので、お示しをさせていただきたいと思います。現在22名の方で54件、83万9,000円の寄附をされているようでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

最初に職場適応検査につきましてですが、これにつきましては最近各市町村で職場適応検査として行っております。一応性格検査ということで、一応検査にはクレペリン検査、YG検査、MMP Iと3種類あるわけなのですけれども、うちのほうで考えているのがYG検査ということで、質問によるもので性格の

因子が、要は性格の因子が15通りあるということに言われています。それについて質問欄に「はい、いいえ、どちらでもない」に答えていただくと、そうすると性格の因子がわかると、それを行っています。その他に事務適応検査というのがありますが、現在のところ、一応今回取り入れるのは市町村統一になるのはこの職場適応検査のY G試験ということになると思います。

それと、昇任、昇格試験の関係ですが、まず3級係長、主査級です、主査級の試験になるには秩父郡町村会の試験の学科と論文試験を受けていただきまして、その結果に応じてうちのほうで昇給、昇任を決定しております。

次に、その後に今度は主幹級に上がる試験があります。これについては希望昇任制度ということをとって、これには希望昇任と降任と両方あるわけなのですが、希望昇任制度につきましては、管理職への登用を希望する方におきまして論文試験と日ごろの職場の仕事の態度です、上司だけではなく部下や組織としてのどういう位置にいて、どういう仕事をしているかということを加味いただきまして、昇格させておるわけでございます。

それと、あとメンタルヘルスの関係ですか、メンタルヘルス研修に、これについては心のチェックという研修で、多分これは昭和63年ごろメンタルヘルスということであんなと騒がれていたのですけれども、その後厚生労働省のほうから高ストレスチェックということで、2015年12月からストレスチェックを行って、その中のストレスチェックで各、試験的には一回やってみてあるのですけれども、試験制度の中でストレスチェックをしていただいて、その中に一応やっぱりこの人はこの前もお話ししましたけれども、「医者との面談が必要です」と、医者との面談も現在のところ希望するかしらないかなんで、実際その該当になっても希望しない人については、そのままということになりますけれども、希望する方については医師との面談があって、どうしてその職場ですか、多分職場的な仕事の悩みとってなかなか難しいところなのですが、その辺についてのどういう人がこの職場に適応していないのかなということがまずわかって、そのためにはどうしたらいいかということで、今後の仕事を進めていく上で役立てるようというお話でございます。これにつきましても、最近多分電通の関係で自殺者が出た関係がありますので、その関係で一層厳しくということではないのですけれども、プライバシーの保護だとか不利益取り扱いの禁止だとかということを盛り込まれて行われるものでございます。

続きまして、今度は昨年も申し上げましたが、級の職務表の職務適用給の原則ということで、職務に応じた給与表に据えかえるということで行っております。これについては課長在職年数で分けております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に77ページの井戸農村公園の整備する場所というご質問でございますけれども、これは井戸中郷区にあります、現在あります農村公園でブランコ等とか、要はキャンプ場の入り口というか、現在あります中郷の公園を再整備するというような形になりますので、場所は同じところになります。

それから、同じく77ページの19の負担金、補助及び交付金、新の青年就農者給付金でございますけれども、これは就農者給付金という文字のとおり、就農時の機械器具の購入とか、準備をするための道具類を購入するための、簡単に言いますと支度金みたいな形で、就農するための支度金みたいな形になります。これは、歳入のほうにもありますけれども、国のほうで45歳以下で農業研修を積んで、もう農業に実際従事できるような状態の方に限って補助金を、給付金を出すというような形に。ですから、最初の1度だけ

です。その後につきましては、町のほうとか国のほうでも営農を続けていくための補助金等は多々ございますので、そちらの補助金、給付金を活用していただければと思います。

それから、次の78ページで第15節の工事請負費、新で花木植栽工事50万円というのがございますけれども、こちらの場所でございますけれども、これは埼玉県緑化推進協議会から工事費をいただくわけですが、場所につきましては現在のところまだ確定はしておりません。植栽ですので約1年後になりますので、冬の時期に植栽が根の活着がいいということで冬場になりますけれども、町の花木を植栽して新たな名所をつくるというようなのがありますので、それらの計画に基づいて補助金の申請をしていきたいと思っております。場所については、まだ未定でございます。

それから、次にご質問が81ページの第13節委託料、岩田・長瀬アルプス観光トイレ清掃業務委託でございますけれども、これの委託先ということでございますが、新とありますけれども、岩田につきましては昨年度末にもう工事が完了していたものですから、清心会さんのほうに岩田のトイレについては既に委託、昨年度というか、28年の途中から委託済みでございます。長瀬アルプスにつきましては、12月末といえますか、オープンしましたので、現在町の職員がやっている状態でございますので、新年度からは委託ということで、これを清心会さんにするか、シルバーさんにするか、これは随意契約で現在起案中でございますので、まだ確定はいたしておりません。

それから、その下の同じく委託料の英字パンフレット制作業務委託料と83ページの19節負担金、補助及び交付金の下から2番目の観光パンフレット製作費補助金につきましては、どちらも既につくってあるものを増刷するような形になりますので、これは印刷会社のほうに町のほうから。観光パンフレットの増刷ですので27万円、英字パンフレットのほうも、業務委託料……失礼しました。英字パンフレットのほうは3年経過しておりますので、なくなりましたので、新たにちょっと内容を一新してつくってまいります。こちらは町のほうで印刷会社のほうに委託、どちらも委託を考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、大島議員の質問にお答えいたします。

新規事業としまして、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託をする関係ですが、長瀬町町内には橋長2メートル、橋の長さが2メートル以上の橋が106橋あります。その計画を策定するものでございます。

それと、幹線1号線の桜についてでございますが、あそこに植えてありますソメイヨシノなのですが、そちらについては一応伐採し、植えられるところには植えかえをしていくという計画になっております。ソメイヨシノについては、寿命60年説というのがあるわけですが、あそこに植わっている桜は80年前後もたっておりますし、古いものですから植えかえをできるところはやっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

まず初め、英検受検料補助金でございます。こちらのほうは、先ほど説明させていただきましたとおり、受検機会の拡大と学力向上を目的にということで補助するものです。中学校の先生に確認しましたところ、現在中学校で把握している受検を受けた子は27名ということを知っています。受検料の額なのですが、会場によって違います。本会場というのは全国230都市で400会場と指定されていまして、こちらで受けるのは準会場ということで、中学校、高校などの特別会場、あとは塾で受けるとか、そういった会場で受け

た場合と本会場で受けた場合で金額が500円違います。ですので、準会場だと思いますので、5級で2,000円、4級で2,100円、3級で2,800円となってきます。ですので、当初は5級の2,000円の半分の1,000円を補助したいというものです。これを機会に、中学生がそういった英検の受検を受けてくれる子がふえればいいということでさせてもらいました。

続きまして、2つ目の質問で、新井家の郷土資料館の第2展示室の改修工事ですけれども、第2展示室は資料館、入館料を払わないと今入っていけない状態です。ですので、入館料を払わなくて、入り口をトイレ側に新たに設けて、町の文化団体に所属している団体とかに作品を展示してもらって利用してもらうというふうなことでございます。郷土資料館のほうの施設使用規程ができておりまして、その中で使用期間、使用時間等決まっております。管理については展示するその管理責任者が管理を行うというふうになっておりますので、その展示している期間は、展示した団体に管理をしていただくことになっておりますので、職員がつくとかそういうことではありませんので、よろしく願いいたしたいと思えます。

最後に、旧新井家住宅のほうの屋根の清掃及び防腐剤なのですが、こちらは屋根の今置き石が置いてありますけれども、あれを移動させての清掃で防腐剤散布になります。大島議員言いましたように、既に文化財保護審議委員の話の中で、やはり中で煙を出したらどうかという話も出ています。ですけれども、国指定重要文化財でありますので、文化庁のほうに聞いてみて、可能ならばそういった話も出ておりますが、ちょっと難しいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

116ページの公債費の特定財源3,000万円ですよろしいのですよね。

○8番（大島瑠美子君） はい。

○企画財政課長（齊藤英夫君） の内訳というか、何かということですが、これは減債基金よりの繰り入れでございます。予算書の30ページを見ていただきますと、第21款の繰入金のところ、下から2段目のところに減債基金繰入金3,000万円ということになっておりまして、その3,000万円がこの公債費の中に入っておるということでございます。

○8番（大島瑠美子君） はい、ありがとう。終わります。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時15分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。

それでは、もしかすると聞き逃していることとかもあるかもしれませんが、9点ほど確認を含めてお聞きしたいと思います。

予算の概要のほうからちょっと見ていただきまして、6ページの総務課の長瀬地区公園整備事業ですけれども、この事業費で予算書を見ますと防災トイレの建設工事とか公園整備事業費とかってなっているとと思うのですけれども、これでどの程度まで整備が終わるのか、進捗率といいますか、そちらについてが1点。また、完成予定を、おおよそでも大体いつごろになるのかということをお聞かせいただければと思います。

2点目は7ページ、定住促進対策事業ですけれども、さらに移住定住を力を入れていくというような方向でいると思いますけれども、こちらについて減額になっているという理由をお聞かせいただければと思います。

10ページ、これは新たに認定こども園事業ですか、下から2番目のところ、こちらについては、事業費としては長瀬幼稚園さんに補助金を支払っていたものが、こども園になったので福祉課のほうから支払いになったということよろしいのかが1点。

また、その場合には、平成27年度予算では幼稚園の補助金というのが526万円程度だったのかなと思いますけれども、これが約1,985万円程度と、負担額は4倍ぐらいになりますけれども、この主な事業費の用途というのは何になりますでしょうか。

また、これに関連で、こども園の開園によってゼロ歳児から2歳児の受け入れとかの人数に変更はあるのかをお聞かせください。

続いて、16ページの就学援助事業、こちらが平成27年195万円から現在377万円と倍程度になっておりますけれども、これは対象者が増加しているのか、それとも1人当たりへの援助金が増額となっているのか、こちらについて説明をお願いします。

予算書の19ページ、社会教育費の使用料、これ真ん中のちょっと上なのですけれども、こちらに昨年までは総合グラウンド管理棟使用料というものがあつたと思うのですけれども、今回ない。こちらについての理由をお願いします。

41ページ、真ん中よりちょっと上、15の工事請負費の非常灯バッテリー交換工事、こちらについては何年ごとに交換が必要なのか。結構定期的にやらなくてはいけないものなのかということをお聞きしたいと思います。

続いて45ページ、18の備品購入費、真ん中のちょっと下ですけれども、この庁用器具購入費が28年度15万7,000円から279万4,000円となっておりますが、こちらについての説明をお願いします。

次の47ページ、これ委託料で、航空写真撮影業務委託料がありますけれども、こちらはどのような撮影になるのかと、また質疑では自己の意見を述べられないということがありますので、例えばドローンなどを利用することはできないでしょうかとは言えませんが、こちらについての撮影料を削減するとかという施策はないのか、ほかの方法がないのかということをお聞きしたいと思います。

以上になります。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 岩田議員のご質問にお答えします。

長瀬地区公園につきまして、今回上げさせていただきました工事につきましては、造成工事と防災倉庫ですか、あと防災トイレを予定させていただいておりますが、今年度先ほどもちょっと申し上げましたが、29年の、また浦山ダムのほうの関係の土砂ですか、いい土を盛っていただきまして、10月ごろから造成工事で整地をいたしまして、実際の完成その後、30年によく遊戯施設から各施設を設置していきたいと考

えております。したがって、オープンの方は31年の4月ということを用意しています。

それと、先般パブリックコメントをしまして、2つばかり提案がありました。その提案につきましては、一緒に今後の施設とかそういうことがあったので、パブリックコメントをした方には意見交換会の場等にお招きいただき、メンバーとしてお話をさせていただきたいというふうなお話をしておきました。したがって、今年度は造成で整地です。整地までやってもらって、30年によく施設をして、31年の4月に開場予定と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、当初予算の概要の中の定住促進対策事業1,000万円が800万円減額となったということでございますが、これは住宅取得の奨励補助金でございます。減額になった理由は、ことし受けている補助申請の中で、来年度に繰り越す件数が少ないため、今回減額にさせていただきます。ですので、今の段階ですと、新たな申請分の件数は同じ件数で見込んでいて、前年度の繰り越し分が減っているということでございます。

それと次に、予算書の41ページですか、非常用バッテリーの交換工事につきましてですが、何年に1回かということですが、これは役場設置して初めてです。毎年毎年点検をしております、バッテリーがもうだめですよということになりましたので、今回は3階、4階部分のバッテリーの交換をいたします。

次に、45ページの備品購入費、庁用器具購入費で279万4,000円でございますが、これは今長瀬町はクラウドシステムを導入しております。そのクラウドシステムのライセンスの購入費でございます。昨年までは5年リースでライセンスを借りていたのですが、購入してしまいますと、このままずっとその後の経費がかからないということで、そちらのほうが安上がりだということで、今回購入をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 岩田議員の質問にお答えをいたします。

認定こども園のお話ですが、長瀬幼稚園が幼稚園型認定こども園に変更になります。今県のほうに手続をしているところでございます。事業運営費が1,985万4,000円で予算要求をさせていただきますが、年齢が1号認定、これは従来の幼稚園に入園している方が該当になります。2号認定、これも3歳、4歳、5歳児、この方が保育の必要な方になります。1号認定と2号認定、いわゆる1号認定が幼稚園部分の教育と言われている部分です。2号認定が、認定こども園となったことで、保育の部分になります。1号認定と2号認定を合わせまして認定こども園ということで、幼稚園型の認定こども園ということになっております。この1,985万4,000円につきましては運営費、それと一時預かり事業ということで、2つの事業を合わせて1,985万4,000円ということになっております。今まで幼稚園ということで、就園奨励費という形で出ていたものがなくなりまして、29年度から健康福祉課のほうで保育料の算定ということでやるようになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、就学援助事業でございますが、やはり先ほど田村議員のときに要保護、準要保護、人数説明しました。それと、こちらは特別支援学級に通う児童生徒の保護者に対してする事務費、学用品、修学旅行費等2分の1を補助するものであります。やはり人数がふえたものです。やはりここ、ことしに入りましても何件か、やっぱり親の離婚等により長瀬に、お母さんの実家に戻ってということが、ここ2カ月の間に2件ほどありました。そういったのも含めまして、人数がふえたものです。あと、特別支援学級に在籍している児童も今12名、小中合わせて12名おります。そういった学級に所属する子もふえたため、援助費が増額となったものでございます。

続いて、歳入のほうで質問があったかと思えますけれども、総合グラウンドの管理棟の収入なのですが、こちらにつきましては昨年の11月10日付で、シルバー人材センターから行政財産使用免除申請が上がってきました。こちらのほうは、国からの助成金も減少し全額賄い切れない。それと、契約金額の収入減による自主財源の減収や消費税の増税、また民間企業からの発注者の減少などで運営が厳しいということで町のほうに申請がありまして、あとは公益社団法人、地域社会に貢献する公益社団法人でもあるため、他の公共的団体にも使用料の免除を行っている関係から、公平性からも免除が必要と判断して、管理棟の使用料47万7,710円を29年度は免除いたしました。その免除したかわりといっちはなんなのですが、今まで総合グラウンド、草刈り等管理委託料で払っていたものを、シルバーさんのほうで除草や清掃などはシルバーで全部やっていただけるということで、またグラウンドの中については教育委員会のほうで、職員が行って除草剤をまかなくてはいけないと思えますけれども、その周りの草刈り、あとは木を切る伐採等はシルバーのほうで全部やっていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、岩田議員のご質問にお答えさせていただきます。

航空写真撮影業務委託にドローンを活用できないかというふうなご質問でございますけれども、町では航空写真によります現況地目の確認調査や新旧航空写真の比較による家屋の移動調査、また過去の増築や滅失漏れを解消するため、家屋全棟を対象とした実施調査を行ってまいりました。ドローンによる航空技術が向上し、災害や工事現場などで航空写真が撮影できるようになっております。ドローンを固定資産税の基礎資料調査に活用できないか調べましたところ、比較的狭い範囲を低い高度で撮影するのであれば効果的でございますが、広範囲を撮影するような大きな現場では、まだ向いていないようでございます。

固定資産税の基礎資料調査には広範囲の撮影が必要でございます。高度を上げて撮影する必要がございます。現在のところ、セスナ機等による航空写真撮影が有効であろうというふうに考えております。今後ドローンの技術が向上し、コスト面等を配慮しながら、活用に向けた情報収集は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） いろいろとご説明いただいたのでわかったのですが、1点だけ、済みません。勉強不足で申しわけございませんが、こども園の関係で、幼稚園型の場合は、ではゼロ歳から2歳児というのは今後も受け入れられないということではよろしいでしょうか。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 岩田議員の質問にお答えをいたします。

幼稚園型ということで、3歳、4歳、5歳ということで、長瀬幼稚園のほうから話を伺っております。
以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、予算について質問させていただきます。

まず、29年度予算概略について。26年度以降、一般会計予算が縮小傾向にあるというようなことで、予算の削減化に努力されているかなという跡はわかります。しかし、特別予算額が増大の一途をたどっているというふうなことで、これが予算の増大の要因になっているのではないのでしょうか。さらに、平成30年度から国民健康保険税が県に移管されますので、町の負担または個人負担というのがふえるという可能性もあるようです。そこで対策として、全体的な予算圧縮策というのを今後どのように計画していくのかと。そうでないと、予算が特別予算を含めての総予算額がふえてしまうのではないかなと思いますので、まずその点を1点。

あと町税については1点だけ。固定資産税がちょっとふえたというところは、評価価格の見直しということか、そうでなくてということか、ちょっとそこのところをお願いします。

さらに、歳入のほうで地方譲与税ですか、これが他町村と比べるとやや低いのです。こういうのはいたし方ないものなのかどうか。例えば長瀬町は来年度2,600万円というふうなことで、昨年度実績で皆野町は9,500万円、横瀬町が3,200万円、小鹿野町は5,300万円という数値で、秩父の中ではちょっと長瀬町が2,600万円ということで少ないというので、この地方譲与税というのですか、他町に比べてやや低いので、こういうのを上げていただけることはできるのかどうかということ。

続いて、19ページになります。歳入のほうです。町営住宅の使用料というのが、来年度予算1,844万7,000円から1,802万2,000円ということで、42万5,000円減額になるというので、入居率がちょっと低下しているのかなという点について、お伺いしたいと思います。

さらに、歳入のほうですから19ページ、教育委員会関係ですが、新井家住宅の当資料館の観覧料というのが、昨年度と同じ110万円計上されております。27年度の、要するに観覧料という歳入が97万9,000円ということで、本年度9月議会で決算されましたよね。そうすると、100万円足りてないと。その後、教育長が冬期の人が余り入らないときには、休館をも考えているというようなお話もあったわけなのですよ。教育長だか次長だか、ちょっと申しわけありません。そうすると、同じ観覧料を見越しているのが、ちょっと無理があるのかな。それとも、何かほかの策があるのかなということで、ちょっとこれ心配なので質問します。

それから、歳入のほうで29ページ、臨時職員等社会保険料掛金受入金というのが、今年度33万5,000円でした。来年度は105万7,000円と約3倍になっているのですよ。28年度、29年度比べると。そうすると、大分3倍ぐらいということは、臨時職員の数がふえているのかどうか。私の見間違いではないと思うのですけれども、一応昨年度と比較してそれだけ差があるということ。

続いて、歳出のほうへいかせてもらいます。35ページ、1節の報酬というところがあるのですが、これは118ページとも関連あるのですが、118ページを見ていただくと、ここに特別職という、その他の特別職394名ということで、1,738万2,000円という額が出ているわけなのです。要するに特別職というのは何とか審議委員とか、そういう人を含めてのお金なのかどうか。要するに報酬という、その額がこれだけになるのかどうかということについて。この特別職といいますか、24年が331人、25年が436人、26年が

372人、27年が480人、28年が430人で、来年度が三百九十何人ですか、ということで大分ばらつきがあるので、その年度の調査とか、そういうことによってこの特別職の人数が違うのかどうかについてお伺いしたいと思います。

さらに、43ページの13ですか、委託料、長瀬地区公園設計業務委託料のところ、トイレのほうで185万3,000円が計上されております。前の議会かその前の議会まで、公共トイレ等は同一の設計で経費削減が図れるのではないかというふうな質問がありまして、課長が今後小中大とか分けて検討していきたいと、9月議会です、答弁されていたのですが、結果的に同じようなトイレであったらば、これは前の設計を使うということはないと。さもないければ、観光トイレに対して防災トイレだから全く違うので、同じのは設計図は使わなかったということなのかどうか。

あと45ページ、コミュニティバスと移住定住PR事業、2つの事業で委託料432万円出ております。これは、実現に向けて可能性がかなりあるのかどうか。移住定住PRは、これ可能性も何も、何か業者委託でPRしていくのだと思うのですが、このコミュニティバス、なかなか長瀬町は横に広いので、コミュニティバスも大きいバスを回したのでは、私なんかは非常に厳しいと思うのですよ。これ多分業者委託でやるので調査すると。それはかなり実現に向けてやっていくのか。それとも、差し当たってそういう調査を試みるかということか、それについてお伺いします。

たくさんあって申しわけないのですが、57ページ、介護予防支援と介護予防ケアマネジメント委託料というのが、昨年度103万2,000円あるのですが、だから28年度です。29年度は15万5,000円になっているのですよ。約9分の1ぐらいになっているのですが、ちょっと額の差が大き過ぎるので、どういうことかなと。

それから、引き続いて健康福祉課になりますか、59ページ、扶助費の中の寝たきり老人等手当が86万円から67万円に減額になっています。これ、寝たきり老人という人員がだんだん少なくなってきているから、この経費が少なく見込んでいるのかどうか。歳出の面ですね。

63ページ、こども医療給付費が昨年度と比べると128万円増額されました。これは18歳以下が10月から無料化になったと。来年度、横瀬とかほかの地域でも、半年おくれぐらいでやるというふうなことがあるようですが、18歳以下が無料化になったので、この128万円の増額で大丈夫なのかなどうか。ちょっと心配になる。見込みがそのぐらいなのは大丈夫なのだろうかということをお願いします。

なお、65ページの空家対策推進協議会委員報酬5万4,000円ですが、これごくわずかなのですが、昨年度もありました。これ空き家の調査をする等国のほうからあったと思うのです。その空き家の数とかそういうものはもう調査し終わって、それどうしていこうかという協議会の委員さんの報酬なのか、それともまだこれから空き家を調べつつあるという予算なのか、そのところをお願いします。

さらに、71ページ、不妊治療費に30万円というのがあります。これ多い少ないは、この予算取りをしたということなのですが、東京都のある区なんかでは、この不妊治療については年齢を引き下げて、ほぼ1回につき全額の補助をしていくというふうなところもありますので、長瀬町は人口が減少しているところだというふうなことで、この不妊治療というのをやっているという方も随分いるようです。また、これによって子供さんをもうけたという人もおられるようですが、これはもう少し将来的に増やしていければいいのではないかと。私的には、この予算ではちょっと少ないのかなというところがあります。

77ページ、井戸の農村公園に係る経費で、これ両方足して85万8,000円。魅力あるまちづくり計画でやっていくのだと思うのですが、蓬莱島ができたばかりと。目的は違うと思うのですけれども、あそこに

蓬莱島公園という自然を生かした公園があると。なおかつ、多分土地を購入して倍ぐらいに広げるという当初の計画だったと思うのですが、これは多分29年度はこのくらいかかるけれども、それを整備してということになると、またこれにお金がかかるということで、蓬莱島公園があるについて、この公園は要らないのではないかと、これ私の意見です。

続いて、77ページ、農業面です。毎年農業振興で地域特産品開発事業に50万円の補助金を計上しています。毎年ということではなくて、100万円から50万円に下がったわけですが、その成果がどうも地域特産品として見受けられないと思います。まして、はつらつ長瀬プランの62から63ページで、6次産業化を図ることと、地域特性を生かした特産品開発と農林産物のブランド化というのを掲げています。長瀬はつらつプランですよ。また、これから説明もあると思いますが、それにしても50万円でするを実行していくしか、多分ほかには予算はとっていないと思うのですよ。これ、はつらつ長瀬プランで言っているのだから、それを実現するには50万円では無理ではないですか。

今年度も1件申請があったというふうなお話があったのですが、その固有名詞は結構だと思いますが、今までと違って何か審議会を開いてそれを認定するかどうかというお話でしたので、それが実際問題として、こんなふうなことに50万円補助金を出しましたというのがあるかどうかということで、特にはつらつ長瀬プランで、5カ年計画、10カ年計画でやっていくのだということについて、少な過ぎる予算ではないかと思しますので、その点について。緑の村はしようがないので。

では、林地台帳整備事業、これは150万円の補助金があって150万円使う。あっ、150万円だったかなということだと思ふのですけれども、この林業活性化、林産資源の販売等に結びつくということについてなのですが、実際はなかなか大変だと思います。こういう補助金があるからそれをやるのだということだと思ふのですが、これ私の考えなのですけれども、今自然と人類との共生ということが課題として浮き彫りになっています。インドではヒンズー教の関係で、牛だけではなくて猿も大事にするということで、町中に猿が飛び出してきて、もう人間のものをとったりとか、そういうことがあると。また、もうヒョウが里にすみついていて。夜になると、家畜をとって捕まえて、それで食べていると、こういう状況になると。これは人間が自然界を破壊したからこのような状況で、今鳥獣保護とか有害鳥獣とか言っていますが、もう少し発想を変えて、イノシシをとるのだ何だとか、確かにこれは必要かもしれませんが、もう里山平地林ということで再生と。長瀬は里山を再生していくのだというようなお気持ちでこの林地台帳を、県のほうから来ただけではなくてやっていくのかどうかについてお伺いしたいと思います。

あと、さらに81ページ、たくさんあって申しわけありませんが、観光情報館の指定管理業務委託料。平成27年が356万円、平成28年が362万円、平成29年が375万1,000円と、微増しているのですよ。この微増の理由はいかなることなのかということをお伺いしたいと思います。

あと85ページ、除雪作業業務委託というので、毎年200万円計上されております。これは降雪時のみに出費されるのか、それとも契約金となっているのか。今年度は余り降雪がありませんから、大雪があったりしたら当然これ以上かかってくるのだと思うのですが、この200万円というのは、除雪をしなくても契約業者さんにお支払いするお金なのかどうかについてお伺いしたいと思います。

教育委員会関係について。94ページです、一番大きいところ。教育費が2億6,365万8,000円です。前年度比マイナス1,475万2,000円です。これ町の宝である子供たちの教育費を削減するということはいかなることかと。これ確かに子供たちは減っていると思います。しかし、ここに手厚い予算を計上すべきではないかというふうなことで思っています。

また、総合戦略にもありますが、学力アップ塾、はつらつ長瀬プランにも94ページに書いてあります。これ平成31年に実施可能なかどうか。この予算減というふうなところで、これボランティア等を集めて学力アップ塾やっていくという予定なのだと思うのですが、もう今29年度の予算を考えているところなので、これぜひやれたらいいと思うので、そういう質問です。

さらに、附属して小学校費も第一小、第二小学校、中学校費、全て減額になっております。それから、同じように図書購入費です。小学校、中学校、公民館、第一小学校がマイナス43万4,000円。対前年度比です。第二小学校、マイナス77万2,000円、中学校がマイナス157万1,000円、公民館がマイナス7万5,000円と大きな減額になっています。この図書購入費、これも教育にかかわるところなので、なぜ減額になっているのかということをお伺いしたいと思います。

さらに、99ページ、高校生の電車通学者通学費補助金なのですが、これ秩父鉄道だけなのですか。例えば寄居駅で東上線に乗りかえて東松山方面に行く場合には、秩父鉄道分だけしか当たらないのかどうか。また、西武線に乗ったときに、そちらには該当しないのかどうかということをお聞かせ願います。

さらに、英検なのですけれども、この英検の受ける生徒の補助金。発想はいいのですが、教育委員会として、英検だけではなくて国語検定とか社会科検定とかあるのも御存じですよ。それから、それを希望しない生徒もいるわけです。それをなぜ英語検定だけなのかと。教育のよく言いますが機会均等を考えた場合に、英語は苦手だけれども国語検定を受けたいとか、そういう生徒さんもいらっしゃるはずなのです。そういうことは考えていないのかどうか。

それから、107ページ、本日1回言いましたけれども、公民館の体育室空調機器保守点検業務委託料29万8,000円、昨年度も計上しています。今年度もトラブルがあったと。こういう経費を、委託料を払ったにもかかわらず、そんなふうなことがあったということは、もしああいうトラブルがあったときは無料で業者が点検したはずなので、やっていただくのかどうかというふうなこと。

それから、あと少しだけです。予算の概要5ページに、経費削減というふうなことで、性質別歳出の中の補助費というのが21.1%になっているのです。そこ見ていただければわかるのですが、21.1%になっています。予算概要のところです。これ私の間違いかもしれませんが、ちょっと調べたら、補助費の一般シェアが6.8%ぐらいというふうに出ていたのです。これ私の見る資料が悪かったのかわからないのですが、要するに全体の性質別歳出で21.1%、一般的なシェアが6.8%と見ていたので、ちょっと補助費が多過ぎるのかなという感じがするので、これは私が間違ったら大変失礼します。

あと2点ばかりです。町長の施政方針の2ページに、事務事業の見直しを強く進めるとありました。このことは予算書の中でいくと、どこの何ページということではなくても結構ですが、こんなことには配慮したのだというところを、できれば町長にお願いしたいと思います。

あとはもう1点、122ページを見ますと、級別職員数というのがありますよ。一般行政職が76人、技能労務者が4人、計80人と。それに国民健康保険一般職3人、介護保険一般職1人、合計すると84名になると思います。これが正規職員数なのか。

さらに、これ特別職の3名の方は入っていないのだと思うのですが、出向のされている職員が2名いらっしゃると思うのです。その出向職員というのは、町当局からの予算に組まれているのか、それとも広域からということになるのか、そこのところについて。大変多くありましたが、簡潔にお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。4点、企画のほうにあ

ったかと思えます。

まず、総論としまして全体経費、予算の圧縮、今後どうするのかということでございますが、全体経費を見ながら予算を組んでいるわけでございますが、今後はどのようなことが生じてくるかということもまだ未定でございますが、国等の状況も見ながら、また厳しくなることというのは、もう確実だと思えます。ただ、その中でもなるべく経費削減、事業の見直し等行いながら、有利な補助金や起債を充てながら、なるべく一般財源を少なくしていくような努力をしていきたいと考えております。

2つ目が、地方譲与税が長瀬町でちょっと少ないのではないかとということでございますが、予算書の14ページでございますが、地方譲与税の中には揮発油譲与税とか自動車重量譲与税、道路譲与税とか3つあります。これは、国の客観的な基準で出してくるわけで、この内訳としましては町道の延長、町道の距離、長さです。それと面積等による案分でございます。これは3つとも、その案分になっております。ですので、道路の延長、面積がふえれば、これも自然とふえてくるのかなと思えます。ただ、町のほうで請求するわけではないので、この辺につきましては国のほうから来たものをそのまま受け入れるという形になります。

3点目、コミュニティバスの実現性があるのかということでございますが、コミュニティバスにつきましてはこれから4年間で計画をしていく予定でございます。来年度につきましては、まず需要の調査ということで、コミュニティバスが本当に必要かどうかということも含めまして、住民の方への聞き取りや、そういう基礎的な調査をしていきます。これは民間企業への委託ではなくて、大学連携でものづくり大学と連携をしながらやっていきます。このものづくり大学の中にも、公共交通の専門の先生がおりまして、その先生によります計画を立てていく予定でございます。ですので、それで3年目あたりに、実際に実証実験でできるかどうかということと計画をして、できるようであれば、4年目から稼働になるというような計画でございますが、またその中でコミュニティバスは必要ないというような判断が出れば、そこで中止になるというような計画でおります。

次に、概要書の5ページのところの補助費の比率でございますが、25.2%、もっと低いのではないかとということでございますが、これは町だけではなく、秩父広域市町村圏組合とか下水道組合等の補助金も含まれておりますので、このくらい大きくなる数字になります。ですから、町のかかった費用と、そのほか外に出した費用の補助金ということで、この金額になっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

最初に、一番最後に話したやつが少し長いので、そのほうから先にいたします。122ページの関係でございますが、この表を見ていただきますと、医療職という人数が4人、多分一般行政職のほうにまず入ってます。これについては、どうしてかといいますと、医療行為等も行わず、夜間勤務、病院等は医療職というのを使っているのでございますが、長瀬町の町の保健師さんにつきましては、一般行政職でもいいのではないかと。また実際、医療職でございますと、級のほうが実際のところ4級までしかございませんので、管理職の登用の道もないということと、医療職ですと大分初任給が大卒から極端な話、大学院を出ても保健師のほうが良いというような給料体系になっていましたので、実質この4名のほうを一般行政職のほうに持ってきております。その関係で、人数的にはちょっと、保健師の医療職分が入っているの、人数的にはちょっとまだ計算していないのですけれども、第一の原因はそこにあると思えます。

2点目の118ページ、その他の特別職ということで、これにつきましては地方自治法203条の2、まず選挙の関係の投票管理者だとか、投票立会人だとか、それとあと統計によってその方が特別職になっているので、年度によって違います。常勤の委員さんを含めたその上で、その年に行われる立会人とかありまして、去年は参議院選挙の関係でどうしても期日前投票が多いので、やっぱり人数的にはふえて、ことしについては町長選挙がありますが、これについては5日なので、全然人数的に違うという点があります。

次に3点目です。長瀬地区公園の関係でございますが、一応長瀬地区公園を総務課でやるということだったのでございまして、これについては総務課でやる以上は、防災の公園ということがまず主眼に置かなくてはならないので、トイレにつきましては防災に沿ったトイレ、実際的にはもっと金額的には張るものを出したのですけれども、そんなにお金がないのだということで減額されていまして、予算の範囲内で防災トイレをつくりたいと考えております。

以上でございます。もし抜けている点がありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の増減理由というふうなご質問だと思いますが、よろしく願いいたします。まず、土地でございまして、平成29年度は評価がえの第3年度でございまして、依然として地価が下落傾向にありますことから、約200万円、1.2%の減額を見込ませていただいております。

家屋につきましては、新築家屋の建築棟数につきまして昨年より減少しておりますけれども、サービスつき高齢者向けの住宅等の建築により約750万円、4.3%の増額を見込ませていただいております。

また、償却資産につきましては、太陽光発電設備などの……。

〔「それさっき聞きましたから大丈夫です」と言う人あり〕

○税務課長（田嶋俊浩君） よろしいですか。約280万円ふえているということで、以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、歳入の19ページの住宅使用料が減っている関係でございまして、こちらについては町営住宅の空き家がふえてきた関係上、減額となっております。

続きましては、歳出の85ページの除雪の関係でございまして、こちらは降雪時、作業をしてもらったときにその支払いをするということです。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

2点あったかと思いますが、まず最初の介護予防支援ケアマネジメント事業の予算が減っている理由と、もう一件は寝たきり老人手当の予算が減っている理由ですが、まず1点目、介護予防支援ケアマネジメント事業は、地域包括支援センターのほうで高齢者が要介護状態になることをできる限り抑制することを目的として、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように維持、改善が図れるよう支援する事業であります。具体的には、対象者のモニタリングだとか評価だとかケアプランの作成をする事業であります。100万円から15万5,000円ですが、15万5,000円のほうは、実態にあわせて予算を組んだということになります。今年の予算がちょっと粗かったという部分だと思います。

それから、寝たきり老人手当86万4,000円が67万2,000円の減少理由ですが、寝たきり老人手当対象の方

が現在7名いるのですが、最終的には特別養護老人ホームに入所になったりだとか、結局そういう施設入所になったことに伴いまして、手当のほうが打ち切りとなったということになります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

初めの新井家の歳入の関係でございます。本年度村田議員からも議会でも言われておりましたが、12月と1月に休館日を設けまして、開館日を18日間減らしました。その結果、入館者数で言いますと、開館日数を減らしたにもかかわらず508名前年度よりふえました。入館料につきましても、前年度と比べまして10万3,260円増となっております。と申しますのは、12月は12月5日月曜日から平日は休館、1月につきましては、お正月の2日、3日を開館したのが、入館者数、入館料とも増額となった理由です。1月は成人の日以降は、平日は休館しております。そのようなことから、村田議員から言われましたけれども、27年度の歳入は97万9,000円ということでしたけれども、今年度4月から1月で、既に102万150円の入館料があります。今後夏休み、またゴールデンウィーク、シルバーウィーク、休館日を変更しまして、そういった夏休みの日は月曜日もあけて開館しようということで、そういったのも含めまして歳入110万を見込ませてもらいました。

続きまして、教育費が前年度と比べまして1,475万2,000円減額になっているということですが、一番大きいのは幼稚園就園奨励費の補助が対象外になったということと、学校の修繕関係が減ったということ、それと図書費のことなのですけれども、学校で児童生徒に買います図書費は前年と同じです。予算は確保してあります。ただ、去年、中学校の教科書の改訂がありまして、ことしが中学、去年が小学校という関係で、先生の指導書の関係でデジタル教科書とか、そういったものを整備した関係で昨年度は、ことしはそれがもう必要なくなったということで減ったものでございます。

続きまして高校生、秩父鉄道だけかということですので、やはり地元長瀨町を通過しております鉄道の秩父鉄道と、民間では運賃が高い、高い秩父鉄道に対しまして高校生に補助をしましょうということで、ですから東上線、西武線のほうには補助はしないということでございます。

続きまして英検なのですけれども、ことしは初年度ですので英検のほうを補助させてもらいまして、さらに来年、再来年と数学検定とかそういったのも検討していきたいと思っております。

あと学力アップ事業が31年度からできるかということですが、29年度当初予算で計上させてもらいましたけれども、学校教育指導員さんを配置しまして学力アップ、放課後児童クラブ、そういった事業の準備をしていきますので、31年度にはできるように進めてまいります。

それと、公民館の修繕費なのですけれども、空調関係ですけれども、村田議員言いましたように、かるた大会のときに空調がきかなくて、ことしは特に冷え込みが続いたものですから、循環する水が凍ってしまいまして動かなかったということです。もちろん保守点検、年2回、夏前の6月と冬前の10月に2回しております。点検業者に無料で来ていただき、調査していただいて稼働することになりましたのでお願いします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問4点ほどあったかと思っておりますけれども、まず1点目、77ページ、委託料のところ、井戸農村公

園用地測量とか鑑定業務委託料ということでございましたけれども、この関係でございますが、井戸農村公園につきましては、魅力あるまちづくり事業として計画されたものでございます。蓬莱島公園は、自然を生かした公園ということで整備を行いまして、井戸農村公園は地区公園として、遊具とかを備えた公園として整備していくもので、形態が異なりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、同じく77ページの中の負担金、補助の中に地域特産品開発事業という補助金、この関係でございますけれども、今年度1件申請がございました。審査会を開きまして採択され、補助金を交付しております。特産品内容につきましては長瀬紅茶でございます。その事業主がお茶畑を有しております、茶業試験場の方にも確認していただいたのですが、大変珍しい茶葉、お茶の木があるということで、それらのお茶の木を使った紅茶を特産品として開発していこうということでございます。

補助金額が少ないということなのですが、以前は1件当たり50万円で、2件を予算計上していたために100万円、それがなかなか申請者が少ないために1件の50万円ということになっておりまして、補助率等が下がったというわけではございません。

続いて、79ページの第13節委託料でございますけれども、この中の新ということで林地台帳整備事業業務委託料230万円が計上してございます。これにつきましては、創設の背景が、国のほうで木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、世代交代により、森林所有者の所在が不明な森林、それと境界等もわからないような森林が増加してしまったために、森林整備に支障が出てきていると、このような状況を踏まえ、平成28年5月に森林法の一部改正を行いまして、市町村が統一的な基準に基づいて森林の土地所有者の情報などを整備する林地台帳制度が創設されたものでございます。作成を市町村に義務づけられたものでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

最後に、81ページの観光費の中段より下、第13節の委託料の中の長瀬町観光情報館指定管理業務委託料375万1,000円でございますけれども、この委託料が年々微増しているというお話ですけれども、これはほとんどが賃金でして、埼玉県の最低賃金等が年々上昇しておりますので、その賃金のアップ率を考慮いたしまして、賃掛けしたことに伴って微増しているものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思うのですけれども、こども医療費の見込みなのですけれども、大丈夫かというご質問なのですが、28年度も当初予算のときに増額をして積算をしておりました。それで10月から始まったわけなのですけれども、29年度もちょっと増額をさせていただきまして、要求の積算をしております。ですが、医療費でございますので、増減があつたりしますので、その際にはまた補正予算等で対応させていただければというふうに考えております。

それから、空き家対策の関係なのですが、今年度実は3月27日に委嘱式というものを行います。28年度に空家対策協議会設置要綱というものを策定いたしまして、委員を選出させていただきまして、27日に委嘱式、年度が明けまして、5月に現地調査を行います。それで11月に協議を重ねていきまして認定審査という今のところの予定で考えております。

以上でございます。

〔「不妊はどの課になるかな」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

引き下げは、予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問で2点ばかり抜けている点についてお話を申し上げます。

1点目は派遣職員でございますが、おもてなし公社につきましては、長瀬町のほうでお金を払うということになっていますが、介護保険の広域については、広域のほうで支払うということになっております。

もう一点目の臨時職員の社会保険料受け入れ金なのですけれども、総務課分としましては、再任用職員の短期再任用職員の37万5,000円で、全体の金額からは少ないのですけれども、総務課関係としては、2人の再任用職員の短期の方の社会保険料ということで計上しております。

以上でございます。

〔「またやるからいいです」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の私への質問でございますが、仮称ふれあいいいききサロンのときにも申し上げましたけれども、補助金のつく事業にはソフト事業とハード事業が組み込んだものが多いわけでございます。ハードもやらなければ、ソフトもやらなければというようなことが多々ございます。そのような中で、今回ふれあいいいききサロンはハードのみでよろしいということで手を挙げさせていただいたという経緯は説明させていただきました。そのような中で、今までですとハードをやりたいけれども、ソフトも少しついてきているので、そちらも何か組み込んでというような考えで進めておりましたけれども、これからはそのようなことはなくて、なるべくハードはハード、ソフトはソフトということで、しっかりとそのすみ分けをしていこうということで話を進めているところでございます。

それからまた、公用車でございますけれども、公用車のガソリンをJAで入れておりますけれども、これも特売日に入れるようにということで、職員には周知徹底を図っております。そのようなことも、これからのだけ経費を削減ということになると思いますので、そのようなことも行っているということよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大分時間も経過して申しわけない点もあろうかと思っておりますけれども、幾つかお願いします。

ちょっと順番がずれて説明していただいたので、少し時間がかかって申しわけありません。では、特別職員等について再質なのですけれども、これは年度によって人数が違うというふうなことはわかりました。これについては細かい質問がなかったのですが、何とか何とか審議委員とかありますよね。いろいろ選挙管理委員さんにしても、たくさんのそういう特別職があると思います。これは臨時職員と見ていいのですか、そうではないのですか、臨時職員とは言ってよろしいのですか、また全然違うわけですか。そういった場合に、この何とか委員、自分も何とか委員とか兼ねていると思いますけれども、こういう委員の経費削減というふうなことは考えていらっしゃるわけですか。できれば、これも人数が多くて、多分来年度1,700万ぐらいか、お金がかかっているわけなのですけれども、それからこの人数については、例えば1人で3つも4つも重複している場合には、1人に数えるのではなくてカウントは1人が4つやれば4と

いうカウントになっているのでしょう。その点をもう一回お聞きしたいと思います。

それから、コミュニティバスのほうなのですけれども、4年の経過でやっていくというふうなことだったのですけれども、ことしは差し当たって調査をするというふうなことだったです。4年間のうちにどうにかというふうなことだと思うのですけれども、当然執行部のほうでも頭にはあると思うのですけれども、大きいバスをここでぐるぐる回しても、該当しないようなまちだと思います。そんなふうな調査をするとか、ものつくり大学さんがそういうふうな専門の方がいらっしゃるということだと思うのですけれども、そこのところであらかじめこちらのほうでも当然地区を限って小さいバスを回すとか、バスといいますかワゴン車ですか、そのような形も当然コミュニティになると思うのですけれども、方法によって随分違ってくると思うので、そこのところの調査の仕方等はしっかりしていただきたいと思います。

それから、扶助費の中の寝たきり老人等で7名になったので減額というお話がありましたけれども、これは当然ふえる場合もありますよね。ですから、この金額では足りなくて、当然補正を組んでということが、高齢者ですから当然あるわけです。でも、見込みとしてこのくらいだろうということで試算されたということで、申しわけない、私としては甘いのではないかなと、高齢化社会に入っているのということなのですが、そこで見込んでもらったのなら仕方ないかなと。

あと不妊治療については、年齢を下げるとかそういうことは考えておりませんという御発言だったのですが、これは長瀬町はそれでは不妊治療ということは30万円とったけれども、そういうことに関しては予算はつけていきませんよという、予算上これでは来年度できないということではなくて、考えていけないということですね。今いいですけれども、これは大事なことだと思うのです。今そういうふうな方向に向いている時期なのです。人口をふやしていこうというふうなところ、これも大変予算かかると思いますけれども、その答弁についてお願いしたいと思います。

済みません、あと農業関係で長瀬紅茶さんというふうなことで、本年度やられているというふうなことなのですが、前ブルーベリーから始まって、多分昨年何にも応募がなかったということを知っています。今年度長瀬紅茶というふうなことなのですが、商品化に向けてちょっと曖昧といいますか、地域ブランドということは大変だと思います。でも、そういうことをプランでうたっているのだから、何とか、せっかくだからそういう方向に、例えば長瀬紅茶なら、我々が長瀬紅茶なるほどねというふうな、ただ普通のお茶畑は近くで見ます。うちの近くで大変お茶をつくっていらっしゃるのですけれども、ああいうお茶で紅茶にもやっていけるのかなどうかなというので、そうすればそれをふやしていけるという方向もありますけれども、1件だけにやっていくということだと、やはり長瀬町民の農業にとって振興ということにならないと思いますので、そこのところもう少し計画的にということですか、ぜひやっていただけたらと思います。

あとは、井戸の農業公園についてなのですけれども、これは要するに測量であるとかそんなふうなことで、蓬莱島とは目的が全然違くと、これは言われなくてもわかりますと、大変言葉は悪いですけれども。岩田にある公園のようなのを想像すれば、今井戸地区にある公園を少し広げたような公園と考えればいいわけですね。あそこに小学生とかいると思いますが、散歩で向こうを通ったりするが、今現在冬の期間では、今閉鎖中ですか、一人も子供がいたのを見たことないのですけれども。岩田の公園では2回、この冬場になってお子さんと親御さんと遊んでいたという風景を見ましたけれども、毎日見ているわけではない、本当にたまに通ってということですから、岩田はそうですが、井戸については私は残念ながら一人も見なかったことありません、遊んでるという姿を。だから、それがいかなものかな、計画でこういうふうによ

るのだというふうなことで、これが無駄にならないようにできるかどうか、できるということになると思うのですが、無駄になっては困るなど。これは私一人の意見ではなくて、長瀬地区に公園ができるのだってねというふうなことも出てくるのです。何か井戸にも公園つくるらしいけれどもどうなのだ。そんなに公園つくるの。では、うちの近くに公園ってどこにあるのとか、そういう話も出てくる。要らないのではない、公園、子供がいないのだから、そんなにあそこに公園つくってもしょうがないのではない。では、小坂のほうはどうするのだとか、宮沢のほうにどうするのだとか、そんなふうなことを言う人もいるのです。だから、長期計画で宮沢あたりにも公園をつくるかそういうことならわかるのだけれども、蓬莱島に公園つくったというのが、熱弁ではないけれども済みません。みんな町民の方は思っているのです。知らない人もいます。蓬莱島ってどこがやという人もいます。だけれども、蓬莱島公園、うちの近くの人には大体知っていますけれども、それで公園つくったり、また公園かいというような、やはりそういう意見が大変あるので、しつこく言わせていただきます。

あと除雪作業はわかりました。

教育委員会のほうで学力アップ塾、指導員さんを29年度と。これは、はつらつ長瀬とかこちらの長瀬町人口ビジョンとか、これは退職した教員等にボランティアでやっていただくというふうなことがうたっているのです。多分、まだよく見返していませんけれども、指導員さんとはまた別なのですよね。私も退職したのだからちょっとそんな教える能力ありませんが、教育長も土曜日、日曜日は呼び込まれて、とても100人の子供たちを学力アップ、できれば素晴らしいです。つまりいている子供さんも結構いると思うのです。小学校行って、小学校4年生ぐらいですごく難しいことをやってる子いのです。長瀬町は丁寧に補助員さんがついて、2人で見たりもしているのです。それでもやはり理解が難しいという子供さんもいるわけです。さらに塾にとかそういうのも難しいから、では学力アップでやろうではないかということについて、この体制で、あと2年しかありません。あと2年たって、やっぱり無理だで、これはとかいうのではなくて、できるような体制に進めるのなら、これではちょっと無理ではないかなという感じがしますが、そここのところをもう一度お願いします。

あと、秩父鉄道だけというのは、何かひいきしているような感じがします。やっぱり秩父鉄道だけ、では熊谷のほう行っている人は。

〔「熊谷まで」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 熊谷までですよね。では、乗りかえて小川高校行っている子は……。

〔「羽生も」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） だから羽生に行っている人もいますよね、向こうまで。ところが、小川高校行っている子は寄居駅で打ち切りで、秩父鉄道となあなあかいと、なあなあとは違います。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） だから、ただちょっとという感じがするのですが、できればほかの鉄道さんにもやられるのが平等かなと、特に教育ということになると平等が原則ではないのかなと思いますが、急には無理だと思うところもあるので。

もうしゃべり過ぎたのでそのくらいですか。済みません。では、よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスを回す場合の運行方法をよく検討したほうがいいのではないかということでございま

すが、来年行います需要調査の中にも、地域の特性を把握した調査も一緒に入っております。例えばここで谷津のほうに入って大きいバスを回すのは、比較的効率はよくないということは十分わかっておりますので、そういうところは、例えばハイブリッドで回すとかデマンドバスを回すとか、そういう小さいものを回すとか、それは今回の計画の中でどういうものを回すかということも計画をしていきたいと考えております。ですので、調査が出た段階で、どんな形で運行が一番効率がよいのかということを判断して、計画をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど不妊治療のお話ですが、ちょっと言葉が足らなくて申しわけなかったのですが、不妊不育症治療の補助金として30万円予算をとっております。年齢制限というのは特に設けてございません。先ほどちょっと違いまして申しわけないのですが、それで実績として何件かいただいている方もいらっしゃいます。このことにつきましては、積極的にやってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

引き続き寝たきり老人のお話なのですが、今介護保険でサービスを受けている方がたくさんいらっしゃいますので、自宅で見ているという方はそうは人数も多くないのです。それで、金額が減ったというのは、最終的に特養だとか、そういうところに入るような形になりますので、実態は予算で考えた人数で、またそういう方の申請等が上がってきて予算が足りないような場合であれば、当然補正だとかそういう部分で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

初めに、中学生学力アップ事業でございますけれども、こちらのほうは補助制度がありますので、補助制度を活用しながら本職の塾の講師等も対象に考えながら、土曜日の午後、実施に当たっては保護者にアンケート等を取りながら時間設定等をしていながら、そういった講師についても専門家、そういう補助制度を活用しながら進めていきたいと思っております。

続きまして、秩父鉄道の高校生の補助なのですが、村田議員が言われますように、高校生のおりる乗降の駅が一番多いのは寄居駅です。ですので、今後1年間やらせてもらって検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の特産品の紅茶につきましては、既に製品化されておまして、現在横瀬の農産物直売所等でも販売を開始している状況でございます。また、紅茶も、もともとは日本茶と同じお茶葉でございますので、発酵していないものが緑茶、半発酵が紅茶で、全発酵がウーロン茶と、もとの茶葉は同じでございますので、茶畑を持っている人にも広がっていければなというふうに考えております。

それから、2点目の農村公園でございますけれども、井戸地区の農村公園につきましては、もともと地域からの整備要望もございまして、魅力のあるまちづくりの中でも実施を決定したものでございますので、担当課といたしましては整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の先ほどの臨時職員等社会保険料掛金受け入れの件ですが、先ほどの金額が105万7,000円のうち、総務課の分で積み上げた金額なので、総務課のほうでは把握していないので、総務課の分としては再任用の職員の37万3,000円が入っているということでご理解を願いたいと思います。

それと、2点目の役職の関係の特別職の関係でございしますが、これについては地方自治法203条の2というのがございまして、これに報酬を支給しなければならないと、しなければならない規定なので、必ず支払わなければならないということになっていますので、地方自治法、この法律以外の役職というのはどういふものかということ、ちょっと考えられないと思うのですが、もう一点、議員がこの規定から申しますと報酬を支給しても違法ではないと、ただ議員さん方がしている場合でも、ほかの委員をやっても報酬をもらうことは、違法ではないが適当ではないという行政実例があります。これをどう解釈するかというのは大変難しい面もあると思いますが、一応そういうお話なので、支給することに対して違法というのは、逆にもらわないと寄附行為だとか違う面が出てくるので、一応は条例等では定められないことになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 再々質問ということで、本当に幾つかについて質問します。

まず、井戸の農村公園、こだわるようなのですが、やはりこの公園がどういふものか全く示されていないのでわからないというふうなことなのです。やっぱりこういうふうなものをやる時は、一応こんなふうなものをやるというのが出てしかるべきではないですか。いや、賛成か反対かと言われても、ではあそここの公園でグラウンドゴルフをやったりすることができるような公園なのか、そうではなくて先ほど言うように遊具でというような話だったです。あそこへ遊具を置くと、相当数の遊具が設置できるわけなのですが、またそれに大分お金がかかりますが、あとの管理にしては地区でやるとかボランティアでやるとか、そういう何らかの方法だと思えます。さらに、長瀬公園についてもことはトイレだけだというふうなお話が出ているわけなのですが、今の段階では公園の全体図が出てしかるべきだと思うのです。あそこに公園をつくと、概略はこういうものだよというのをなしに予算立てして、予算をつけるにはそれがあつて程度あるわけでしょうから、やはりそういうものをいつもそうなのですけれども、やはりそういうものは出していただいたほうが親切、これは仮でもいいと思うのです。こんなふうないうのがあつて、ではこれこういうものかというのがあると思うのですが、全くなくてお金が飛んできてそれを賛成か反対かとかいうものではないほうが親切なのではないかなと思えますので、その点について。

あと、やはり不妊についてはひっかかります。年齢があるのは、東京都なんかのある区では年齢も引き下げてやりましょと、1回の不妊治療については全額出しますというところも出てきたと、長瀬町は不妊治療、なかなか秩父の中で不妊治療って難しいと思うのです。自分んちのこと言つて申しわけありません、娘なんかも新宿の何とかというお医者さんがいいなんて言うんで、そつちまで通つたりというふうなこともありました。知っている人も大分そこへ通つたりとかそんなものもあります。概数として多分まだわからないと思うのですが、結構いらっしゃるのではないかなと思つたのです。人口をやっぱりふやすとかそういうふうなことも多少あると思つたので、これから呼びかけて、もう少しふやしてもいいのではないかというふうなことでご質問していますので、課長お一人でこれふやしますよ、やりますよということとは

できないと思うのですけれども、そういう将来的にふやしていけるのではないかということ、いや、それは無理なのだという事をお聞かせいただければと思います。

以上の点でお願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

井戸の農村公園でございますけれども、29年度は測量等、あと土地購入費ということになっております。実際の整備は30年度を予定しております。遊具ということで申し上げましたけれども、ブランコ等を数点と、あとグラウンドゴルフやゲートボール的なそういうものができるような公園等を今のところは頭にあるのですけれども、それで29年度の中で実際にどういったものを整備するか検討していく予定でございますので、実際に遊具とかそういう整備の手をつけるのは、平成30年度になりますので、その間に検討を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

不妊治療、長瀬町の場合は予算が30万円なのですが、実際かかっている方のお話を聞きますと、多額な金額がかかっているようでございます。予算との兼ね合いもあると思っておりますが、もうちょっと上げられればいかなと考えております。あとはPR不足の部分があるかと思っておりますので、あらゆる方法で周知できればと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 失礼。総務課長、回答です。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員の質問にお答えします。

長瀬地区公園ですが、議員の皆さんからも住民の意見を聞けということで、意見交換会等昨年を行いました。それで今パブリックコメントがやっと終了しましたところで、やっと図面的に、平面ではございますが、図面ができましたので、今後につきましては置いておくものとか、また意見交換会の方が、大部分の人が参加していただけるというお話をいただいておりますので、その意見と、パブリックコメントをいただいた方の中からの意見で示しまして、その器具がある程度固まっていると、意外と図がいいと思うのですけれども、絵面的にはこの図面を、カラー印刷になっておりますので、ちょっと議会終了後になってしまうかもしれませんが、6月の議会の前までにはこの図面をもとに、また意見交換会しますので、この図面を議員の皆さんに提示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私は、ページとか金額のことは聞きません。大分いろいろこの中で話が出ているから。いい意見もあるななんて思って聞いていますよ。俺もそうだななんて思っているのですよ。それで、貧困の話をちょっと伺いたいと思うのですよ。いろいろな事情で、小学生が何人、中学生が何人なんていうお話も今執行部から出ましたけれども、貧困というのは昔、戦前の言葉で言うと、貧乏人と言った。貧

乏人、貧乏人とばかりにされた。それを、私もその口ですから、それでこの前言ったかもしれないけれども、貧乏人のせがらが町会議員になったと言ったから、俺はこうにして長くできる。失礼だけれども、自分のこと言っただけは悪いけれども。

それで新井家の問題。本当、この前も言ったかもしれない。それでいろいろと、教育長もこの大事な議場に来て大変でしょうが、よく居眠りしないなと俺見ていて、立派だなと思っていますよ。そういうこと言っただけは失礼ですが、せっかく議会なので一言、戦前生まれの教育長、今大阪でも幼稚園でいろいろな問題になっているから、それで一つどういう教育で昔の話を先生が、例えば校長先生が話したっていいのだよ。昔は、済みません、私は年寄りのほうだから、それでそういう教育も結構だけれども、大阪のようでも困るけれども、小中学生にしても、教育方針というのもあると思う、学校は。文科省か何かというバックがいるから、何だかわけのわからねえ組織があるから。それで教育、例えば教育長として、例えば祝いの言葉言うのでも、年中同じようなこと言っただけでも飽きるのですよ。例えば、黒澤孟文町長というのか、余り書いたの見て言ったことはない、あの人は。何言うにも。それで、それはおもしろい、今いい勉強になりますよ。それで教育長にもひとつ厄介でも教育どうするか、あとそれを、これをちょっと聞きたいのです。新井家で、これも黒澤孟文さんが持っていった時期だと思うのだよ。だから、そういういろいろな戦前生まれの教育長、ひとつ何かこうだなとご指名があったのだから。ひとつお伺いしたいなと思って。

あとほかのことは、本当ですよ。いい意見があった。確かに5番議員なんかも言っている、なるほどな、やっぱり村田徹也君だななんて思っていました。立派なところもあります。それで、それは余分で、あとほか、返事は要らないから、教育長のこれからの新井家、あとこれから今問題になっている国会で……。

○議長（新井利朗君） 質問は簡潔にお願いいたします。

○10番（染野光谷君） 済みません。では一つ。新井家のことでそれを聞きたいだけ。

○議長（新井利朗君） では、新井家の運営について、教育長から一言回答をお願いします。

教育長。

○教育長（野口 清君） 染野議員にご指名いただきました。随分大きな話を希望されているようですが、私はそんなに器は大きくありませんので、とりあえず新井家のことについて、先にお話を申し上げたいと思います。新井家については、長瀬町の宝物でありますので、これを維持しながら管理を続けていきたいと考えております。

それから、教育についてですけれども、今一番最初に貧困家庭、困っている家庭の子供たちをどうするかというご心配だと思うのですが、これは今テレビだとか新聞だとか、いろんなところで話題になっております。ざっくり言えば、金持ちの子はそれなりに手をかけていい教育ができる、貧困の家庭の困っている子は、なかなかそこへ入れないで学力の差ができる。これはうっちゃっておくと、そのままにしておくととんでもないことになると思うのです。子供の責任ではないわけですから。例えば塾へ行くのにただでは行けません。お金があるうちは塾へ行き、お金がない子は塾へ行かない。塾へ行くからいいとか、行かないからいいとか、そういうことではないと思いますけれども、できれば恵まれた環境で子供たちに最高の教育をしてあげるところが一番大事なことだと思います。ですから、そういうようなことで、少しでも塾へ行く行かないの関係でなく、私たち教育委員会では中学生の学力アップを今想定しております。できれば、30年度にはスタートしたいと考えております。この4月から、計画をつくりながら、来年度から中学生の学力アップをやってみたいなと。それで今、前の教育長がそんなに慌てて取

り組んでいなかったという原因は、私ここで長瀬中学の子供たちの様子を見ていますと、長瀬中学の子供たちはすごく学力がいいのです。埼玉県でも、上から数えて早いほうなのです。そういうことで、幾らか油断はあったのかなと思いますけれども、そんなことは言ってられません。周りの小鹿野町、横瀬町、皆野町では、もう既に学力アップの予定を組んでおりますので、子供たちの頭がいいからいいやというような油断をしているうちに置いていかれては困りますので、私たちも一生懸命子供たちのために頑張っていきたいなと思います。

私は、一番の教育のものは、言い古されてされておりますけれども、やっぱり教育は人なりだと思います。いい先生にいい教育をしてもらおう。これが私の理想であります。少しでも先生方に研修を積んでいただいて、次の日の子供たちの教育にいい教育をもらおう。やっぱりそれにはいい指導者、いい研修場所、いい機会を与えてやらないと、先生方もなかなかできないと思います。おかげさまで、今度4月から学校教育指導員を1人いただきました。欲を言っただけなんですけれども、週2日、6時間ぐらいですけれども、本当でしたら週5日、全部予算を組んでいただければいいのですけれども、この先生に校長を含めて先生方に指導をできるような機会を持ちたいと思っております。そういうことで、すばらしい指導員を長瀬に来てもらうことになっておりますので、少しずつ効果が出てくるのではないかなと私は期待しております。皆さん方にいろいろご期待していただくことはありがたいのですが、なるべくそれに応えられるように誠心誠意頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご支援をよろしくお願いします。

以上です。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君）　ここで会議時間を延長いたします。

○議長（新井利朗君）　ほかに質疑は。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君）　予告もしていないで、済みませんでした。それで、余り後はもうしゃべらない。けれども、この間俺も久しぶりに中学校、去年かな、運動会だったな、何か行ったら、講堂、我々が中学校のときと違うね、やっぱり60年も前だから。それで、ああと身震いしたよ。こんなに今の長瀬中学校というのはいいのかなというので。あと、ほかに長い間やっていると、いろいろな問題があったかもしれない、表に出ないような問題もあったかもしれないけれども、一つ余分なことを言って申しわけありませんが、頑張ってもらうように。

済みませんでした、議長。

○議長（新井利朗君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君）　これをもって質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時15分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議あり〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、予算概略は質問、また答弁によって大変わかりました。

その中で特に、町長施政方針にもあります経費削減と事務事業の効率化というふうなことがあります。企財課長から、今後一般財源の縮小というふうなお話もあったわけですが、長瀬町の計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と、それからまだこれは来年度になりますが、はつらつ長瀬プラン、ここに大きな主題というのですか、が書いてございます。これを見て、あとこの予算書を見た場合ということで、私は以前の魅力あるまちづくり計画で決まっていたというふうなことでありますが、やはり井戸地区に公園を整備するということは少子化の現在いかなるものかと。特に先ほども言いましたが、各地区にこういう公園を整備していくのだというプランが示されていないというふうなことが、まず1点。

それから、長瀬の公園ということなのですが、これは将来を見越して、みどりの村の管理、維持というふうなことも出てくるというふうなことで、やはりこの予算は予算総額が大きいのではないかと。もう少し縮小すべきというふうなことで、反対をいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） ただいま隣の人が縮小するという事だったのですけれども、一般財源は少なくするという事を言われましたので、どこまでやるかわからないですけど、そういうことで縮小していただきたいと思います。それでしてもらおうということで賛成していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私は大きく言えば2つの理由ですが、一つは水道料金が高いと、それから国保が高いというふうなことが町民の中からありまして、私も公約にしてきたわけです。水道料金の問題は、言ってみればいわゆる広域になって安くなるのではないかとというふうなことが言われていたわけですがけれども、実際問題はこれ見てみると、確かに水道の利用者自身の水道料金は上がらないのだけれども、行政からの広域のほうへの持ち込み、これが年々大きくなっていると。

一つは、町長の判断もありますけれども、やはり広域が全ていいとは私は思わないのですよ。やはり火葬場だとか、ごみ処理だとか、それから医療の問題なんかこれかかりますから、こういう過疎化の中で広

域化はいいのですが、やはりよく考える必要があるのではないかなということで、今回の問題は水道料金の問題について、そういう立場から反対をしたいというふうに思っています。

それからもう一つは、長瀬町を見てみると、町長も観光立町ということ掲げていますが、私は観光立町は大いに結構だと思うのですが、同時に今住んでいる住民の方、今納税している方の生活の実態を見る必要があると。やはりいろんな案が出ました、いわゆる今度新しく出た野上の跡地の問題を含めて。ところが、それぞれ住んでいるところの人たちはもう高齢者が多い、生活道路がそのままになっている状態があっちこっちであります。これどんどん、どんどん、一年一年高齢化していくと。そういう人たちの生活のことを考えると、いわゆる財政の向け方といいますか、それをもう少し、今住んでいる住民の納税をしている方、しかももう高齢者になっていると。ここのところに目を向けた形での運営をしていただきたいという点で見ると、今回のやつはやっぱりちょっと賛成しかねると。努力はいろいろとしているということとはわかりますけれども、そういう方向から私は反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

ただいまお2人のほうから懸念されることが出ましたけれども、私とすると全体的に新しい事業をやりつつも、いろんな予算が絞られているなど感じた部分がありました。あと2番議員のほうからも出ましたけれども、広域化については私も広域の議会に出させていただいていますが、今後の少子高齢化を考えると、秩父地域、特に長瀬については、しっかりと広域で連携してやっていくべきだと思っております。

それと私も毎度のことですけれども、全体的に予算書もしっかり見させていただきまして、わからないところなどはちゃんと質問させていただきました。財政事情等につきましても年々ふえることもなく、しっかりと減らしている方向になります。数字も出しておりますけれども、長くなってしまうのでやめておきますが、このまま同じような形で進めていただきながら、しっかりと町民のニーズ、またいろいろ財政状況を考慮しながら、魅力ある町になるように進めていただければと思いますので、ぜひ皆さんもご賛同いただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、町長の施政方針をしっかりと聞きながら、予算の内容をしっかりとチェックをさせていただきました。予算の使い方にもどうしても納得がいかず、納税者や町内業者の立場を考え、税の公平性から考えて、今回のこの予算に反対をしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 議会議員は、町が繁栄するということを取りあえず願っておると思うのです。それで、せっかく一生懸命いろいろな意見を聞き入れて、町も自分でも努力しながら、ある程度意見を聞きながら町を繁栄させるためには今回は大事な時期でもあるし、心を入れかえ、小さなこと、確かに充て職でも何でも、いろいろ一回ふるってみるだよ。ふるっていろいろのことからチェックして、それである程度はこれからも、今回はまだやっていないようだけれど、やってもらいたいと思う。

せっかく予算が通らないようでもしよがないから、賛成ということです。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することが可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（新井利朗君） 次会の日程についてご報告いたします。

あす9日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（新井利朗君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後5時26分

平成29年第1回長瀬町議会定例会 第3日

平成29年3月9日（木曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 | |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 | |
| 教育長 | 野 | 口 | | | 清 | 君 | 会計 管理 者 | 若 | 林 | 実 | 君 | |
| 総務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 | | 企画 財政 課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 税務課長 | 田 | 寫 | 俊 | 浩 | 君 | | 町民 課長 | 若 | 林 | | 智 | 君 |
| 健康福祉 課長 | 福 | 田 | 光 | 宏 | 君 | | 産業 観光 課長 | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |
| 建設課長 | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 | | 教育 次長 | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 書記 | 青 | 木 | 正 | 剛 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(新井利朗君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(新井利朗君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長(新井利朗君) 日程第1、議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) おはようございます。

議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ10億9,184万3,000円となり、前年度予算と比較し6,373万9,000円、6.2%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(新井利朗君) 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(若林 智君) おはようございます。

それでは、議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

まず、被保険者等の状況についてご説明いたします。平成29年2月末現在、世帯数が1,223世帯、被保険者数は2,081人となっており、これらの方々に保険業務を行うものでございます。

それでは、予算書の127ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,184万3,000円とするものでございます。平成28年度と比較いたしますと、額にいたしまして6,373万9,000円の増額、割合にいたしましては6.2%の増となっております。

内容につきましては、予算説明書に基づきましてご説明させていただきます。132、133ページをごらんください。最初に歳入予算についてご説明させていただきます。

第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税ですが、1億4,304万5,000円で積算させていただきました。

第1節医療給付費分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるものでございまして、所得割額と均等割額により算出した合計額となっております。

第3節介護納付金は介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4節から第6節まででございますが、第1節から第3節までの滞納繰り越し分でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、506万1,000円で積算させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一般被保険者と同様に積算いたしました。

次に、1枚めくっていただき、134、135ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費や介護納付金、後期高齢者医療費支援金の法定割合分32%として、1億4,009万2,000円を積算させていただきました。

次に、第2目高額医療費共同事業負担金ですが、国保団体連合会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、高額医療費共同事業を実施しておりますが、これに拠出する費用に充てるため、国から交付されるもので393万3,000円を積算いたしました。

次に、第3目特定健康診査等負担金でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査保健指導の費用の国の負担分76万9,000円を積算しております。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金の普通調整交付金は、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、特別調整交付金と合わせまして5,998万7,000円を積算いたしました。

次に、第6款第1項第1目の療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てる財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1,170万1,000円を積算いたしました。

次に、1枚めくっていただき、136、137ページをごらんください。第7款第1項第1目前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3億4,161万4,000円を積算してございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金、第2目特定健康診査等負担金でございますが、国庫負担金と同様に県からも負担金として交付されるもので、高額医療費共同事業負担金393万3,000円、特定健康診査等負担金76万9,000円を積算しております。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金は、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金と、人間ドックなどに要する経費等に対して交付される特別調整交付金と合わせて3,065万6,000円を積算しております。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金の4,420万3,000円は、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国保団体連合会から交付されるものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業交付金の1億9,556万7,000円は、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、市町村からの拠出金を財源として費用負担を調整するため国保団体連合会から交付されるものでございます。

次に、第11款繰入金の第1項第1目一般会計繰入金8,535万9,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は法定負担分を、第3節事務費繰入金は国保担当職員の給与費を含みます事務費として、1枚めくっていただき、138、139ページをごらんください。第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うもので、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることから、国保の安定運営を図るため一般会計から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、142、143ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の予算額は2,933万1,000円で、この目の主な事業は、国民健康保険事業を運営するための職員の人件費、国保団体連合会に支払う手数料やレセプト点検業務委託料等となっております。新規事業といたしまして、平成30年度から国保の広域化に伴います国保システムの改修業務委託料でございます。

第2項の徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、144、145ページをごらんください。第2款保険給付費の予算額は6億7,423万9,000円で、予算全体の約60%を占めております。第1項療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費は、一般被保険者や退職被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給いたします高額療養費となっております。

1枚めくっていただき、146、147ページをごらんください。第3項葬祭諸費は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対しまして5万円を支給するもので、第5項出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に出産育児一時金を支給するものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等の1億2,207万1,000円でございますが、後期高齢者医療制度に係る支援金として、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、148、149ページをごらんください。第6款介護納付金の4,527万4,000円でございますが、介護保険第2号の被保険者の40歳から64歳の方から納入いただいた介護保険料を、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金の2億312万2,000円でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため国保団体連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるために拠出するものでございます。

次に、第8款保健事業費の1,178万2,000円は、次のページ、150、151ページをごらんください。第13節

委託料にありますとおり、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導に係る費用となっております。

以上で議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2つあるのですけれども、1つは長瀬町で他町に先駆けて去年の10月からこども医療費の無料化を18歳まで延長したという関係で、国からの来る交付金になるのかあるいは支出金なのかわかりませんが、減額措置がとられているのではないかと思うのです。今までの要するに中学生までのときでも、恐らく小学、中学生までのどこも減額措置がとられていると思うのですけれども、その金額と、さらに今回、高校生までやることによって減額措置がとられたと。その額がわかれば、ぜひ教えていただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは、142ページの徴税费なのですが、これは具体的にはどんなふうに使われているのかということをお伺いしたいと思います。その2点です。

今すぐわからなかったら別に後でも構わないですけれども。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

賦課徴収費の使途ということでございますけれども、主に13節の電算処理業務委託料ということで、そちらのほうが一番大きなものになっております。こちらにつきましては、県町村会のほうに賦課徴収するためのシステムが統一されておりますけれども、そちらのほうの電算業務の委託料の費用でございます。そういったことで、国保税を徴収するための経費ということで、173万2,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員の質問にお答えします。

調べましてお答えしたいと思いますので、済みません。申しわけありません。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって……

○2番（田村 勉君） 2番ですけれども、まだ答えもらっていないのですけれども、徴税费のほうの質問について。

○議長（新井利朗君） 徴税费、先ほど答えましたよ。

○2番（田村 勉君） 失礼しました。

○議長（新井利朗君） しっかり聞いてください。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第2、議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億4,387万9,000円となり、前年度予算と比較し171万9,000円、0.2%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の161ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,387万円とするものでございます。平成28年度当初予算と比較しますとマイナス171万9,000円、マイナス0.2%の減となっております。

次に、予算説明書の166、167ページをごらんください。主なものについてご説明させていただきます。初めに歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料1億5,716万5,000円ですが、現年賦課分と滞納繰越分を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金1億6,808万3,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費、介護予防給付費や、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて交付される国庫負担金や補助金、交付金でございます。

次に、第4款支払基金交付金1億9,930万2,000円でございますが、保険給付費や介護予防・生活支援サービス事業に係る地域支援事業の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付される交付金でございます。

次に、第5款県支出金1億826万9,000円でございますが、介護給付費、介護予防給付費や新しい介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応

じて県から交付される交付金でございます。

次に、168、169ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金1億542万円でございますが、保険給付費や地域支援事業を実施するための財源としての町の法定割合分や、認定調査ほかの事務費などを事務費等繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

また、第2項基金繰入金402万7,000円でございますが、保険給付費に要する保険料の不足分を介護保険給付費支払基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、172、173ページをごらんください。第1款総務費1,242万6,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険事業に係る被保険者証の発行や介護保険システムの保守点検委託料などの一般事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、介護保険サービスを受けるための認定調査に係る費用や介護認定審査会の運営に充てるための負担金でございます。

次に、174、175ページをごらんください。第2款保険給付費6億8,344万2,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用でございます。

第1目居宅介護サービス給付費は、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービスを受けるための費用となっております。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、住みなれた地域を離れず生活を続けられるように地域の特性に応じたサービスで、夜間の訪問サービス、認知症の方向けのサービス、通い、訪問、泊まりなどを組み合わせ合わせたサービスでございます。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等への施設での介護サービスを受けるための費用となっております。

第4目居宅介護福祉用具購入費、第5目居宅介護住宅改修費は、福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給する費用となっております。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、在宅の要介護者が指定居宅介護支援を受けたときに要した費用を支給するものでございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が要介護サービスを受けた場合に係る給付費でございます。

第1目介護予防サービス給付費は、在宅の要支援者が指定介護予防サービスを受けるための費用でございます。

第2目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症対応型介護サービスを利用した場合の費用でございます。

次に、176、177ページをごらんください。第3目介護予防福祉用具購入費、第4目介護予防住宅改修費は、福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給する費用となっております。

第5目介護予防サービス計画給付費は、在宅の要支援者が指定介護予防支援を受けたときに要した費用を支給するものでございます。

第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費については、利用者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に、法令に従いその額と基準額との差額を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費4,482万7,000円でございますが、保険給付費として提供された介護予防事業から地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業に移行した事業費でございます。

次に178、179ページをごらんください。第1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、保険給付費として提供された全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護から地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、第1号訪問事業及び第1号通所事業と新たに緩和した基準によるサービス委託型を実施するものでございます。

第2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者に対し第1号訪問事業、第1号通所事業等の適切なサービスが包括的に提供されるよう必要な援助を行う第1号介護予防支援事業の費用でございます。

第2項一般介護予防事業費362万5,000円でございますが、地域の実情に応じた介護予防事業を推進するため、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、将来的に要介護状態になることを予防するための費用でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費1,614万9,000円でございますが、第1目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるように要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用や、地域ケア会議推進事業となっております。

次に180、181ページをごらんください。第2目任意事業費は、紙おむつ支給、成年後見制度利用支援事業、介護給付費適正化支援事業、認知症サポーター養成事業、住宅改修等支援事業等となっております。

第3目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業者との連携を推進する事業でございます。

第4目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する事業で、新たに生活支援体制整備委託事業として、単身世帯がふえ、生活支援を必要とする高齢者も増加することから、高齢者の在宅生活を支えるための協議体を設置し、多様な主体が生活支援、介護予防サービスを提供することが必要なために、生活支援コーディネーターを配置して地域ニーズの把握やサービスの担い手やサービスの開発等を行い、町とコーディネーターが連携し、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する事業でございます。

次に、180、181ページの下段から182、183ページをごらんください。第5目認知症総合支援事業費は、新たに認知症、地域支援、ケア向上事業として、認知症地域支援推進員による相談や認知症カフェ等を行い、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるような体制づくりを構築するほか、今年度より認知症支援体制を構築するため、秩父圏域1市4町において早期支援機能として医療、福祉、介護の専門職と専門員で構成する認知症初期集中支援チームを設置運営する事業でございます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第3、議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9,241万2,000円となり、前年度予算と比較し287万9,000円、3.0%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成いたします埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっております。町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成29年1月末現在の被保険者数は1,297人となっております。

初めに、予算書の192ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,241万2,000円とするものでございます。この額は平成28年度当初予算9,529万1,000円と比較いたしまして287万9,000円の減額で、割合にいたしまして3%の減となっております。

次に、予算説明書により主なものについてご説明させていただきます。初めに歳入でございますが、197、198ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、6,712万9,000円を積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額で、年金からの特別徴収

保険料は5,000万5,000円、普通徴収保険料は1,685万4,000円で積算しております。保険料につきましては、法律によりまして広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を改定いたしますが、今回は平成30年度が改定の年に当たります。なお、平成29年度の保険料率でございますが、均等割は4万2,070円、所得割は8.34%となっております。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れいたします保険基盤安定繰入金として2,425万1,000円を積算いたしました。

次に、第4款第1項第1目繰越金でございますが、平成28年度からの繰越金といたしまして80万円を積算しております。

続きまして、歳出でございますが、201、202ページをごらんください。第1款総務費の110万7,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,950万円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金20万円でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などによりまして生じた保険料の還付に充てるものでございます。

以上で議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第4、議案第21号 第5次長瀬町総合振興計画（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 第5次長瀬町総合振興計画（案）についての提案理由を申し上げます。

第5次総合振興計画の案を策定したので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第21号 第5次長瀬町総合振興計画につきましてご説明申し上げます。

まず、策定経過の概要につきまして申し上げます。現在の第4次総合振興計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画として策定をされました。計画期間が満了することに伴いまして、本年度策定業務に入り、主幹以下の職員で構成するプロジェクトチーム、課長級以上で組織する策定委員会を設置し、素案づくりに着手をいたしました。10月から審議会を開催し、農業委員会会長であります齊藤實様に会長をお引き受けいただきまして、町長より諮問をいたしました。その間にパブリックコメント等も実施し、町民への周知、意見の公募を行い作成したものが今議会で提案させていただいたものでございます。

それでは、お手元の「はつらつ長瀬プラン【第5次長瀬町総合振興計画】(案)」をごらんください。まず2枚目、1枚めくっていただきますと、目次となっております。大きく分けまして総論と基本構想、裏面になりますが前期基本計画となっております。

今度はまためくっていただきまして2ページをごらんください。総論でございますが、概略をご説明いたします。第1章第1節では、計画策定の趣旨を記載しているものでございます。第2節の計画の役割と位置づけでは、本計画は長瀬町における総合的な行政運営を図るための最上位計画として位置づけております。

次のページになりますが、第3節、計画の構成と期間でございますが、総合振興計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成をしております。下の表をごらんください。振興計画基本構想は、平成29年度から平成38年度までの10年間、基本計画は緑の部分になりますが、前期5年、後期5年に分けて計画をしています。実施計画は3年の短期計画として策定し、毎年ローリングを行い、計画を推進するものでございます。

次の4ページをごらんください。先ほどの構成、期間を図にしたものでございます。昨年策定いたしました人口ビジョン、総合戦略の関係性を示したもので、基本構想では人口ビジョンを、基本計画では総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけ、総合振興計画との整合性を図っているものでございます。

5ページをごらんください。第2章、長瀬町の地域特性から、13ページの第3章、まちづくりをとりまく背景につきましては、人口ビジョンや総合戦略に基づいて策定しているものでございます。

また、18ページから25ページまでにつきましては、総合戦略策定時に実施しましたアンケート調査の結果でございますので、説明は省かせていただきます。

次に、27ページをごらんください。基本構想となります。今回は3月議会に提案いたします議案として、この基本構想の部分が議会でご審議をいただくところとなります。

1枚めくっていただきまして、28ページでございます。まず基本構想、第1章、まちづくりの基本方針、第1節、まちづくりの基本理念でございますが、第4次総合振興計画における「はつらつ長瀬」、「人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくろう」を承継していくものでございます。

次のページをごらんください。第2節、具体的なまちの姿でございますが、長瀬町の将来像をより具体化させ、10年後のまちの姿を定めるもので、3つの柱から成っております。

1つ目としまして、いつまでも暮らしたいまちでは、町民にいつまでも長瀬町に住み続けてもらうには、生活環境、地域コミュニティ、福祉などの施策を充実させ、生活する上で魅力あるまちにしていくとともに、次代を担う世代が長瀬町に愛着を持つことができるようなまちにしていき、多世代が「いつまでも暮らしたいまち」を目指すものでございます。

2つ目としまして、いつまでも活力のあるまちでは、長引く景気の低迷や人口減少に伴う産業人口の減少などが深刻化している現在、地域の活力を維持・活性化し、地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組み、雇用を生み出すとともに、働きやすい環境を整備し、「いつまでも活力あるまち」を目指すものでございます。

3つ目といたしまして、いつまでも輝き続けるまちでは、人口が減少していくことを前提としながらも、その減少率を最小限に抑え、急激な人口減少に歯どめをかけ、長瀬町の魅力を高める施策を総合的かつ戦略的に展開することにより、誰もが「いつまでも輝き続けるまち」を目指すものでございます。

次のページ、30ページをごらんください。第2章、計画の基本フレーム、第1節、将来人口でございますが、下のグラフをごらんください。人口ビジョンを策定する時期が、平成27年度の国勢調査の結果が出る前の平成22年の国勢調査の数字をもとに推計されたもので、平成27年の国勢調査では人口減が人口ビジョンより大きくなっておりますので、今回の計画では平成27年度の国勢調査の数字をもとに新たに推計したものを掲載させていただきました。青い線が人口ビジョンでございます。赤い線が平成27年の国勢調査をもとに再推計をしたものでございます。青い線の人口ビジョンでは、左側の平成27年では7,742人でしたが、平成27年の国勢調査では7,324人となり、当初の推計より418人減少しております。赤い線の再推計では、政策による人口減少、自然増加や社会増加を見込んだ推計とし、平成32年には7,100人台、平成38年には7,000人台とする下方修正の推計をさせていただきました。

次に、31ページになりますが、第2節、土地利用の考えでございますが、土地利用構想でございます。表にありますように、住宅地域、農業地域、森林地域、名勝及び天然記念物「長瀬」地域、農村地域工業等導入地域、観光、レクリエーション地域として、計画的かつ総合的な利用を推進していきます。32ページにつきましては、その概略図となっております。

続いて、33ページ、第3章、施策の大綱でございますが、基本理念の実現に向け5つの視点を踏まえたまちづくりを推進します。

1つ目は、誰もがいつまでも暮らし続けられるまちでは、「町民一人ひとりが、その生涯を通して自分らしくいきいきとした人生を送れるよう、保健・医療・福祉の施策を拡充します。また、町民が思いやりを持って互いに支え合うことができる福祉社会を実現します。」といたしまして、5つの施策が掲げられております。この施策により福祉社会の充実を目指すものでございます。

2つ目は、活力を生み出すまちでは、「長瀬町固有の地域特性を活かした観光産業や商業・サービス業の推進を図るとともに、農業については、経営の安定性、生産性の向上に努めるほか、農商工連携や地産地消の拡大による農業振興を図ります。また、全ての産業を活性化し、雇用の場を確保するとともに、6

次産業等の地域資源を活かした長瀬ブランドを確立し、活力あるまちづくりに努めます。」といたしまして、3つの施策が掲げられております。この施策の実施により産業の振興、雇用の創出を目指すものでございます。

次のページをごらんください。3つ目は、安心して快適に生活できるまちでは、「町民が、安心して快適に生活できるまちを実現するため、防災・防犯体制の整備や生活空間の整備を推進します。また、町固有の豊かな自然環境との調和を図りながらまちづくりを進めるとともに、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目指します。」といたしまして、4つの施策を掲げております。この施策により防災・防犯、環境づくりを目指すものでございます。

4つ目は、一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまちといたしまして、「次代の担い手である子どもが、個性と創造性を備え自立した人間として成長できるよう、学校と家庭や地域社会が連携しながら子どもの育成を図ります。また、全ての町民が生涯にわたって主体的に文化、芸術、スポーツなどを学習できるよう環境を整備し、郷土に誇りと愛着が持てるまちづくりを進めるとともに、お互いを認め合い、尊重する心を育みます。」といたしまして、3つの施策を掲げております。この施策により子供の健全育成や生涯学習の推進を目指すものでございます。

次の35ページでございますが、5では町民と行政との協働によってつくるまちといたしまして、「多様化・高度化する住民ニーズに対して的確かつ迅速に対応するため、効果的で効率的な行政運営を推進するとともに、財源の確保を図り、長期的な視点を踏まえて適正な財政運営に努めます。また、近隣市町村との連携を高め、国・県・関係機関との協調も図りながら、町民、事業者、行政のパートナーシップのもと、地方自治の確立に努めます。」といたしまして、2つの施策を掲げております。この施策により行財政運営を図ることを目指すものでございます。

基本構想については以上でございます。

参考までに次の前期基本計画の構成につきまして若干ご説明をさせていただきます。38、39ページをごらんください。先ほど説明いたしました基本構想の5つの施策の大綱を体系化したものでございます。このような形で体系化されております。

次に、42、43ページをごらんください。例としまして、このページで説明をさせていただきます。まず一番上に1-1、親子が明るく暮らせるまちづくりは、これは大柱となります。次に中柱として、子育て支援の充実となり、主管課は健康福祉課、関連課としまして町民課となっております。まず基本方針がありまして、次に現状と課題、次に施策の展開ではどのようなことをするかということで、ここでは①から次のページの④までの施策を展開するということになっております。関連する主な取り組みでは、現在行っている事業等が記載されております。施策の指標につきましては、この子育ての充実では、合計特殊出生率が平成26年度1.08でしたが、平成31年度には1.40を目標とするものでございます。一番下の四角の中は、この施策に関する関連計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略での取り組み事業が記載されております。

個々の内容につきましては、説明は省略させていただきます。こちらはあくまでも参考資料ですので、本日審議いただきますものは基本構想の部分となりますので、よろしく願いをいたします。

以上で総合振興計画の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは何点か質問させていただきます。

まず、8ページの出生率のところなのですが、1.08だったのが1.27というふうなことで、27年度あるのですけれども、出生率がそれほど多くなくて、出生率が高くなったという理由はどういうところにあるのかなと、ちょっと出生率のところでお伺いしたいと思います。

それから、幾点かあるので。29ページのところで、いろんなところで出てくるのですけれども、具体的なまちの姿というところで、いつでも暮らしたいまちというふうなところで、地域コミュニティというふうなことがほかでもたくさん出てきます。これ以前も言ったことあるのですけれども、区の組織によって随分違うと思うのですけれども、これはどこで総括しているのか。総務課さんになるのですか、例えば区長さんがあって区長会長さんがいてとか、そういう形で町の行政の下部組織というのですか、そんなふうなことになっていると思うのですが、特に私の住んでいる区では、とにかく1年に1回だけしか集まりがないということで、コミュニティをということを隣近所で見守り合いとかそんなふうなこともあります。とにかく状況が全然変わっていかないのです、はっきり言って。

細かく言うと、2つの区が一緒になって上中宿区という区になったのです、上宿と中宿。そうすると会計も全く別なのです。昔の要するに上宿であったお金と中宿は違う、額が違うと。だから、区費の集め方なんかも違うと。それで1つの区だと。交代で区長さんをとということになっていると。そういうことでお正月に新年会の席で今度の区長さんはどなたです、次は誰ですと。それで、うちのほうの上は上、中は中でまたそれが分かれていくと。それで、ただ区長だけが向こうとこっちで行ったり来たりということ。では、コミュニティを醸成しようとかいうふうなことで、では何かあったらというふうなときに、その地域コミュニティということで打ち出しているのですけれども、やはりそういうものについては当初の区長会議か何かといいますか、もう少しそういうコミュニティを重視したようなことを進めていただくというふうな方向にできる、町主導でやっていかないと、うちの区についてはそれがなかなか進んでいかないと。とにかく1年に1回しか顔を合わせないと。それも来ない人もいます。長瀬町の中で行政区では風布を除いて一番世帯数が少ないところなのです。それでそういうことですから、コミュニティをというのは非常に難しい状況なので、これは区の問題なので区でということなのだったらそういうふうに言っていただければと。

それから、将来人口、次のページです、30ページ、国勢調査は5年ごとにやるのだと思うのですが、先ほどのご説明でもあったのですけれども、当初の22年度の国勢調査では7,742名の予定だったのだけれども、7,324人というようなところで実数と違いますよね。こういう調査は何かほとんど国勢調査をもとにして人口統計、または町から資料を出したりとかいうふうなことだと思うのですけれども、一応政府等上げるのは国勢調査の人口とかそういうことでやっていくのかどうか。実数の住民というのですか、居住してる住民の数が大分いつも違うので、これしようがないのだと思うのですが、国政調査こんなのでは要らないのではないかなと。要するに長瀬町の総人口は3月の、きょうは9日です、9日現在では何人だともうわかっているわけです、町民課さんでは。だから、その数字を国に報告すればそのほうが実数に近いような気がするのですが、これはここの質問ということではないかもしれません。

それから、33ページ、施策の大綱ということで長瀬ブランド、ここにも載っています。これ10年間でぜひそういう方向に持っていただけるか、持っていただきたいと。

それから、34ページの、これも3-4です。循環型社会の創造ということですが、これ資源ごみの問題

とかいろいろあると思うのですが、以前もごみを減らそうというふうなことが議会でも出たと思うのですが、なかなか難しいと思うのですが、この循環型社会の創造ということですか、どのように考えやっつけていかれるのかなど。

前期基本計画の本題のほうに入らせて、幾つかだけ。44ページのところですが、高齢者福祉の充実というふうなことで、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯は年々増加し認知症などというふうなことがここに書かれております。以前町長さんの議会での答弁で、まだこういうのはお知らせする段階ではないというふうな発言がありましたけれども、やはりこれ知らせていただいたほうがいいのかという私は気がしております。実際長瀬町では高齢者が1人で住まわれているというふうな高齢者のみの世帯数ですか、その2つぐらいについてはある程度の概数はどのくらいなのだろうなというのを知らせてもいいのではないかなと思います。

あともう少し、中身のほうにちょっと入ってしまうのですが、59ページ、基本構想、いいですか、これまち・ひと・しごとのほうでの37ページには入り込み観光客数というのです、平成31年度250万人となっているのですが、これも今度では280万人になっていると。32年度ですけれども、これは現況がふえたとなっているのでこういうふうに変更したというふうなことなのでしょうか。

あともう1点だけ。2点あります、済みません。以前も指摘したのですが、65ページの一番上です。1番のところ「多様な消費者ニーズに対応するため、地域に密着した商店街と大規模店舗との機能分担と相互連携を図り」というふうなことが書いてあるのですが、地域に密着した商店街、これは揚げ足をとるわけではないけれども、この言葉がこの町にふさわしい言葉かどうか。以前町長さんは商店街というと観光商店街さんもあるというふうなお話確かにされたわけですが、これはそういう意味の商工業ということで、やはり買い物とかいうことだと思うのですが、この65ページの地域に密着した商店街という言葉がここに出てくるのがどうも納得できないという感じがあります。

あと1点だけ観光のほうで、済みません、観光が出ているのは、58、59ですか。では、ちょっとここではないので、後でもし、済みません、1点だけ言葉の使い方がどうなのだろうというのがありましたので、答えられる範囲でお願いできればと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

何点かあったと思うのですが、まず基本的に前期基本計画につきましては、今回ご審議の内容ではございませんので、後ほど担当課のほうで聞いていただきたいと思います。

まず、出生率の関係でございますが、1.27ということで、この原因ということでございますが、この資料の中では県の保健所が出した統計をもとに作成しているもので、現在その検証についてはしてない、私のほうではしておりません。なぜふえたかというのはちょっとわかりません。

2番目のコミュニティの関係でございますが、これは総合振興計画の基本構想については、あくまでも総体的なことでございますので、具体的な事例まではこの中に載ってきませんので、総体的にコミュニティのよいほうに向けていくということで記入しているものでございますので、具体的なことについてはまた個々に相談をしていただければと思っております。

あとは人口推計について、国にはこの数字を上げるのか、国勢調査と実際の人数が違うということでございますが、国勢調査はあくまでもそこに住んでいる方の数でございます。町で出している人口につきましては、住民基本台帳に登録されている人の数でございますので、調べるもの自体が違いますので、国勢

調査では実際、長瀬町に住所があってもいない方についてはマイナスになっておりますので、実際の数字は、国としては実際の数字が知りたいということですので、国勢調査の数字をもとに上げております。

以上でございます。

- 5番（村田徹也君） 商店街については、そういう言葉が入っているのだけれども。計画の中の一部です、それには触れないということですね。基本計画……。
- 議長（新井利朗君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（齊藤英夫君） あくまでも基本計画の内容につきましては、担当課に後で聞いていただきたいということで、先ほど答弁させていただきましたとおり後で聞いていただければと思います。
- 議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、これより議案第21号 第5次長瀬町総合振興計画（案）についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第5、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案の内容について、提出者の議会運営委員会委員長の説明を求めます。
染野光谷君。
- 10番（染野光谷君） 発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。
議会だよりを発行するため議会だより編集委員会を立ち上げる予定ですが、現在の会議規則では、地方自治法第100条第12項による協議または調整を行うための場合は全員協議会のみであり、これに議会だより編集委員会を加えるとともに、必要な事項を改めたいので、この案を提出するものです。
内容としては、協議等の場が全員協議会とあわせて議会だより編集委員会の複数になるため、別表を設けようとするものです。また、協議会等の場を臨時に設けようとするときの規定、協議会等の場の透明性を確保する観点から、別表に、「名称」「目的」「構成員」「招集権者」を明記するとともに、「運営その他の必要な事項は議長が定める。」旨の委任規定を設けようとするもので、明細についてはご配付してあります資料をごらんください。
- 議長（新井利朗君） ただいま提出者から説明がなされました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（新井利朗君） 日程第6、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

村田徹也君。

○総務教育常任委員長（村田徹也君） 平成29年3月7日、長瀬町議会議長新井利朗様、長瀬町議会総務教育常任委員会委員長村田徹也。

委員会調査報告書。本委員会は、所管事務調査を実施したので、調査の結果を下記のとおり長瀬町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1枚めくってください。別紙1、調査事項、特別支援教育の現状についてということで、内容はこの用紙を見ていただきたいと思います。調査目的としては、障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服できるような教育環境を確立するというもので、目的に行いました。

調査期日等は、そこに書いてあるとおりです。調査結果につきましては、各施設ごとにまとめてありますので、目を通していただけたらと思います。

まとめとして、総評を朗読させていただきます。日本国憲法第14条に規定されている法のもとの平等ということを根底に、人間は全ての場での機会均等が原則とされている。障害者においても、平成14年に障害者基本計画が閣議決定され、障害者総合支援法や障害者差別解消法などが新たに施行された。さらに、発達障害者支援法なども成立し、地方自治体での責務も明記されるようになった。しかし、法は整備されても、ノーマライゼーションの考え方が社会全般に普及されていない現状もある。

町としては、学校教育、社会教育全般を通じて障害者教育の充実を図っていかねばならない。そのため、障害教育基盤整備のための財政支援を充実していく必要がある。

さらに、あらゆる機会を通じて偏見や差別のない社会を構築していく意識を醸成するような手だてが必要である。この実現には、町内教育の現状把握を正確に行い、課題を認識した施策を展開すること

が重要である。このことにより、教育全般における個を大切にした人材育成につながることになる。

別紙2、調査事項ですが、高齢化社会に対応するための施策について。調査目的は、高齢化社会の現状を把握するとともに、先進地域視察を行い町内の実態に応じた施策を探るということで、4に具体的に調査した施設等が記入してあります。調査結果についても同じように5番で各施設ごとに書いております。

総評として、地域包括支援センターは、役場内に直営式で設置され、町内住民の「総合相談」「介護予防」「サービスの連携・調整」「虐待防止」などの業務を総合的に行っている。

福祉行政の中核を成す地域包括支援センターは、高齢者等の暮らしを地域でサポートするための拠点となるので、住民の相談しやすい場所、施設でなければならない。それとともに介護、福祉、健康、医療などさまざまな分野の連携がとれていることが重要になってくる。そのためには、当センターの設置場所等の改善も視野に入れるべきである。

要支援者とともに要支援以前のハイリスクグループを継続的にマネジメントすることにより総合的な支援がなされ、元気な高齢者が生きがいを持って生活できるまちが確立される。この実現のための専門職員として保健師・主任ケアマネジャーは配置されているが、社会福祉士の配置がなされておらず、その配置を含め人的加配も必要である。

地域密着型サービスの充実と支援事業の提供を行うには、地域住民のニーズを把握することが必要であるので、そのニーズの収集方法をさらに深化させねばならない。

また、体系的・一体的なサービスを提供するため、医療福祉介護など各事業者の調整を行う役割の強化を図っていく必要がある。

以上です。

○議長（新井利朗君） 以上で総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告を終了いたします。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第7、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これをもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって……

〔「２番ですけれども、今質問があるのですけれども」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ここは今質問、まあ……

〔「閉会する前に質問があるのです」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） では、ちょっと休憩します。暫時休憩します。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時２９分

○議長（新井利朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など21件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご承認、ご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これらを検討し、対応してまいりたいと存じます。

特に今議会では、町の最上位計画である第5次総合振興計画をご承認していただきました。この計画でお示した10年後の将来像に向けて職員一丸となって進めてまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても引き続きご指導、ご協力をいただき、町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の予定でございますが、3月11日の土曜日、中央公民館でスポーツ賞授与式を行います。翌12日曜日には恒例の公民館・ホームまつりを中央公民館で開催いたします。

次に、小中学校の卒業式、入学式についてですが、中学校の卒業式が3月15日の水曜日、小学校は23日の木曜日、入学式は、中学校が4月10日の月曜日、小学校が11日の火曜日でございます。年度がわりの何かとお忙しい時期ではございますが、ご参列いただき、児童生徒の成長した姿をごらんいただきたいと思っております。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、平成29年度当初予算を初め条例の制定、改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し深く敬意を表します。

なお、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成29年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年5月30日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 染 野 光 谷